
第 29 回
日本家族社会学会大会
報告要旨

2019 年 9 月 14 日（土）・15 日（日）

開催校・会場：神戸学院大学ポートアイランドキャンパス

第 1 日目 2019 年 9 月 14 日 (土)

午前の部 10:00~12:30

自由報告 (1)

教育格差のかくれた背景

「準拠枠としてのネットワーク論」の妥当性

荒牧草平（日本女子大学）

1. 3つの前提を超えて：「核家族枠組」「地位・資源論」「外的制約論」

教育格差の家族的背景をとらえようとする研究は、これまでも数多く行われてきた。調査の対象や分析のアプローチは多岐にわたるものであったが、数年前に至るまで、ほとんどの研究は「核家族枠組」を採用してきた。すなわち、子どもの教育達成の階層差を規定するのは、親の社会経済的地位や文化的背景（文化資本）だとする立場である。しかしながら、近年、教育達成に対する多世代にわたる家族や親族の影響について理論的・実証的研究が活発化している（Mare 2011; Hällsten 2014; Song and Mare 2017; 荒牧 2016 など）。これらの知見をふまえるなら、教育格差の背景には従来のような核家族だけでなく拡大家族も含める必要がある。

一方、家族的背景が影響する理由に関しては、核家族枠組に留まる場合であれ拡大家族にも着目する場合であれ、多くの研究が「地位・資源論」に基づいていたと言える。つまり、親であれ祖父母やオジオバなどの親族であれ、彼らの持つ社会経済的地位や文化的背景が、子どもの教育達成を差異化させるという見方である。しかし、ウィスコンシン・モデル（Sewell et al. 1969 など）のように、教育達成過程における社会心理学的なメカニズムを考慮するなら、少し違った観点から考えることも可能になる。ウィスコンシン・モデルでは、子どもの教育・地位達成が、親や教師といった「重要な他者」の影響を受けることに着目していた。この視点を少しずらすと、親の意思決定が、親にとっての「重要な他者」の影響を受けると想定することもできるだろう。つまり、親という行為者に着目するなら、その教育行為が、「重要な他者」である自分の親キョウダイ（子どもの祖父母やオジオバ）の影響を受ける（それが結果的に子どもの教育達成につながる）と考えるのは納得のいくことである。つまり、子どもの教育達成に対する拡大家族効果は、親の教育態度に対する「重要な他者（としての親キョウダイ）」の影響によるとみなすことができる（荒牧 2018a）。

ところで、親の教育態度に影響する「重要な他者」としては、家族や親族に限られないパーソナルネットワークも含まれ得ると想定できるだろう。実際、小中学生の母親の教育態度は、ママ友や学生時代の友人など、家族以外のネットワークメンバーが持つ学歴や考え方にも影響を受けることが確認されている（荒牧 2018b）。しかも、その影響は周囲のメンバーが外側から母親の意識や行動を制約するとする「外的制約論」の見方よりも、母親の側がネットワークメンバーの地位や考え方を意図的に参考にしているという見方（参照論）によって、より上手く説明できることも明らかになっている（荒牧 2019）。

以上より、教育格差は、ネットワークメンバーを準拠枠として親の教育態度が形成される（その準拠枠の選択に社会的位置づけが関与している）ことによっても生み出されていると考えることができる。

2. 研究方法と結果

上述した「準拠枠としてのネットワーク」論の視点から、小中学生の母親を対象とした調査を行い、その成果の一部を昨年の本学会でも報告した。本年は、新たな調査データも加えて、その妥当性や信頼性について検討した結果を報告する（詳細は当日）。

以下、結果の一部を紹介する。昨年の学会で、ネットワークメンバーと子どもとの直接的な交際について質問が出た。これに関連した結果は以下の通りである。①メンバーと子ども自身との直接的な接触頻度は、メンバーの続柄に左右される（自分の親>夫の親と自分のキョウダイ>友人・知人）。②しかし、接触頻度の多い者ほど参考にされているわけではない。つまり、母親自身であれ子どもであれ、接触頻度は続柄やアクセスの容易さに左右されるが、それは教育態度に対する影響力とは直結しない。これは、教育態度に影響する準拠枠が行為者によって意図的に選択されていることを示唆しており、「準拠枠としてのネットワーク」論の見方と整合する。

キーワード： 教育態度 準拠集団 社会空間

就業経歴類型からみる出産・育児期女性の働きかたの時代的变化とその要因分析

麦山亮太（一橋大学・日本学術振興会）

問題の所在

この数十年国際的に女性の就業率が上昇しており日本も例外でない。しかし就業率の上昇とは対比的に、日本の就業者におけるジェンダー格差は未だ大きく、労働市場における女性の社会経済的地位は低く留められている。その背景には、出産を機に就業を中断するということがある。これまでの研究は出産時点の就業継続／中断に注目する一方で、出産後の女性がどのような就業パターンをたどり、またそれがいかに変化してきたのかは十分に明らかになっていない（西村 2014）。そこで本研究の目的は、出産・育児期の女性の就業パターンがいかに変化してきたのか、そしてそれがいかなるメカニズムによって変化してきたのかを明らかにすることにある。

女性を取り巻く社会的な状況は大きく変化した。高学歴化が進展し、晩婚化・出生数の減少が進んだ。働く母親を持つ女性も増加している。これらの変化はいずれも欧米先進国においては子どもをもつ女性の就業参加を促進してきた要因であった（Van der Lippe and van Dijk eds. 2001）。対して、日本は従来より女性の人的資本と労働参加の関係が弱いと指摘されてきた（Brinton 2001）。労働市場が硬直的で性別役割分業が強い社会においては、女性自身の変化が就業参加へと反映しない可能性がある。そこで、先に述べた社会変化が出産・育児期女性の就業パターンの時代的变化に対してどの程度寄与したのかを検討する。

方法

1985, 1995, 2005, 2015 年社会階層と社会移動調査（以下、SSM 調査）の合併データを使用する。各調査の職業経歴データより、第1子出生3年前、第1子出生時点、第1子出生3年後、6年後、9年後の5時点におよぶ就業／非就業履歴に関するデータを構築し、分析に使用する。分析対象は第1子出生年が1966–2005年であり、かつ18–43歳の間第1子を出生している女性である。ただし調査時点において第1子出生後9年経過していない者、その他使用する変数に欠損がある者は分析から除外する。以上の処理により分析に使用するサンプルサイズは5,000弱となる。

暫定的な結果

まず先に述べた5時点の就業パターンをもとに、(1) 継続就業 (2) 継続非就業 (3) 出産時退職 (4) 早期再就職 (5) 晩期再就職 (6) 晩期退職、という6つの就業経歴類型を作成した。これらの構成割合を10年区切りのコーホートごとにみると、(1) 継続就業の割合は一定傾向にある一方で、(2) 継続非就業あるいは(3) 出産時退職の割合は減少し、代わって(4) 早期再就職 (5) 晩期再就職の割合が大きく増加していた。再就職が早まっていることが、出産・育児期女性の就業率の上昇を促しているといえる。再就職グループの従業上の地位は非正規雇用に偏っており、再就職を経て労働市場の周辺部に集中している様子がうかがえる。

ついでこれらの分布の変化が高学歴化や晩産化、子ども数の減少、出身家庭の変化によってどの程度説明できるかを検討するため、多項ロジットモデルを用いて就業パターンと独立変数の関係を推定したのち、1966–1975年出生コーホート時点で独立変数の分布を揃えたうえで反実仮想的な就業パターンの分布のトレンドを算出した。結果、これらの社会変化が女性の就業経歴タイプの分布を変化させる程度はきわめて小さく、労働市場外の社会変化は女性の就業経歴の変化に寄与したとする結果は得られなかった。潜在的に就業参加を促すとされてきた社会変化は、それだけでは出産育児期女性の就業を促進するわけではないことが示唆された。

付記

本研究はJSPS 科研費特別推進研究事業（課題番号25000001）に伴う成果の一つであり、SSM 調査データ使用にあたっては2015年SSM 調査データ管理委員会の許可を得た。

（キーワード：女性のキャリア、出産・育児期、職業経歴）

初婚行動と出生行動の関連について
-東大社研パネル調査と SSM 調査の分析結果から-

○茂木暁（東京大学）

目的

本報告は、初婚タイミングと出生行動の関連について分析する。いわゆる少子化の進行は、20 世紀後半の先進諸国が共通して経験してきたものである。そのなかで、日本については、結婚行動が出生行動に強く影響し、とりわけ初婚年齢が高いことが出生行動を抑制するという特徴が指摘されてきた。例えば、1970 年代以降に生じた合計特殊出生率の低下の 7 割程度は、女性の未婚率や初婚年齢の上昇によって説明できるという知見（岩澤, 2015）や、妻の初婚年齢が 24 歳以下であれば、完結出生児数が 2 を上回るのに対して、25~26 歳になると 1.91 と 2 を下回り、31 歳以上になると 1.56 まで低下するという知見（国立社会保障・人口問題研究所, 2017）は、初婚年齢の高さが出生行動を抑制するという関連を示唆する。しかし、そのような関連が、多くの個人に同じような規模では成立するのか、それとも個人属性ごとに異なるのかについての検証は少ないこと、そして、初婚も出生も観測打ち切りの問題が生じうる事象であるが、それへの対処を行った分析もまた少ないことを指摘できる。

データ・方法

以上のような点に考慮するために、個人の初婚と出生の履歴について情報をもつ東大社研パネル調査の若年・壮年調査データ（東大社研パネル調査）と SSM 調査 2015 を統合したデータを利用して分析を行う。まず、初婚行動と出生行動の両方に影響しうる個人属性である学歴の違いごとに、初婚年齢と出生行動の関連がどのように変わるのかについて記述的分析を行う。また、観測打ち切りの問題に対処でき、出生タイミングの情報まで含めて分析できるハザード率を使った推定モデルを利用して分析する。

結果

記述的分析より、女性の初婚年齢が高くなるほど、第 1 子および第 2 子の出生イベント経験比率が低くなるという負の関連が成立することがわかった。他方で、大学卒以上の学歴をもつ女性の場合、非大卒学歴である場合と比べて、女性の初婚年齢の高さと第 1 子および第 2 子の出生イベント経験比率の負の関連がやや弱くなるという結果を得た。ハザード率を使った推定モデルの分析の結果については報告時に述べる。

文献

岩澤美帆, 2015, 「少子化をもたらした未婚化および夫婦の変化」, 高橋重郷・大淵寛編『人口減少と少子化対策<人口学ライブラリー16>』原書房: 49-72 頁。

国立社会保障・人口問題研究所編, 2017, 『2015 年 社会保障・人口問題基本調査（結婚と出産に関する全国調査）現代日本の結婚と出産—第 15 回出生動向基本調査(独身者調査ならびに夫婦調査)報告書—』国立社会保障・人口問題研究所。

謝辞

東大社研パネル調査: 本報告は、日本学術振興会（JSPS）科学研究費補助金・特別推進研究（25000001, 18H05204）、基盤研究（S）（18103003, 22223005）の助成を受けたものである。東京大学社会科学研究所（東大社研）パネル調査の実施にあたっては、社会科学研究所研究資金、株式会社アウトソーシングからの奨学寄付金を受けた。東大社研パネル調査データの使用にあたっては、東大社研パネル運営委員会の許可を受けた。

SSM2015 調査: 本報告は、JSPS 科研費特別推進研究事業(課題番号 25000001)に伴う成果の一つである。SSM2015 調査データの利用にあたっては、2015 年 SSM 調査データ管理委員会の許可を得た。

キーワード: 初婚行動、出生行動、家族形成行動

少子社会のパラドックス 家族政策か母親就労支援か

白波瀬佐和子（東京大学）

はじめに

日本は1970年代半ばより、合計特殊出生率が人口置換水準に達しない状況が継続する少子社会である。2005年、日本の合計特殊出生率は1.26の最低を記録し、その後上昇するも2017年時点で1.43と人口置換水準の2.07までに大きく届かない。1990年の1.57ショックを契機に、日本は本格的な少子化対策に取り出すが、その効果を合計特殊出生率から判断すると残念ながら思い通りの政策効果は認められない。1990年代以降の少子化対策の流れをみてみると、子どものいる家庭を対象とする家族政策的視点と、2007年以降のワーク・ライフ・バランスの流れを汲む働き方改革的視点に分けることができる。例えば、前者は、かねてから指摘されてきた家族関係政府支出の対GDP比の低さへの対策として捉えることができ（都村 2002）、もう一つは、男女間の賃金格差の大きさで代表される、労働市場における女性の地位の低さへの対応である。本稿では、子どものいる世帯における母親収入が対象世帯全体の不平等度を説明する程度を国際比較することで、少子社会の家族政策と母親雇用で代表される雇用政策との関係を探る。

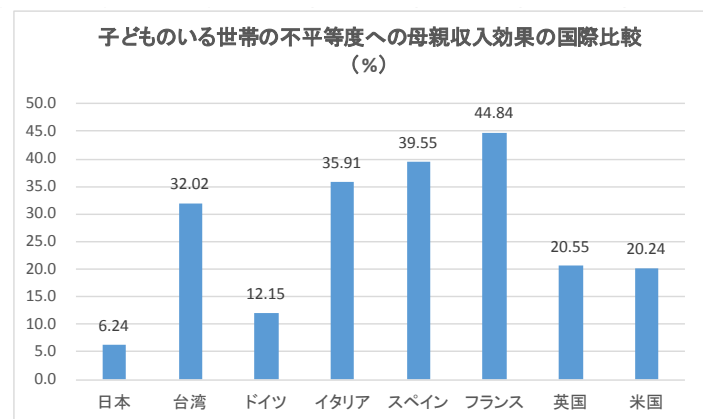
データおよび分析手法

本稿で分析するデータは、日本が国民生活基礎調査、他国がルクセンブルグ所得データ（2010年ごろ調査を中心）である。比較対象国は、ドイツ、フランス、スペイン、イタリア、イギリス、アメリカ、台湾である。ここでいう少子社会国とは、ドイツ、スペイン、イタリア、台湾であり、フランス、イギリス、アメリカは非少子社会として比較の際に適宜用いる。具体的には、世帯の等価可処分所得の分散を妻による収入によってどの程度説明できるのかを、平方変動係数（Squared Variance of Coefficient：SCV）を用いた要因分解によって明らかにする（Shorrocks 1982）。要因分解式は以下の通りである。

$$SCV = \sum_k \frac{\text{cov}(Y_k, Y)}{\mu^2} = \sum_k \frac{1}{2} \left[\frac{\text{var}(Y_k)}{\mu^2} + \frac{\text{var}(Y_k) + 2\text{cov}(Y_k, Y - Y_k)}{\mu^2} \right] \quad Y_k \text{ は } k \text{ 番目の所得源}$$

分析結果

分析の結果、子どものいる世帯の不平等を説明するにあたり、母親による収入効果が最も低いのは日本であり、同じ少子社会のドイツも低いことが確認された。その一方で、ドイツは子どもの貧困率が比較的 low、家族関連社会支出の対GDP比も比較的高い。子どもの貧困率がOECDにおいても比較的高く、家族関連社会支出の低いことが特徴的である日本とは状況が大きく異なる。つまり、低出生国であるという点で、ドイツと日本は共通



出所：日本＝国民生活基礎調査 他国＝ルクセンブルグ所得データ

し、また母親就労の限定的な不平等度や貧困回避機能という点でも両国は共通する。その一方で、ドイツのように、政府による積極的な家族政策が必ずしも高い合計特殊出生率に直接結びつくわけではない。政府による家族政策と労働市場におけるジェンダー格差（本稿では母収入効果）との関係は、同じ少子社会にあっても異なることが確認された。

（キーワード：子どものいる世帯の不平等、母親収入効果、家族関連社会支出費）

親子関係における血縁
——血縁がもたらす効果に着目して——

久保原 大（首都大学東京）

1. はじめに

ステップファミリー、特別養子縁組、非配偶者間人工授精のように、現代家族の親子関係における血縁は自明のものではなくなっている。しかしながら、生物学的血縁（遺伝的つながり）は、その親子を遺伝的親子たらしめる唯一のものである。つまり、法律に基づく社会的親子関係においては、生物学的親子関係が保証されるものではない。このことは、生物学的血縁が社会的親子関係において、乗り越えられるものとして捉えられている、もしくは生物学的血縁がもたらす効果が考慮されていないとみることもできる。

けれども、血縁とはそれほど簡単に乗り越えることができるものなのだろうか。血縁は、「切っても切れない」ものとして捉えることもできる。そのことがもたらす効果は、人びとにさまざまな意識をもたらす。社会問題のなかには、血縁がもたらす効果、つまり、血縁意識が関与していると思われるものがある。それにもかかわらず、これまで人びとの血縁意識がどのようなものであるかが問われたことはない。

そこで本報告では、親子関係における血縁とその効果に着目し、人びとの血縁意識を捉えることの重要性を提示したい。

2. データと方法

本報告では、子ども虐待を血縁（意識）という視点から検討する。それは、子ども虐待の問題は、子ども自身で解決することができないものであることと、子ども虐待に血縁（意識）が関与している場合、現在の対応では対処できないからであり、さらに死亡事例（心中を除く）が減少していない現状において喫緊の課題であると考えられるからである。用いるデータは、「主たる虐待者の推移（児童相談所）」「児童虐待の現状」「児童相談所における児童虐待相談対応件数、児童虐待相談の相談種別×主な虐待者別」「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」（厚生労働省）、「児童虐待及び福祉犯の検挙状況」「平成 28 年における少年非行、児童虐待及び児童の性的搾取等の状況について」（警察庁）、「シングルペアレント世帯数」「家族類型別一般世帯数」（総務省）、「児童虐待に関する文献研究」（子どもの虹情報研修センター）、「平成 13（わ）135」（福岡地方裁判所飯塚支部）、「平成 15（わ）33」（大分地方裁判所刑事部）、「平成 17（う）80」（広島高等裁判所岡山支部第 1 部）である。

3. 結果と考察

まず本報告において血縁意識とは、人びとが社会的親子関係に「血縁がある／ない」ということがもたらす効果にどのような意味づけをするかによってもたらされるものであると定義する。したがって、それは固定されたものではなく、その人が置かれる状況によって変化するものである。

児童虐待相談対応件数における主たる虐待者は、約 8 割が実親からによるものである。その一方で、児童虐待検挙状況をみると、実親の非血縁パートナーの存在が大きく浮かび上がってくる。昔ばなしにもあるように、継親からの虐待は珍しいこととは捉えられていないだろう。しかしながら、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」「児童虐待に関する文献研究」では、非血縁パートナーの存在を指摘することはあっても、それに血縁（意識）が関与しているかは検証されていない。

そこで、判例をみてみると、血縁がないこと（自分の子どもではないこと）が要因となったり、離婚した元パートナーに似ていることが要因となったというように、血縁がないことだけではなく、血縁があることも虐待の要因となるケースがあることがわかる。現在、子ども虐待の問題は、貧困や育児ストレスなどから検討されることが多いが、上記のようなケースに対しては、血縁意識という視点からのアプローチが必要であり、そのためには、人びとの血縁意識がどのようなものであるかを捉えることが重要であると考えられる。

（キーワード：親子、血縁（意識）、子ども虐待）

家族意識と「自立」との関係
若年がん経験者を対象に

笠井敬太（大阪大学大学院）

本報告は若年がん経験者に焦点をあて、家族意識と「自立」との関係性を捉えることを目的とする。患者本人だけでなく、その周囲に位置する親や医療関係者などの言動をもとに、個々が抱く家族意識に迫る。さらにそのような家族意識が、若年がん経験者の自立の達成にいかなる影響を及ぼすのかを明らかにする。

本報告では、がんを抱えながら 10 代を過ごした経験のある者を対象とする。若くしてがんを抱えることによる身体的な能力低下や意思決定能力の低下のために、患者本人は生活の大部分で親の力を頼ることになる。病気を抱えた子の日常的なケアを担うのは大半が母親であり、そのため若年がん経験者は罹患後から密着した母子関係を築くことを余儀なくされる。さらにこのような母子関係は、患者本人が心身ともに成長を果たした後も継続するため、親からの自立を目指す際に一つの問題として立ち現れる。本報告における調査対象者の現在の年齢は 10 代後半から 20 代であり、一般的な自立期である前期青年期に位置している。しかしながら若者の自立が困難であるといわれている昨今の状況を踏まえると、密着した母子関係を築かざるをえない若者がん経験者の自立がより困難をきわめることは想像に難くない。このような環境にある若年がん経験者にとって、自らや周囲の環境が抱く家族意識は、自立を達成するうえでいかなる影響を及ぼすのだろうか。

報告者はこれまで、患者会などの各種団体におけるフィールドワークに加え、患者とその親へのインタビュー調査を実施してきた。その中で、物事の決定に際して常に親の視線をうかがう 20 代の患者や、患者である子どもの意見を代弁する母親、さらに患者ではなく親の方を向いて検査結果を説明する医師など、若年がん経験者を取り巻く環境において「家族」を想起させる事例が散見された。加えて患者の母親に対するインタビュー調査からは、「この子の病気は私のせい」、「親としてしなければならぬ」という思いから、患者である子どもの生活や選択に対して過度に関わろうとする母親の姿が明らかになった。こうした親の態度は障害学分野における岡原の議論にも共通する点がみられる（岡原 1990: 92-3）。このように患者本人を含めた周囲の環境で抱かれている家族意識は、患者本人と家族との結びつきをより強固にし、母子密着を継続させることに寄与する。さらに若年がん経験者に対してなされる親のパターナリスティックな行為も、「家族だから」という理由のもと顕在化せず、その結果、患者本人の主体性が阻害されることになる。

参考文献

岡原正幸,1990,「第 3 章 制度としての愛情—脱家族とは」,安積純子,岡原正幸,立岩真也編,1990,『生の技法—一家と施設を出て暮らす障害者の社会学』藤原書店,75-100

キーワード：自立、家族意識、がん

「あいまいな喪失」としての早期自然流産
—当事者に対する聞き取り調査の分析を中心に—

○加藤朋江（福岡女子短期大学）

1. 背景と目的

現代の日本においては、ひとたび女性の「妊娠」が確認されると、その胎児（胚、胎芽）は人為的な力を加えないかぎり母胎内でゆるやかに成長し、やがて出産の日を迎え、生きてこの世に誕生するということが想定されている。だが、妊娠週数 12 週（4 か月）未満の早期の自然流産は、生物学的に食い止めることのできない現象であり、文献によっては全妊娠のうちの 10～20 パーセントにあたる妊娠がそのような結果を迎えるとされている（藤井 2003）。

自然流産については、医学的な視点による研究は数多く蓄積されているものの、当事者である女性たちに焦点を当てた分析についていえば、2000 年代以降にやっと日の目を見るようになったと言ってもよいだろう。たとえば、死産と流産に関しては、2000 年代以降インターネット上に当事者コミュニティが立ち上がった（「天使の梯子」等）、当事者の手記を元にした書籍（『誕生死』2002 等）が出版されたりしている。また、マスコミにおいても『AERA』において 2017 年に「みんなの知らない出産」と題した特集が生まれ、死産や流産といったこれまで公にされることのなかった女性たちの経験が取り上げられることが例として挙げられる。だが、少なくとも公刊された書籍や大手マスコミの特集における「流産」の事例は、妊娠後期流産（妊娠 12 週以降）であることが多く、妊娠 12 週未満だけの事例の紹介は少ない。本報告では、「全妊娠のうちの 10～20 パーセント」とされる（ほどに頻度が高く、だが、ほとんどその経験が共有されない）早期自然流産を経験した女性への聞き取りをもとに、当事者たちがその経験をどうとらえていたのか（または、いるのか）を明らかにする。

2. 研究の方法と視角

本報告では、早期自然流産を経験した女性たちへの聞き取り調査を中心に分析をおこなう。調査は 2015 年に開始され現在も継続中であるが、さしあたり、以下の知見を得るに至っている。

①妊娠検査薬の市販化や超音波検査の画像の精緻化などに伴い、女性たちはより早期において自身の妊娠を知るに至る。本報告における聞き取りの対象者においては、妊娠判定と同時に胎児（胚、胎芽）のことを「赤ちゃん」として認識し、人格化する傾向がみられた。

②その妊娠が待ち望まれていたものであればあるほど、早期流産という結果に終わっても、「赤ちゃん」を母胎内で育てていた数週間は当事者にとっての貴重な母親としての時間となる。そして、生物学的には「胚の消失」である事象が、当事者にとっては「我が子の喪失」としてとらえられる。

③早期自然流産が我が子の喪失とされる場合、それは公式的な証明書や遺体や葬儀等を伴わない死別であり、ポーリン・ボスのいうところの「あいまいな喪失」（Boss 1999=2005, 21）となって、当事者や家族にはその受容が大きな課題となる。

報告では、以上の点を中心に、とくに当事者の女性たちの死生観や子ども感に焦点を当てて分析をおこなう。
文献

Boss, Pauline, 1999, *AMBIGUOUS LOSS: Learning to Live with Unresolved Grief*, Harvard University Press.（南山浩二訳, 2005, 『「さよなら」のない別れ 別れのない「さよなら」—あいまいな喪失—』学文社）
藤井和行, 2003, 『流産』東京図書。

【付記】本報告は、科学研究費補助金基盤研究（C）「早期自然流産が女性の死生観と生活の再構築に与える影響についての社会学的研究」（研究代表者 加藤朋江、2019～2023 年度、課題番号：19K12625）の助成による成果の一部である。

（キーワード：早期自然流産、あいまいな喪失、子ども観）

「結婚」、「同性婚」、「同性愛／異性愛カップル」などの用語を批判的に検討する
～SOGIに敏感な視点を家族研究に取り入れる試みとして～

大山治彦（四国学院大学）

1. 目的

本報告の目的は、SOGIに敏感な視点から、結婚やカップルなどに関するいくつかの概念について批判的検討をおこない、SOGIに敏感な視点による家族研究を行うには何が必要か、論ずることである。

2. 結婚は3層構造になっている

結婚は、①法律婚、②法律婚に準ずる地位を認める諸制度による結婚、③事実婚の3層構造になっている。しかし、わが国では、結婚＝法律婚（婚姻）とされ、結婚が3層構造であることに意識的ではない。法律婚に準ずる地位を認める諸制度による結婚には、登録パートナー制度や法定同棲、PACSなどが含まれ、DP制度などと呼ばれている。こうした制度の多くは、法律婚の枠外におかれた同性カップルのために創設されたものである。しかし、異性カップルも利用できる国もある。わが国にはなじみがないが、結婚のひとつの形態といえる。

また、わが国の法律婚は届出制であり、離婚については協議離婚が可能である。こうした特徴から、欧米の法律婚と比較すると、実はDP制度に近い性質をもっている。しかし、こうしたこともあまり知られていない。

3. 「同性婚」という用語に潜むヘテロセクシズム

結婚は、異性間、同性間にかかわらず、同じ結婚のはずである。実際、欧米では、同性間の法律婚は、既存の婚姻法から男女の結合という規定を削除することで実現されている。すなわち、別の法律をつくるのではなく、婚姻法を性中立化に改正したのである。したがって、異性間の結婚を「異性婚」ではなく、単に結婚と称し、同性間の結婚のみを「同性婚」と呼ぶのは、ヘテロセクシズムである。なぜなら、それは、同性間の結婚を“普通”の結婚ではなく、特殊なもの“と位置づけることになるからである。したがって、異性間の結婚が「異性婚」という特殊個別な結婚という認識を欠くうちは、「同性婚」という用語を、無批判に用いるべきではない。

4. 「同性愛カップル・パートナー／異性愛カップル・パートナー」とは何を意味しているのか

実態に即し、かつ統計データにおいても、ある程度、確認可能なものは、「同性カップル／異性カップル」、「同性パートナー／異性パートナー」であって、「同性愛カップル／異性愛カップル」、「同性愛パートナー／異性愛パートナー」ではない。これまで、わが国における異性カップルや結婚に関する調査のほとんどは、回答者の性指向を確認していない。したがって、わかるのは、あくまでも異性カップル／異性パートナーだということだけである。別の言い方をすれば、わが国には、異性愛カップルに限定された研究もほぼ存在しなかったともいえる。このように、ヘテロセクシズムはまた、異性愛（者）に関する知見を得ることも阻害していたのである。

さらにいうと、同性カップル／異性カップル、同性パートナー／異性パートナーと用語もまた、検討の余地があることも認識しておかなければならない。なぜなら、その性別のデータもまた、不完全なものだからである。ほとんどの調査において、性自認と、性他認、すなわち他人によって認識されている性別や、書類上の性別とを、厳密に区別して収集していない。したがって、同じ性別カテゴリーの中にいる人であっても、その人が性別違和のあるトランスジェンダーなのか、性別違和のないシスジェンダーなのか、区別できないのである。また、性分化疾患（インターセックス）の人たちの考慮に入れば、この問題はさらに複雑なものとなる。

5. 考察

このように、わが国の家族研究は、わが国の制度などを前提にしがちであることや、ヘテロセクシズムと、シスジェンダー主義というべきものを内包していることがみてとれる。したがって、家族研究がSOGIに敏感な視点を獲得するためには、次の2つの相対化、すなわち、①わが国の結婚（制度）のありかたの相対化と、②マジョリティであるシスジェンダーで異性愛者の相対化が必要である。とりわけ、②について、つまり、性指向においてマジョリティである異性愛と、性自認においてマジョリティであるシスジェンダーを、それぞれ特殊個別なセクシュアリティとして相対化し、それぞれに固有な特徴や問題などを明らかにすることが必要である。これは、ジェンダーの地平において、マジョリティである男性のジェンダー化の議論が参考になるであろう。

（キーワード：結婚、SOGI、相対化）

Changes in Gender Ideology -The Analysis on “Iron Girl” and “Four Times Unsuccessful Housewifization”

Li Rui (Kyushu University)

Research Background

Since May Fourth movement gave rise to discourses on women’s liberation, the discussions on ways of liberating women has never been stopped. Although the rise of the feminist movement in the May Fourth era had great influence on the acceptance of gender equality by the public. Yet whether the idea of gender equality indeed improved women’s lives remains an open question. Especially the ongoing debate on “whether women should go home” attracts many scholars’ attention.

There are two typical understanding of ways to liberate women. First is based on socialist Marxism theory: women are equal to men in all standards, women can do everything that men can do. Women should come out of private sphere and join social production to gain economic independence, so that they can fight for their rights to achieve gender equality. Another is originated from Feminism theory: women and men are different, such kind of difference should be accepted and women’s liberation need to be built upon the base of such recognition. Such kind of dichotomous understandings both existed in the social development in China since 1950. First is the creation of “Iron Girl” during 1950 to 1980. Under the slogan of “everyone needs to work”, the labor distribution mechanism was built in planned economy period. Over 61% of female labor were assigned to work in State-owned company, especially in industrial business. Government encourages women to work in heavy industry and heavy physical labor department. However, with the development of marketization in China after 1980, gender ideology gradually changes, housewives emerged as a new phenomenon in Chinese society. How to understand this dramatic change in gender ideology? How does this change reflect the institutional, structural, and cultural changes in China? How does it influence the changes in family in China?

Research Method

This paper aims to discuss the impact of different social mechanisms on gender inequality by analyzing the modernization process in China in both planned economy period and market transition period. The main content of this paper will be constructed by discussing the construction of “Iron Girl” image and the “Four-times unsuccessful housewifization” (Women Going Home/Let Women Go Home).

First, through rethinking the “Iron Girl” image, this paper will argue about the cost and result of constructing such image. Second, by examining “four times unsuccessful housewifization” in China. This article analyzes the purpose, result and the gender mechanism behind it. In later parts, by comparing “Iron Girl” and “four times unsuccessful housewifization”, this study discusses how changes in gender ideology in different period influenced by social mechanism, and under the only-child policy, how is it impact on current family structure in China.

Results

First, the changes happen in two periods were influenced by social mechanism. In planned economy period, gender ideology is shaped by Mao’s policy which based on Marxism theory. However, later in market transition period, gender ideology gradually influenced by western capitalism.

Second, the changes in gender ideology created barriers between the old “Iron Girl” type of women and new “housewives”, how to make policies to protect both of them became a new challenge for Chinese government.

Key words: gender ideology, iron girl, housewife.

独自研究に基づく政策立案：
EBPMは何をもたらすか

○ 田中 重人（東北大学）

「独自研究」(original research) とは、Wikipedia 用語で「信頼できる媒体において未だ発表されたことがないもの」をいい、具体的には「未発表の事実、データ、概念、理論、主張、アイデア」などを指す [1]。Wikipedia は多数の匿名執筆者が編集することのできるオンライン事典であるため、記事の品質を維持するためにさまざまな規則を設けている。独自研究の利用禁止はそうした規則のひとつで、信頼できない情報源からの情報を排除することによって記事の信頼性を確保する役割を果たしている。

この基準に照らして日本政府の政策立案や評価のプロセスをみると、その多くが政府自身による独自研究に立脚していることがわかる。Wikipedia レベルの信頼性を確保する手段がとられていないので、政策を正当化するために持ち出されるデータの質が保証できない弊害が生まれている。たとえば今年1月の国会での首相施政方針演説のなかにあった、ひとり親家庭の大学進学率が上昇したという数値は、厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」に基づくものとされる [2]。だがこの「大学進学率」をどうやって計算したのかは、当時はよくわかっていなかった。その後の国会質疑 [3] で計算方法の概略はわかったものの、さまざまな疑問点が解消されずに残っている。

政府は、近年、「エビデンスに基づく政策立案」(evidence-based policy making: EBPM) をスローガンに政策の立案・評価過程の合理化を推進している。しかし上のような弊害に対して、EBPM が改善の役に立つかという、そういう方向には進みそうにない。日本政府の唱える EBPM は、むしろ独自研究を推進する内容であるからだ。たとえば2018年の総務省「EBPMに関する有識者との意見交換会」の報告 [4] は、ほぼ全編が独自のデータを分析する前提の内容である。「文献調査」は、「関係者からの聞き取り等」と同様のオプションな位置づけで、一言だけ言及されている。

一方、医療の分野では、この四半世紀の間に「エビデンスに基づく医療」(evidence-based medicine: EBM) が支配的な潮流となってきた [5]。EBM においては、意思決定の材料として使うエビデンスはまず医学文献の網羅的な検索によって得るものなので、独自研究は実質的に排除されている。EBM は「エビデンスに基づく」という冠を EBPM と共有してはいるものの、この点では正反対の方向を向いており、独自研究の弊害を免れている。ただ、EBM に関する議論では、なぜ独自研究を排除するかは示されてこなかった。EBM にとって、医師や病院が文献を渉猟せずに自らの経験だけにしがって治療方針を決めることは克服すべき悪しき伝統であり、それは議論するまでもない前提だった。

本報告では、意思決定過程から独自研究を排除する意義について、(1) 捏造・改竄の抑止、(2) 専門家からの批判を通じた信頼性の向上、(3) 非専門家による反論機会の保障、の3側面から検討する。また、独自研究に基づく政策立案の弊害を防ぐため、独自研究排除原則またはそれと同等の機能を持つ制度を確立する方向性について論じる。

(本研究は JSPS 科研費 JP17K02069 の助成を受けたものです。詳細は <http://tsigeto.info/19y> 参照)

文献

- [1] Wikipedia (2018) 「独自研究は載せない」 . <<https://ja.wikipedia.org/wiki/WP:NOR>> (2018年8月10日 7:03)
- [2] 佐藤 武嗣 (2019) 「統計のウソを見破る方法とは あの数値、試しに取材した」『朝日新聞 DIGITAL』2019年2月4日 08時00分 . <<https://www.asahi.com/articles/ASM213HH4M21ULZU00G.html>>
- [3] 国立国会図書館 国会会議録 (2019) 「第198回国会 衆議院予算委員会会議録第7号」(2019年2月24日) . <<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/198/0018/19802140018007.pdf>>
- [4] 総務省 (2018) 「EBPM (エビデンスに基づく政策立案) に関する有識者との意見交換会報告 (議論の整理と課題等)」(平成30年10月) . <http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/ebpm_opinions/>.
- [5] D. L. Sackett ほか; 監訳=久繁 哲徳 (1999) 『根拠に基づく医療: EBM の実践と教育の方法』オーシーシー・ジャパン.

キーワード：根拠に基づく政策立案、日本政府、Wikipedia

家族政策への宗教の影響に関するメタ分析

小島 宏（早稲田大学）

本学会会員の寄稿を含む、比較家族史学会監修の『人口政策（仮題）』（日本経済評論社、9月刊行予定）の序章後半で人口・家族政策に対する宗教の影響についても論じているが、紙幅の都合もあり、家族政策に対する宗教の影響に関する文献研究の結果を割愛・縮小せざるを得なかった。フランス、スウェーデンをはじめとする欧州諸国における家族政策の歴史的発展についてはキリスト教の影響があることが知られているが、近年の欧州諸国の家族政策についてもキリスト教系政権・政党の関与のみならず、他の経路でも予想外の宗教の影響があることも文献研究により明らかになった。また、米国についてもかつてはカトリック、近年は福音派の影響力が増大していることも示唆された。さらに、トルコ、イラン、イスラエルといった中東諸国でも宗教系政権・政党やその他の経路で宗教が家族政策の発展・現状に影響を与えていることも文献研究により判明した。日本でも宗教は無関係でなく、外国人による近世東北の間引きとその対策に関する家族史研究（Drixler 2013）では対策に関する仏教や神道の影響に触れられているし、筆者による近年の少子化対策の各種施策利用経験の実証分析結果では30～34歳の仏教徒男性の育児休業利用確率が高いものの、韓国やシンガポールの場合に比べるとはるかに小さいにしても、宗教の家族政策に対する影響が存在する可能性があることが示された(Kojima 2015)。

近年は定性的な研究だけでなく、定量的な研究も増えているが、それらの研究で共通するような分析枠組みが用いられているわけではないので、比較検討が困難である。そこで、本報告では宗教の家族政策に対する影響に関する各種研究の結果を整理し、共通するような家族政策の概念・分析枠組みに基づいてある程度、統一的な形でメタ分析を試みた結果を示し、現代日本における家族政策（少子化対策と関連する公共政策）にととの含意を得ることにしたい。印刷中の拙稿では広義の家族政策に関連するものとして「全人的なセクシュアリティ教育」（旧来の「性教育」ではない）の導入を政策的含意の一例として挙げたが、家族政策に限定してメタ分析を行えば、そのほかにもありうる。米国についてはG.W.ブッシュ政権時代の結婚教育プログラム（キリスト教の影響による）が望ましくない効果をもたらしたとする研究（例えば、Randles 2017）もあるし、他の先進諸国の結婚教育プログラムに関する研究（例えば、van Acker 2008）もあるので、そのような研究も検討対象とすることにする。さらに、近年は主として発展途上諸国に関するものであるがSDGs（持続可能な開発目標）との関連で家族政策について分析するような研究（例えば、本学会会員も関わったUNICEF 2018）もあるので、宗教の影響を明示的に含む分析枠組に取り入れられるかどうかを検討し、旧来の家族計画プログラム、家族保健・福祉プログラムや、ジェンダー関連施策を含めて宗教の影響に触れたような研究があれば、検討対象とする。

なお、家族政策の定義としては小島（1985）で用いたもの（「一国あるいは地方の政府が家族の福祉と機能強化のために、一単位としての家族またはその成員に対して直接間接の影響を与えようとする意図、またはそのような意図をもった行為」）を用いるが、家族政策の概念については小島（1994）で比較検討したものの、近年のEU諸国の共同研究（例えば、Carlson et al. 2017）で家族の実態に合わせて拡張された構成要素やUNICEF（2018）に挙げられた多様な構成要素を含むものを想定している。分析枠組みとしてはGérard（1988）による出生促進政策の分析枠組みをパートナーシップ形成促進政策にも広げ、Pfau-Effinger（2005）やFux（2002）の家族政策に関する分析枠組みを可能な限り、統合することを試みたい。その結果をMcQuillan（2004）は宗教が出生力に影響を与える経路に関する理論的考察結果をパートナーシップ形成も含む家族形成全体に拡張して補足する。

文献：

小島宏（1985）「出生政策と家族政策の関係について」『人口問題研究』174:63-68.

小島宏（1994）「家族政策の基本原則（上）」『海外社会保障情報』109: 16-26.

Kojima, Hiroshi (2015) “Religion and the Use of Family Policy Measures in Japan, South Korea and Singapore,” *Waseda Studies in Social Sciences*, 15(3): 1-21 .

小島宏（印刷中）「人口・家族政策の概念、分析枠組、比較史」比較家族史学会監修『人口政策』日本経済評論社。

キーワード：家族政策、宗教、メタ分析

生殖補助医療の法制度化に伴う課題

南 貴子（下関市立大学、経済学部）

【はじめに】生殖補助医療技術の発展とともに生殖補助医療を利用する家族が増加しており、日本においても生殖補助医療に伴う課題、特に提供配偶子を用いる医療や、第三者の女性に妊娠・出産を依頼する代理懐胎に伴う課題が浮上している。日本の生殖補助医療を巡る問題は次の点から派生している。(1) 生殖補助医療を規制する法律がないこと。(2) 法的規制のないまま半世紀以上提供精子による人工授精 (donor insemination: DI) が行われ、ドナーの匿名性のもとに、多くの子が生まれていること。(3) 海外での卵子提供や代理懐胎の利用が増加していること。その結果、出自を知る権利が認められない子の誕生や、海外での商業的代理懐胎の利用に伴う親子関係を巡る問題などが生じている。本発表では、ドナーの匿名性のもとに生まれた子の出自を知る権利を遡及的に認めることや、代理懐胎の法制度化に伴う問題点などに焦点を当てて考察する。

【目的および方法】世界で初めて子の出自を知る権利を遡及的に認める法改正を行ったオーストラリア・ビクトリア州の法制度の分析を通して、ドナーの匿名性のもとに生まれた子を含め、配偶子提供によって生まれたすべての子の出自を知る権利を認めることに伴う課題について検討する。代理懐胎についても、利他的代理懐胎を法的に承認するオーストラリアの事例を分析することにより、法制度化のもとで生じる課題について検討する。

【結果および考察】

(ドナーの匿名性のもとに生まれた子の出自を知る権利の保障に伴う課題)

この課題は、ドナーの匿名性のもとに DI によって多くの子が生まれている日本の生殖補助医療における重要な課題でもあるが、これまで法制度化の議論から取り残されてきた。一方、子の出自を知る権利を認める諸外国の法律においても、一定の年齢に達した子に対してドナーを特定する情報を得る権利を認めているが、法制度化以前にドナーの匿名性のもとに生まれた子の出自を知る権利は保障されていない。オーストラリア・ビクトリア州ではこの課題に世界に先駆けて取り組んできた。その結果、2016年2月に Assisted Reproductive Treatment Amendment Act 2016 (2016年改正法) が州議会で可決し、2017年3月より施行された。2016年改正法の特徴は、生まれた時に関係なく、ドナーの匿名性のもとに生まれた子を含め、すべての子に出自を知る権利を認めたことである。これまで Infertility Treatment Act 1995 (1995年法) の施行以前に生まれた子がドナーの身元を特定する情報を得るために必要とされていた「ドナーの同意」の条件も取り除かれた。そして、「ドナーの匿名性の権利」と「子の出自を知る権利」との対立を克服するために、(1) 子からドナーへのコンタクト、ドナーから子へのコンタクトについては、子とドナー双方の意思の確認と合意を求める制度を設けたこと、(2) ドナーについての情報の収集と管理を行う公的機関 (VARTA) の権限を強化したこと、などの措置がとられている。その背景には、法改正によるドナーとその家族への影響への配慮や、改正法が機能するための環境整備の必要性のあることが指摘される。2016年改正法におけるこれらの特徴を分析し、ドナーの匿名性のもとに生まれた子の出自を知る権利の保障に伴う課題について検討した。

(代理懐胎の法制度化に伴う課題)

日本では、日本産科婦人科学会の会告において代理懐胎の実施を認めていないが、海外での代理懐胎によって生まれた子の親子関係を巡って裁判が行われるなど、早期の法整備が求められている。オーストラリアでは、すべての州と首都特別地域において、利他的代理懐胎が認められている。一方、商業的代理懐胎は禁止されている。代理懐胎に伴う課題としては、第三者の人体を利用することの倫理的問題、妊娠・出産に伴う危険性に対する対応、生まれてくる子の権利と福祉に関わる問題、などが挙げられる。オーストラリア各州の法規制では、これらの課題にどのように対応しているのかを検討した。また、オーストラリアでは、利他的代理懐胎を認める法制度のもとでも、海外渡航による商業的代理懐胎が依然として行われていることの現状や、親子関係を巡る課題が残されていることについても検討した。

キーワード：生殖補助医療、子の出自を知る権利、代理懐胎

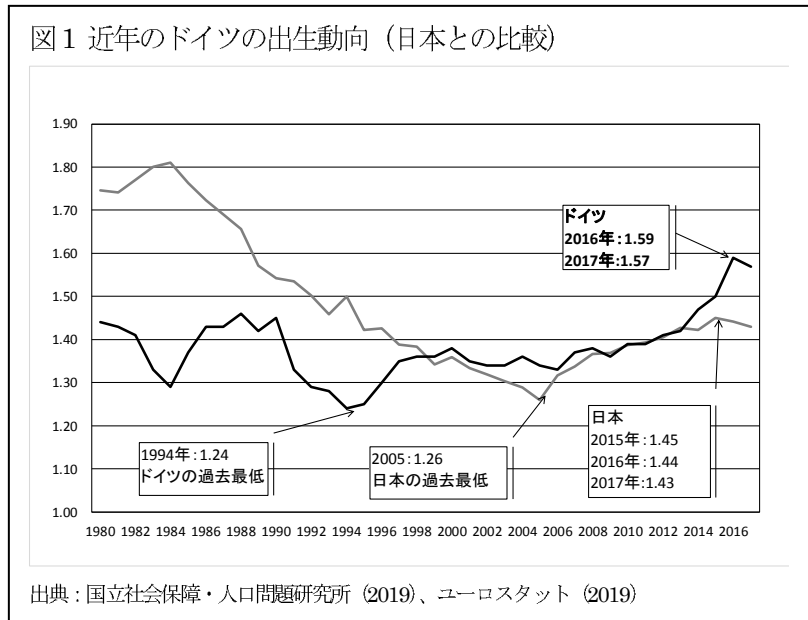
ドイツの家族政策と近年の出生動向の関係

○原 俊彦（札幌市立大学・名誉教授）・魚住明代（城西国際大学）

研究の背景：近年の出生力回復傾向「小さな奇跡」？

ドイツの少子化は、日本より早く、すでに1960年代に始まり、1970年代中頃までには合計出生率が1.4まで低下、以降、この水準をわずかに上下する範囲の低出生力状態が続いてきた（再統合後の1994年に過去最低の1.24を記録）。しかし、2007年あたりから上昇に転じ、2016年には1.59まで回復（2017年は1.57に後退）、フランスの1.96には及ばないものの、「小さな奇跡」と呼ばれている。上昇の背景としては、家族政策の変化、移民の増加、好調な経済状況などが指摘されている（図1）。

一方、日本の出生力も2005年の1.52を底に2015年の1.45まで緩やかに回復、2016の1.44、2017年の1.43と再び後退し始めているが（図1）、2007年の「子どもと家族を応援する日本」重点戦略に始まる一連の家族政策関連施策との関係も検討すべき時期に



来ており、この点からも同じく2007年の第7次家族白書から始まったドイツの家族政策の変化と近年のドイツの出生力回復との関係が注目される。報告の内容：テンポ効果としての限界はあるが出生力の底上は起きている

ここでは、2007年以降のドイツの家族政策、移民の増加、経済動向について検討した。また1991年—2017年までの国籍別（母ドイツ国籍・母外国籍）合計出生率の分析から、2006年から2016年までの増分0.26の約33%は外国籍の母親からの出生力の上昇によるが、残りの67%はドイツ国籍の母親の出生力の上昇によること、また各歳別出生率を30歳未満と以上で合計し、若年と高齢の合計出生率を求め、その推移みると、前者の一貫した低下と後者の1974年頃からの上昇、2005年の交差・逆転が観察され、2005年以降の出生力の回復傾向が、すでに1970年後半から続く晩産化による高年齢出生の増加にあることが明らかとなった（日本についても同様の結果が得られた）。これは家族形成や出生のタイミングが高年齢に移行する際に生じる「テンポ効果」と呼ばれるもので、この効果だけでは出生力の回復は持続せず、やがて頭打ちとなる。しかし、ドイツの場合（特に旧西ドイツ地域）では最終的な出生力（完結出生力）もわずかに回復の兆しを見せており（カンタム効果）、今後の見通しとしては、コーホート出生力の上昇は続き1980年代生まれの女性で1.6から1.7となるが、期間の出生力については1.5から1.6の間で横ばいとなる可能性を示唆している。

つまりドイツの出生力の回復（置換水準への）には日本と同様テンポ効果としての限界が予想されるが、少なくともコーホートレベルでは出生力の底上は起きているといえる。その背景としては1) 多様化する家族の変化に合わせた家族政策（とりわけ保育サービスの充実などにより「家庭と仕事」の両立が改善されたこと）、2) EU域内、域外からの外国人の受け入れが進み、家族形成に向かう人口が増えたこと、3) シュレーダー政権末期に行われた失業保険制度改革の結果、2005年あたりから失業率が急速に低下、同じ頃からEU域内においてドイツ経済が一人勝ちともいえる安定期を迎えたことなどの効果が現れていると思われる。また1) は女性の就業参加を通じ、2) は労働力の国際化を通じ、3) 経済の安定化とも結びついており、日本の低出生力の改善にとっても参考になるといえよう。

キーワード：家族政策、出生、ドイツ

ドイツの家族政策における「多世代の家」プログラムの意義

魚住明代（城西国際大学）

研究背景と目的

ドイツでは、少子化、高齢化、人口移動等により生じている地域の様々な問題に対処するために、2006年より連邦プログラム「多世代の家」(Bundesprogramm Mehrgenerationenhaus)による地域活性化の取り組みが進められている。「多世代の家」とは、多世代型住宅をモデルにして作られた地域のミーティング・ポイントで、地域住民がそこに集い、世代や文化を超えて交流や相互支援を行う場である。2018年末の時点で、ドイツ国内の行政単位としての郡、および郡に属していない都市の544か所が「多世代の家」の認定を受けており、連邦政府と地方自治体からの財政支援を軸に、福祉支援団体や地域の家族支援組織、地元企業、住民ボランティア等がその活動を支えている。「多世代の家」では、子育てや介護支援、多様な学び、多世代と異文化交流、ボランティアの育成など、各地域が抱える諸問題に取り組むための其々異なった特徴ある活動が繰り広げられており、「多世代の家」を拠点として多様な人びとの交流が拡大している。この連邦プログラムは、第1期（2006～2011年）、第2期（2012～2016年）の終了後も継続し、現在は既に第3期（2017～2020年）の終盤を迎えている。その活動の成果は、ドイツ国内だけでなく、諸外国においても、地域の人的交流を盛んにする“グッド・プラクティス”として好意的に報じられているようである。

本研究では、「多世代の家」プログラム導入の背景やその具体的な活動内容を把握することを通して、このプログラムが地域活性化にどのように寄与しているのか、いかなる問題や課題を抱えているのか、また政策としてどのような評価がなされているのかを明らかにすることを課題としている。

報告内容

2018年に実施した文献研究および訪問調査をもとに、以下の4点について報告する。

1. 連邦プログラム「多世代の家」導入の背景

ドイツの人口学的状況と家族政策に関する文献および政府報告書を踏まえ、連邦政府による「持続可能な家族政策」の理念に基づいて「多世代の家」プログラムが実施されていることを述べる。その際、プログラムの導入を可能にした地域における家族支援の状況（ドイツ青少年研究所報告書,2006）等についても触れる。

2. 「多世代の家」の活動状況

ドイツ国内22か所の「多世代の家」の訪問調査を通じて把握した活動内容の多様性と課題を示す。特に2018年に連邦政府から「人口問題への取り組み2018」(Demografische Gestalter 2018)と冠する賞を授与された5軒の「多世代の家」のうち2軒を取り上げ、認知症患者の増加や人口減少などの、地域が抱える問題への具体的な対応策や活動上の課題をまとめる。

3. 地域差—東西ドイツの比較—

バイエルン州とザクセン州、ザクセン—アンハルト州における「多世代の家」11軒の調査を通じて明らかになった地域間の差異に焦点を当て、地域の人的資源という視点から「多世代の家」の施策としての課題を述べる。

4. 専門家の見解

ドイツの人口学者および社会学者8名への聞き取りを通じて得られた「多世代の家」の施策としての意義と課題、およびプログラムから政策への移行に際しての課題等をまとめる。

以上の報告をもとに、連邦プログラム「多世代の家」から、同様の問題を抱える日本に如何なる示唆が得られるのかを検討する。

なお本報告は、公益財団法人アーバンハウジングより平成31年度の研究助成金を受けて実施した調査研究に基づいている（研究協力者：原俊彦 札幌市立大学名誉教授）。

（キーワード：ドイツ、家族政策、多世代の家）

第 1 日目 2019 年 9 月 14 日 (土)

午前の部 10:00~12:30

企画全体提案型テーマセッション

第 4 回全国家族調査 (NFRJ18) —特徴と現状—

オーガナイザー・司会：田淵六郎 (上智大学)

【企画趣旨】

全国家族調査 (NFRJ) は、1999 年の第 1 回に始まり、2009 年の第 3 回に至る 3 度の調査や、並行して行われた他の関連する調査の実施を通じて、計量的な家族研究の新しい時代を築き、多くの研究成果を世に問うてきました。2017 年度より、科学研究費プロジェクトとして第 4 回 NFRJ (NFRJ18) のための「NFRJ18 研究会」が組織され、3 つの研究班に分かれて研究活動を行うとともに、サテライト研究グループとして、NFRJ18 サンプルの一部に質的調査を実施する「質的調査研究会」と連携しながら調査実施に向けて活動に取り組んできました。2018 年大会では企画全体提案型テーマセッション「第 4 回全国家族調査 (NFRJ18) に向けて：調査実施に向けた課題と展望」において、研究レビュー、モジュール化、調査設計、質的調査グループの活動状況などが報告されました。

本テーマセッションでは、2018 年度に実査が行われ、これからデータセットの整備と本格的な分析が進められる予定の NFRJ18 について、実査の状況と調査票の特徴といった調査にかんする主要な情報を学会員の方々と共有するとともに、現在実施に向けた準備が進んでいる「質的調査研究会」のメンバーからの報告を踏まえて、NFRJ18 の特徴と現状を総括したいと考えています。

セッションでは、田中慶子会員から NFRJ18 実施の概況に関する報告を、調査票の取りまとめを担当された保田時男会員から NFRJ18 調査票と調査データの構造と特徴に関する報告をいただいたうえで、「質的調査研究会」の木戸功会員および松木洋人会員から質的調査の進捗状況とサンプルの特徴や方法論的特徴にかんする報告をいただきます。これらを踏まえて、フロアの皆さまとともに、NFRJ18 の可能性をめぐって議論を深めていきたいと思いをします。

NFRJ18 実査の状況

○田中慶子（慶應義塾大学）

本報告の目的は、2019年1月から実施された「第4回全国家族調査」(NFRJ18)の実施状況を概説するとともに、これまでの調査と比較してNFRJ18で取り入れた方法論の変更や工夫について整理することである。

NFRJ18は日本家族社会学会全国家族調査委員会が実施している、確率標本による全国規模の家族調査で1999年の第1回調査を皮切りに、これまで2004年、2009年3回の調査を実施してきた。NFRJ18の調査設計および実施プロセスは以下の通りである。

【NFRJ18 調査設計】

調査地域：全国

調査対象：2018年12月31日現在 満28～72歳の男女個人

(1946年1月1日～1990年12月31日生まれ)

標本数：5,500人(275地点)

抽出方法：層化2段無作為抽出法

抽出台帳：住民基本台帳

層別：全国の市区町村を都市規模、47都道府県によって層別。

①22大都市、②人口10万以上の市、③その他市町村

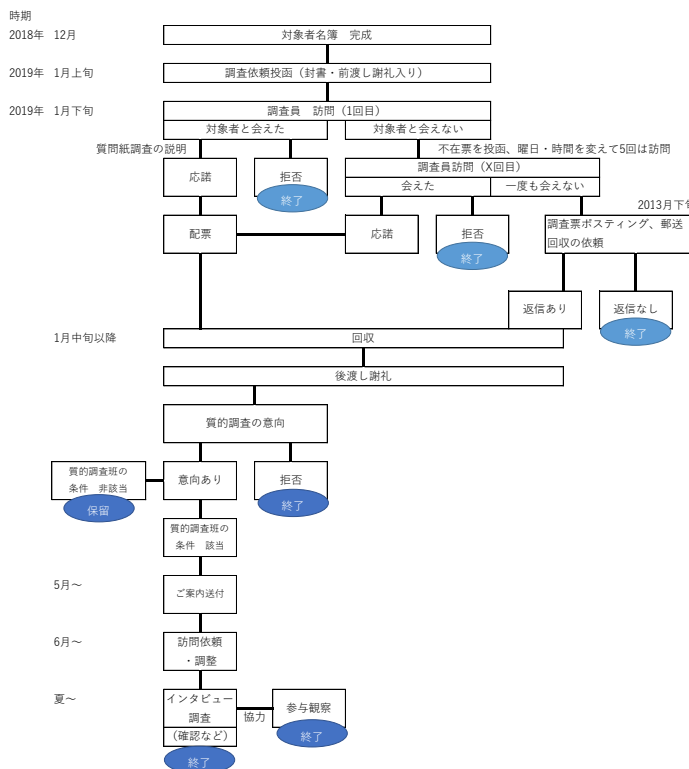
調査方法：留置法（一部、郵送併用）

調査時期：2019年1月26日～5月7日（郵送最終回収日）

回収数：3044（男性1434、女性1610）

回収率：55.3%（2019年5月時点の暫定値）

【NFRJ18（留置き→郵送）から質的調査依頼への流れ】



時系列データであるNFRJは、比較のためにもこれまでと同様の調査方法を踏襲することを基本方針とした。しかし近年の「社会調査の困難」な状況をふまえ、少しでも回収率を向上させるため、①謝礼の前渡し、②複数回の訪問で会えない対象者に、郵送で調査票を配布・回収、という調査方法の変更を行った。

また前回のNFRJ08では、継続調査への協力意向を尋ね5年間のパネル調査を実施したが、NFRJ18では、同様に質問紙調査の最後に、インタビュー調査への協力意向を尋ねた。意向の表明段階では、前向きな回答を多く得られた。

前回のNFRJ08と比べても回収数が少ないことや、調査方法の変更の影響に注意が必要であるが、時系列比較可能な大規模の公共データ構築というNFRJの目的は達成しているであろう。

キーワード：全国家族調査（NFRJ18）

NFRJ18 調査票の特徴

— このデータで何が分析できるのか —

保田時男（関西大学）

1. 報告の目的

本報告では、NFRJ18（第4回全国家族調査）でどのような分析が可能になるのか、調査票の内容と形式からその特徴について概説する。調査票の全体的な設計を概観することで、汎用家族調査の多様な領域を結び付けて、新たな研究課題や分析方法のアイデアにつなげてもらうことがねらいである。報告時には、ある程度整備されたデータをもとに、特徴的な項目についての概略的な集計を示すことができる予定である。

2. 新しい調査内容

NFRJ18は反復横断調査なので、基本的な調査内容はこれまでの3回の調査を踏襲したものになっている。しかしながら、NFRJ98以来の20年間、および近い将来に予想される家族の変化に対応するために、今回の調査では家族の多様性をとらえる姿勢で調査票を設計した。

具体的な点でもっとも重視したのは、離婚やステップファミリーへの対応である。離婚の回数や時期をとらえるとともに、離婚した相手についても年齢や学歴などある程度の属性を尋ね、離婚時の子どもの有無やその後の同居などについても尋ねている。実子と養子も区別できるようにした。同様に、親の離婚経験の有無や時期も尋ね、実親と養親の区別もできるようにしている。計量的な分析が可能な一定のサンプルサイズが確保できている。

その他の部分でも、ある程度一般性が高まった生活様式については対応できるように模索した。たとえば、家事については従来、夫婦での分担を尋ねるのみであったが、夫婦以外で家事を担う家族の有無や、家族外のサービスの利用についても尋ね、実態により近づけるようにした。家族外の人々との交流や、家族外を含めた生活満足度など、家族を形成しない人々の生活もある程度把握できるようにした。また、同性婚や性自認、同棲、妊娠先行型結婚など、デリケートな部分についてもいくつかの項目を設けた。個別的には、その他にもNFRJ18研究会のメンバーからの提案をもとにした項目が、多く調査票に加えられている。

調査票の設計方針として大きく転換した別の側面としては、「過去」の測定を強化したことがあげられる。NFRJは基本的に対象者のいま現在の家族のあり方を正確に尋ねることを重視してきた。しかしながら、家族に関する問題の多くは、時間的に離れた経験や行動が関わってくる。今回の調査では、不正確な記憶のリスクを認めつつも、重要な過去の経験はなるべく尋ねる方針を取った。たとえば、結婚前後や子育て期における就業の有無や、子どもの保育所経験、乳児の世話経験など、過去の育児の様子はある程度把握できるように努めた。また、若いころの結婚や出産へのプレッシャーや、過去の家族介護の経験なども尋ねている。介護については、親・配偶者・きょうだいのそれぞれについて、将来、自分が介護をすることになると思うかも尋ね、過去に加えて将来の介護のビジョンもある程度捉えることも試みている。

3. 形式的な改善

NFRJ18では形式的な点でも、いくつか調査票の作成方針に工夫を加えた。NFRJでは、結婚や離死別の時期、家族の生年や死亡年など、さまざまな「年」を把握するが、今回は、「本人の年齢」を中心として尋ねる方法を活用した。つまり、配偶者やきょうだいの年齢を、本人との年齢差で尋ねたり、親の死亡時期を当時の本人の年齢で尋ねたりすることで、暦年や他人の年齢を思い出すよりも答えやすいようにしている。また、従来は回答者の限定の指示（「配偶者がいる方のみお答えください」など）がやや入り組んでいたが、極力、スクリーニング質問のとび先だけで明確に区別できるように努めた。また、NFRJでは家族成員一人ひとりとの関係性を尋ねるダイアド集積型の設計を採用しているが、それぞれについて、婚姻状態、家計状況という基本属性を加え、基本的な分析に活用できる情報を強化した。これらの点がデータの品質に及ぼしている影響についても当日は報告する。

（キーワード：NFRJ、家族調査、調査方法論）

NFRJ18 質的調査の実施状況と今後の計画

○木戸功（聖心女子大学）

NFRJ18 質的調査（第4回全国家族調査質的調査）は、本報告がなされる9月にはすでにインタビュー調査が開始されているはずである。ここでは、昨年度から本年度の実査にいたる質的調査研究会の活動について整理するとともに、実査終了後の計画と検討を要する課題について報告する。その際に重要な論点としたいトピックとして、量的調査との連携、質的調査の方法論、そしてデータのアーカイブ、これらを取りあげる。

量的調査から質的調査へ：報告者を代表とする質的調査研究会は、一昨年度末のプレ調査の結果を踏まえて、調査の依頼方法と調査内容について検討を行ってきた。調査の依頼については、まず、先行して実施された量的調査において応諾の意向を質問し回答を得た。その詳しい結果については本テーマセッションの第4報告で報告されるが、インタビュー調査への協力に前向きであると回答した者は275名、内容によっては協力を検討してもよいと回答した者は954名おり、回答者全体に占める割合はそれぞれ9.5%と32.8%である（いずれも5月末日時点で把握できているもの）。インタビュー調査の対象者の規模は概ね100名を予定している。これを踏まえて、5月中旬に実施する第一次依頼者の選定にあたった。まず前者の275名については、全員に依頼することに決めた。これに加えて、各調査班が希望する対象者像に照らして、954名の中からも依頼者を選定し合わせて約1,000の回答者に第一次依頼を実施する。6月中には第一次依頼への応諾者のリストを作成し、あらためて各調査班において第二次依頼者を選定し、調査の日時を含めた具体的な依頼を行うことになる。

質的調査の方法論：〈結婚・ワークライフバランス〉〈子育て〉〈高齢者〉〈多様性〉という4つの班により実施される質的なインタビュー調査では、無作為抽出されたサンプルに対して有意抽出を施すことになる。量的調査との連携のあり方という点についていえば、混合研究法でいうところの「説明的デザイン」（Creswell and Plano Clark 2007=2010）に近い関係にある。インタビュー調査への協力者の中からさらに選定・依頼し実施を予定しているフィールドワーク調査までも含めて、NFRJ18をこうした混合研究法による研究デザインのもとに位置づけることもできるのかもしれない。その一方で、本調査はそうした研究デザインにはおさまりきらない可能性を持つものとも考えている。本研究会のメンバーたちは、直接的に対象者たちと対峙し、かれらの家族にまつわる生活史と現在の家族生活のあり方について聞き取りを行う。「対面的・コミュニケーション的な質的調査」（稲葉 2019）として本調査を位置づけることができるとするならば、それによって得られる知見は量的調査を含めた今後のNFRJのあり方を考える上でも示唆に富むものになるかもしれないからである。

質的調査データのアーカイブ：NFRJの一環として実施される本調査においては、公共利用可能なデータの作成とアーカイブ化もその目標の一つである。本調査においては、昨年度の大会テーマセッションでも試案を示したように（木戸・永井 2018）、対象者の生活史からかれらの経験した家族の事例をとりだしアーカイブすることで、戦後の日本社会における家族変動を記述、分析できるようなデータを残したいと考えている。版を重ねるテキスト『質的調査』（Silverman 2016）はその第4版から新たに「質的データの二次分析」（Bishop 2016）に章を割いている。また、Data Management Plan（DMP）という考え方が質的調査においてもおおよびつつある中で（堀内 2018）、「リサーチ・インフラ」（Flick 2017）の整備が質的調査における重要な課題として議論されている。こうした社会的要請に応じつつ、実査終了後のデータの整理とアーカイブおよびその管理のあり方について考えていかななくてはならない。なによりも、実査に際してより詳しい調査への協力依頼を行い、二次利用を含めたデータの利用とアーカイブについても応諾を得ることが求められる。

キーワード：全国家族調査、質的調査、アーカイブ

NFRJ18 質的調査の対象と思想

○松木洋人（大阪市立大学）

本報告の目的は、NFRJ18 質的調査（第4回全国家族調査質的調査）の調査対象がどのようなプロセスのなかで定まったのかを報告するとともに、そのプロセスのなかで浮かび上がってきた本調査を支える基本的な思想の輪郭を示すことにある（cf. 渡辺 2001）。

NFRJ18 質的調査は、NFRJ18（質問紙調査）の回答者から協力を募った対象者に「家族をめぐる生活史」を聴き取ることから始まり、その後、一部の対象者の家族について、観察を中心とするフィールドワークを実施するという2つの段階からなる。これはいくつかの意味で、日本の社会学における通常の質的調査とは異なる調査プロセスである。第1に、日本の社会学においては、混合研究法はスタンダードになっておらず、量的データと質的データが併用される場合においても、しばしば質的調査は「予備調査」と呼ばれて、量的調査を設計するための準備作業という補助的な位置づけを与えられるにとどまる。ましてや、NFRJのような大規模な全国調査において、量的データと質的データの双方を体系的に収集して、分析のために活用しようとする試みは希少である。第2に、量的データと質的データの双方が活用される場合においても、Creswell and Plano Clark（2007=2010）の分類では「探究的デザイン」に該当するような、第1段階の質的調査で得られたデータから発見された仮説の妥当性を、第2段階の量的調査を通じて検証するという設計がなされることが多いと思われる。これに対して、NFRJ 質的調査は、量的調査が行われた後に、そして、そこから得られた量的データの分析はまだ行われていない時点で実施される。この特徴は、量的データの分析によって検証されるべき仮説の発見にも、また、Creswell and Plano Clark（2007=2010）が「説明的デザイン」と呼ぶ研究で行われるような、量的データの分析結果の質的調査による説明にも還元されない位置づけを、その計画時点から本調査に要請する。この点とも関連して、第3に、多くの質的調査は、相対的に限定された調査対象への個人的な関心から出発し、調査が進行するなかで、調査者の関心の変容することでリサーチ・クエスチョンが洗練されたり、それに伴って、調査対象の範囲や調査対象者の経験のどの側面に注目するかが修正されたりする。しかし、本調査においては、多様な研究関心をもつ30名強の会員が1つのチームを組んで質的調査を実施するという条件のもとで、かなり範囲の広いリサーチ・クエスチョンを設定したうえで、調査対象者の“条件”をあらかじめ設定した後は、それらを修正することなく、インタビュー調査によるデータ収集を継続して完結させるという計画が導かれることになった。

それでは、上述のような意味で特徴的なプロセスをたどる本調査は、どのように調査対象を設定して、実際にどのような人々からインタビュー調査への協力を得るに至ったのか。NFRJ18 のいわゆる「サテライト調査」であるという特異な条件のもとで、したがって、通常の質的調査では経験することのないかたちで、調査対象の設定に向けて試行錯誤するなかで、本調査が家族および社会調査についての以下のような認識に立脚するということが浮かび上がってきた。すなわち、①量的データが豊富に入手できるタイプの家族は統計的分析に委ねて、そうでないタイプの家族は質的調査が担当するという分業は前提としない。言い換えれば、“多様な家族”への接近および質問紙調査との対話・連携が重要である一方で、“標準的な”家族生活を対象としても発揮されうるような質的調査の固有の意義には追求する価値がある。②依存者に対するケアの授受は、それに関わる者の家族生活を大きく特徴づける。③家族生活における経験と実践を理解するための質的データは、インタビュー調査で得られる“語り”に限定されるべきではなく、自然に生起する相互行為の観察や録画データも重要な選択肢である。

参考文献

- Creswell, John W. and Plano Clark, Vicki L., 2007, *Designing and Conducting Mixed Methods Research*, Sage（大谷順子訳、2010、『人間科学のための混合研究法——質的・量的アプローチをつなぐ研究デザイン』北大路書房）。
- 渡辺秀樹, 2001, 「NFR98 の思想」嶋崎尚子編『家族と職業』日本家族社会学会全国家族調査委員会, 79-88.

キーワード：全国家族調査、質的調査、量的調査

第1日目 2019年9月14日(土)

展示時間 1日目 12:30~2日目 13:45

質疑応答時間 1日目 13:00~14:00

ポスターセッション

働く母親と「教育する家族」の多様化 —階層間格差が幼児期の家庭教育に及ぼす影響—

○額賀美紗子 (東京大学)、藤田結子 (明治大学)

1. 研究の背景と目的

本研究の目的は、働く母親がいる世帯において「教育する家族」がどのように幼児期の段階から構築され、その過程に親の階層がどのように影響しているかを明らかにすることである。高度経済成長期以降の日本社会では専業主婦の母親が主な担い手となる「教育する家族」が大衆化し、母親役割に対する社会的圧力が増す中で、家庭教育を通じた階層間格差拡大の可能性や母親の葛藤の増大が指摘されている (本田 2008)。しかし、これまでの「教育する家族」に関する社会学的研究は主に専業主婦層を対象としたものが大半で、働く母親の急増という近年の社会的変化をふまえた新たな知見は未だ乏しい。本研究は神原 (2004) が提示した「教育する家族」の理念型を参照しながら、働く母親がいる世帯における「教育する家族」の内実を質的データにもとづいて明らかにし、母親の葛藤状況および階層との関連を分析するものである。

2. データと方法

首都圏において階層上位の2地域 (地区 X)、階層中位の1地域 (地区 Y)、階層低位の2地域 (地区 Z) を調査地とした。それぞれの地域で保育園を拠点にスノーボールサンプリング方式で調査協力者を募り、働く母親 40 名 (地区 X で 21 名、地区 Y で 14 名、地区 Z で 5 名) に対して複数回の半構造化インタビューを実施した。対象者には 0 歳から 6 歳までの未就学児が少なくとも一人はいる。学歴については、母親 40 名中、四大卒以上の者が 30 名、短大卒が 1 名、高卒以下の者が 9 名である。地区 X と Y の対象者の 9 割以上が大卒であるが、地区 Z では 5 名中 4 名の母親が高卒であり、残る 1 名は自身が大卒で夫が高卒である。また雇用形態では 8 割がフルタイムである。対象にはシングルマザー世帯が 3 世帯含まれる。インタビューデータはすべて文字起こし、グラウンデッド・セオリーの視角からコーディングを行った。

3. 分析と考察

分析の結果、働く母親たちの間には共通して母親役割を重視し、「子ども優先・仕事セーブ」という「子どものため」イデオロギー (山田 2005) の影響を受けた語りが顕著にみられた。どの母親も仕事を調整しながら子どもの世話を時間を費やし、子どもと遊ぶ時間を大切にしている行動がみられた一方、子どもの教育への関心や教育的関わりについてはバリエーションが見出された。本研究ではデータにもとづいてそれらを、①『夫婦協働型「教育する家族」』、②『母役割偏重型「教育する家族」』、③『子どもまかせ型「教育する家族」』と類型化する。各類型では、家庭教育の方針、教育的働きかけ、夫婦間での教育的関心の共有や教育的関与の分担・協働、父親の家庭内役割、家庭外資源の動員の程度などについて違いがみられた。またその違いは、母親が経験する育児と仕事の間の葛藤にも影響を与えており、3 類型の中では『母役割偏重型』の母親が、仕事の状況についても育児の状況についても最も大きな不満を抱いていた。さらに、この 3 類型には親の階層差が反映されており、高学歴フルタイム夫婦では『夫婦協働型』、中～高学歴夫婦・母親パートタイムでは『母役割偏重型』、低～中学歴夫婦および一部の高学歴夫婦の間では『子どもまかせ型』になる傾向が見出された。当日の発表では、それぞれの類型の背後にある社会的要因を報告するとともに、幼児期から進む「教育する家族」の多様化が、母親の就労意欲と次世代の階層間格差の拡大に与える影響について考察する。

【参考文献】

- 神原文子 2004 『家族のライフスタイルを問う』 勁草書房。
本田由紀 2008 『「家庭教育」の隘路—子育てに強迫される母親たち』 勁草書房。
山田昌弘 2005 『迷走する家族—戦後家族モデルの形成と解体』 有斐閣。
(キーワード: 教育する家族、働く母親、階層間格差)

ポスターセッション (D216 教室)

P-2 【報告キャンセル】

同性婚をめぐる結婚の機能論
エリザベス・ブレイクの「最小結婚」論を手がかりに

○ 久保田裕之 (日本大学)

近年の日本における同性婚と同性パートナーシップ制度をめぐる議論は、従来の異性愛的結婚を同性愛カップルへと拡張しようとする過程で、そもそも何が結婚の本質であり中心的な機能なのかについての根本的な問い直しの契機を含む点で、結婚と家族の社会学的研究にとっても極めて重要なものである。すなわち、子どもを産み育てることが結婚の目的であり本質であるとする生殖家族モデルと、(同性か異性かにかかわらず) 個人の実存とアイデンティティに深く関わるカップル関係の自由で平等な選択を本質とする性愛家族モデルがここで対立しており、こうした対立は社会における結婚の重心のシフトを反映していると考えられるからである。

しかし、同性婚ないし同性パートナー制度を要請する根拠とされる当事者の困難のなかには、結婚からの排除というよりもむしろ「結婚によって与えられる地位がそもそも結婚によってしか指定できない」という制度的制約に起因するものも少なくない。たとえば、病院での面会権をめぐる問題は、同性パートナーが結婚から排除されていることよりも、そもそも面会権者を患者が自由に指定できないことに起因しており、また、患者の意思決定の代理権をめぐる問題は、結婚できないせいで代理権が親から配偶者へ移行しないことよりも、そもそも本人が指定する代理権者が家族の法定代理権に優先しないことに起因している。同様に、住居や賃借権の相続をめぐる問題も、結婚できないことで法定相続人の地位が親から配偶者へ移行しないことよりも、遺言による同居人に対する相続権者の指定が、法定相続人の遺留分に劣後することに帰されるべきである。というのも、ここで例示されたような困難は、同性愛に基づくが故に結婚から排除されている同性カップルのみならず、たとえ性愛に基づかないとしても長い期間共同生活やケア関係を営む、あらゆる人々のあいだにも生じうるからである(参照: 久保田 2011a; 2011b)。

この点、こうした議論のズレは、結婚に関する法と制度が、その資格と内容を(たとえば現行法上は男女間に限定して)定義する以前に、結婚によって与えられる配偶者の地位を「ただ一人の重要な他者」として公示するという一段抽象的な機能を要請されており、従来の家族研究がこの位相を曖昧にしか捉えてこなかったことが原因ではないかと考える。

そこで、本報告では、1) 家族社会学における家族機能論の系譜を整理したうえで、2) フェミニスト政治哲学者 E・ブレイクによる「最小結婚」の議論 (Brake 2012=2019) を参照することで、3) 近年の日本における同性婚と同性パートナー制度をめぐる議論を批判的に検討していく。具体的には、機能主義的な家族研究の歴史の中で、T・パーソンズにいたる家族機能の縮小と専門化の議論をひもときながら、家族社会学において家族の機能が、どのようなものとして議論されてきたかのみならず、どのような位相で議論されてきたのかを批判的に検討していく。次に、E・ブレイクがリベラリズムと両立する最小限度の結婚制度を構想する中で着目した、結婚による「地位の指定 (status designation)」という分析視角を援用する。最後に、近年の日本における同性婚および同性パートナー制度に関する論文・研究書・一般書の中から議論の構造を抽出し、日本における同性カップルの権利保障をめぐる問題化されてきたのは結婚の権利であったと同時に、その背後にある「ただ一人の重要な他者」という地位の指定 (status designation) であったことを論じたい。

参考文献

- 久保田裕之, 2011a, 「家族社会学における家族機能論の再定位——〈親密圏〉・〈ケア圏〉・〈生活圏〉の構想」『人間科学研究科紀要』 37:78-97.
- , 2011b, 「家族福祉論の解体」『社会政策』 3(1): 113-123.
- Brake, Elizabeth, 2012, *Minimizing Marriage: Marriage, morality, and the law*, Oxford University Press (= 2019 (近刊), 久保田裕之監訳『最小結婚』白澤社).

(キーワード: 同性婚、同性パートナー、最小結婚)

第 1 日目 2019 年 9 月 14 日 (土)

午後の部 14:00~16:30

自由報告 (2)

バングラデシュ農村におけるリプロダクションの変容と女性の健康

○松岡悦子（奈良女子大学 アジア・ジェンダー文化学研究中心協力
研究員）

本発表は、バングラデシュの首都ダッカの南西約70キロにあるマダリプル県の2つの村での調査をもとにしている。2016年～2017年にかけて、この2つの村のほぼすべてにあたる512世帯に質問紙調査を実施し、出産経験のある女性たちに過去の出産に関する経験を尋ねた。さらに、その中から35人の女性たちに、結婚、出産、産後についての聞き取り調査を行った。質問項目は、世帯員の年齢、結婚年齢、職業、学歴、月収、所有する家財や電気製品、マイクロクレジットへの参加の有無と借入金額や理由、出産場所、介助者、産後の儀礼、家族計画、産後の健康状態、1日の時間利用など多岐にわたる。これらの調査については、現地の調査助手がベンガル語で戸別訪問と聞き取り調査を行った。

質問紙調査の結果、この地域では、18歳未満で結婚した女性の割合が78%と高く、この数値は現在も過去もそれほど変化をしていなかったが、夫と妻の年齢差は縮小する傾向にあった。さらに、この地域では妊娠・出産に関して大きな変化が2005年頃から生じていた。それ以前には、出産のほぼすべてが自宅で行われ、帝王切開はきわめてまれであったのに対し、2015-16年には40%が施設分娩に、介助者の50%が医師になり、帝王切開率は27%となっていた。これらのことから出産の医療化が急激に進んでいることが明らかとなった。この地域の医療状況としては、政府の病院が1か所あり、そのベッド数は50床で2012年以降その数に変化は見られないが、プライベートクリニックの数は、2012年には4か所（31床）であったのが、2015年には9か所（72床）と毎年のように増加していた。

さらに、出産の経験や満足度と出産場所や介助者とのクロス集計を行った。女性たちに、出産を「良かった」と思うか「悪かった」と思うかを尋ねたところ、自宅や親の家で出産した人は、出産を「よかった」とする割合が、出産を「悪かった」とする割合より有意に高かった。また、出産について「痛かった」と「痛くなかった」という答えを、出産介助者及び出産場所とクロスさせたところ、医師に介助された人は「痛かった」とする割合が、伝統的産婆や訓練を受けた介助者、助産師に介助された人よりも有意に高かった。また、場所との関係を見たところ、自宅や実家で出産した人は、病院やクリニックで出産した人と比べて、「痛くない」と答えた割合が有意に高かった。

さらに、出産経験と経済階層や学歴との関連を見たところ、クリニックで出産したことのある人は、自宅や親の家で出産した人と比較して月収が高く、学歴の点では有意に教育年数が長くなっていた。また、帝王切開を受けたことのある人とない人とを比較すると、帝王切開を受けたことのある人の教育年数や月収は、ない人より有意に高かった。また、出産経験を「良かった」と答えた人は、「悪かった」と答えた人よりも、母乳をやる日数が長くなっていた。

聞き取り調査の結果、若い女性たちは妊娠、出産、産後に夫の家族、および実家から支援を得ている人が多かった。従来のバングラデシュ農村の報告では、妻の出産に夫は無関心で、妻は妊娠中や産後早くから家事を普段通りに行うことを期待されると言われていたが、今回の調査では以下のような話が聞かれた。「夫が妊娠中の健診に付き添った」「産後3か月間実家に帰り、子どもの世話だけをしていた」「子供が夜に泣くと、夫が面倒を見て私を起こさずにいてくれた」「帝王切開で産後6か月間休んでいたが、夫がガスコンロを買ってきてくれたので調理が楽になった」また、女性たちは帝王切開に対して否定的な感想をもち、回復に時間がかかり、多大な出費になると答えていた。

以上のことから、バングラデシュ農村部において医療化された出産が急激に進んでいるが、女性たちの出産経験は必ずしも満足のいくものではなく、また長引く回復や痛みなどの点から、リプロダクティブ・ヘルスが改善されつつあるとは言えない。また、出産前後に夫婦の親密な関係が作られつつあることや、実家との結びつきの強さ、妊娠中や産後の休息期間の長さなどから、バングラデシュ農村の家族関係の変化が示唆される。

キーワード：リプロダクティブ・ヘルス バングラデシュ 出産

子どもを持つ意欲と実現の世代性：ドイツにおける pairfam データの分析から

山本菜月（お茶の水女子大学・院）

1. 背景と目的

本報告では、パートナーを持つこと、子どもを持つことが、選択的なものとなった社会において、どのような要素が家族形成に働きかけるかを、ドイツにおける調査データの二次分析によって検討する。ドイツは日本同様、出生率が低い水準にある。ドイツが文化的に「子ども嫌いの社会」であることや、子育てに対する経済的な負担の増大、性別役割分業観に基づく政策が長年続いてきたことなどが、少子化の要因として挙げられる。これらの諸要素を改善するため、2000年代以降のドイツ政府は両性の仕事と家庭を両立させる家族政策を打ち出し、現在出生率は上昇傾向にある（BMFSFJ 2017）。また、子どもを持ちたいと考える若者の割合、特に3人以上の多子世帯を望む割合は増加傾向にある。それと同時に、子どもをそもそも望まないと考えられる層も、親世代に比べて増加しており、多子世帯を志向する者と無子を志向する者の両極に分かれつつある。彼らの子どもの価値観が、どのような社会的属性によって規定され、この価値観がどのように子どもを持つ意欲と実現に結びつくのかを世代ごとに分析することが本報告の目的である。

2. 使用データと分析方法

本報告では、2008年から2009年に収集された「親密な関係性と家族変動（pairfam）」（Brüderl et al. 2018）調査を用いて分析を行なった。本調査の対象者は1991-1993年生まれ、1981-1983年生まれ、1971-1973年生まれの3つのコーホート、合計12402人である。そのうち、本報告では子どものいない者8210人（90年世代4302人、80年世代2897人、70年世代1011人）を対象とした。属性として、学歴、居住地域、収入、家族形態などを用いる。子どもの価値観として「子どもを持つことで視野が広がる」、「子どもがいることで若さを保てる」など、子どもを持つことに肯定的な5項目（ $\alpha=.623$ ）と、「子どもが精神的負担である」、「子どもがいることで職業上の目標が達成できなくなる」などの子どもを持つことに否定的な5項目（ $\alpha=.761$ ）を用いる。そして、理想子ども数と予定子ども数を従属変数として用い、これらの変数による多項ロジスティック分析を報告では行う。また、これらの子どもの持つ意欲が、どのように変化し、実現したかについての分析も行なう。

3. 結果

相関分析の結果、理想子ども数と肯定的な子どもの価値観および否定的な子どもの価値観の間においても、予定子ども数と肯定的な子どもの価値観および否定的な子どもの価値観の間においても、ほとんど相関は見られなかった。報告においては、変数同士の関連について世代ごとの比較を行ない、子どもを持つ意欲に与える影響について検討する。また、2016年に収集された第9回調査におけるデータも用いて、彼らの子どもを持つ意欲の実現性についても報告を行なう。

謝辞：GESIS Datenarchiv より“Panel Analysis of Intimate Relationships and Familz Dynamics“（pairfam）のデータ提供を受けました。

文献・データ

Brüderl, J., Drobníč, S., Hank, K., Huinink, J., et al., 2018, *The German Family Panel (pairfam)*. GESIS Data Archive, Cologne. ZA5678 Data file Version 9.1.0, doi: 10.4232/pairfam.5678.9.1.0.

Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend (BMFSFJ), 2017, *Familienreport 2017 Leistungen, Wirkungen, Trends.* : <https://www.bmfsfj.de/familienreport-2017>[2019.05.30]

キーワード：子どもの価値、出生意欲、少子化

生殖をめぐる「計画」の啓発——「ライフプラン」教育の前史としての「家族計画」教育

○由井秀樹（静岡大学／日本学術振興会）

はじめに

近年、少子化対策の一環として、妊娠・出産に「適した」年齢を考慮して「ライフプラン」の作成を求める教育が学校現場で実施されている。加齢に伴うとみなされる不妊が問題化される今日において、20代での妊娠・出産が理想化されるが、「計画」を作成させ、それに基づき20代での妊娠・出産を促す試みは、近年にはじまったことではなく、「家族計画」指導の文脈で行われてきた。本報告は、「家族計画」の名のもとに行われてきた「適正な」年齢をめぐる啓発の歴史を跡づけた上で、二つの「計画／プラン」の比較を行うことを目的とする。

過剰人口対策としての家族計画

終戦間もなくの過剰人口対策の一環として、避妊＝受胎調節の普及を目指すことを第一義的な目的に、家族計画を普及させることが政策的に目指される。その甲斐もあり、1950年代にかけて出生率が大幅に低下し、1960年代になると人口問題はいったん落ち着く。

この間の歴史については既に優れた先行研究が多数蓄積されているが、本報告で検討する1960年代以降の家族計画をめぐる歴史はほとんど検討されてこなかった。

「人工高年初産」と家族計画

30歳以上の初産を「高年初産」（近年では35歳以上）とっており、難産等の「リスク」ファクターと認識され続けているが、1960年代に有力な産婦人科医が「人工高年初産」という問題を提起した。曰く、結婚の遅れなどのやむを得ない事情ではなく、中絶あるいは、家族計画を普及させる政策により一般化した避妊により、出産の時期が遅れ、結果として「高年初産」になる、という「人工高年初産」が増加傾向にあり（実際に増加していたのかは別途検討が必要である）、「人工高年初産」を抑制するために、家族計画の指導者たちは、「適切な」年齢で妊娠・出産する「計画」を立てさせるよう、人びとを教育しなければならない。

新婚教育にみる家族計画

1964年に厚生省児童家庭局母子衛生課長通達「新婚学級の実施について」が出され、地方自治体の保健所などが教育を担うことが想定された。この通達の別紙として「新婚学級テキスト（要領）」があり、「家族計画の理念」という項目において、「幸福な家庭、明るい社会をつくるのが家族計画の目的」とされ、20代の出産が最も安全であること、30歳以上の高年初産は避けるべきであること、第一子の出産は可能な限り早くすべきであること、などが掲げられた。ここから示唆されるように、この時代では、（国家の規定する）家族計画はたんなる避妊による出生児数の制限ではなく、出産のタイミングへの介入手段でもあったのだが、多くの自治体は新婚学級の参加率の低さに悩んでいた。

考察

大半が未婚者である世代に対して学校という場において行われる近年のライフプラン教育は、卒業から就職、結婚、妊娠・出産、子育てを見通した「ライフプラン」の策定を求めている。他方で、1960年代以降の新婚者教育の文脈で行われる家族計画教育は、新婚カップルや場合によっては婚約カップルが対象であった。したがって、ライフプランから家族計画への移行によって、国家はより効率的に情報を受け取らせることに成功し、より広範な「計画」＝将来の家族形成を見通した10代からの「計画」の策定を求めるようになったといえる。

本文末左寄せでキーワードを3つまで（キーワード：家族計画、ライフプラン）

世帯と母親の社会・経済的地位と出生児の生存との関係※
：人口動態職業・産業別統計の二次分析による

○仙田幸子（東北学院大学）

日本の乳児死亡率は世界最低水準であるが、未だ出生に対して1.9%を占めている（2017年）。これらの乳児死亡を避け得る対策があるかどうかは、研究の価値があるだろう。本研究では、この課題に対して、人口動態職業・産業別統計が統計を取っている社会・経済的側面に注目する。具体的には、「出生時の世帯のおもな職業」、「出生時の母親の職業」、「パートナーシップのあり方」と出生児の生存（乳児死亡しないかするか）の関係を分析する。

5年に一度、人口動態統計の特別集計として公表される人口動態職業・産業別統計は、児の出生時の母親の職業と世帯のおもな職業について集計している。また、1995年以降、人口動態統計では、乳児死亡の場合、母親の出生年月日についても統計を取るようになった。母親の出生年月日は、児の出生時には以前から統計が取られている。そこで、従来から出生票と死亡票の両方に含まれていた「児の出生年月日」などに加えて、母親の出生年月日もマッチング指標とすることで、ある乳児死亡がどの出生の結果かの識別の精度が上がった。そこで、1995年度、2000年度、2005年度、2010年度、2015年度の5時点のデータを用いて、「出生時の世帯のおもな職業」、「出生時の母親の職業」、「パートナーシップのあり方」と出生児の生存の関係を分析する。

世帯のおもな職業は、「農林」「自営」「勤労者Ⅰ」（世帯の最多所得者が100人以下民間企業に勤務する常用勤労者「その他」（最多所得者が日々または1年未満の契約の雇用者）「勤労者Ⅱ」（世帯の最多所得者が公務員または100人以上の民間企業の常用勤労者または会社団体の役員）「その他」（世帯の最多所得者が日々または1年未満の契約の雇用者）「無職」「不詳」である。

母親の職業は、「管理・専門技術」「事務」「販売」「サービス」「農林・保安」「無職」である。

「パートナーシップのあり方」は、「児が嫡出か非嫡出か」と「結婚している場合の同居期間」と「児の出生年月」を用いて、「非嫡出」「既婚・同居期間不明」「妊娠先行婚」「通常婚」の4カテゴリーとする。

クロス表分析から、「出生時の世帯のおもな職業」、「出生時の母親の職業」、「パートナーシップのあり方」は、それぞれが関係しあっていることが確認された。また、「出生時の世帯のおもな職業」、「出生時の母親の職業」、「パートナーシップのあり方」は、出生児の生存確率に影響していることが確認された。つまり、世帯と母親の社会・経済的地位により、出生児の健康格差が存在する。

※本研究はJSPS 科研費 JP17K09109 の助成を受けたものです。

（キーワード：社会・経済的地位、世帯、乳児死亡）

子育て環境の地域性と出生力：市区町村データからの接近

○岩澤美帆（国立社会保障・人口問題研究所）

鈴木貴士（筑波大学・院）

目 的：本研究の目的は、市区町村データを用いて地域の人口レジームおよび子育て環境の類型化を試み、当該地域の出生力との関係を評価することである。

背 景：20 世紀に人口転換を経験した国々は、人口ボーナス期に近代家族を軸とした就労・再生産システムが構築されたあと、人口オーナス期という生産・再生産に相対的に不利な時期を迎え、新しい再生産システムの構築が模索されている。多くの先進国で労働力需要が上昇するとともに親が負担する直接的、間接的子育てコストも上昇している。そこで、親の子育て負担を緩和することを目的とした様々な社会政策が導入されている。こうした取り組みが実際に子育て世代の負担を緩和し、出産・子育ての意思決定に影響を与えているかを検証することは、今日の主要な社会的関心となっている。

課 題：しかしながら、政策・制度が個人の出生行動に与える影響を定量的に示すには多くの困難が伴うことも示されている。例えば、個人の出産に関する情報が得られたとしても、出産は生涯にわたる意思決定の累積的帰結であり、個別の政策の影響過程を特定することは極めて難しい。また、制度・政策の効果は、当該地域の歴史的事情や文化などのコンテキストにも影響を受けるほか、通常、ある制度は他の制度の存在を前提としており、単一の制度・政策の効果を抽出することは容易ではない。様々な制度は、加法的に効果を示すのではなく、特定の制度の組み合わせや特定の文脈で有効になることなども示されている。このように要因の影響過程の特定が難しいことに加え、子育て世代の意思決定に作用する市区町村といった生活圏において、アウトカムとしての出生力、とりわけ夫婦の出生力を示す公的な指標が提供されていないため、推計する必要がある。

方 法：出生力指標については、間接標準化法により求めた市区町村別の合計特殊出生率に加え、地域の相対有配偶率起因出生力指数、相対夫婦出生力指標を用いる。環境要因や政策効果についてはコンテキストの役割に着目したい。そのためには、日本社会の生活圏において当該地域がどのような人口レジーム下にあるのか、そしてどのような子育て環境が形成されているのかをデータで把握し、非階層型クラスター分析によって類型化することを試みる。最後に出生力指標と人口レジーム・子育て環境類型との関係を議論する。

データ：市区町村の出生力指標に関しては人口動態統計および国勢調査の人口・配偶関係構造のデータを用いて推計し、人口レジーム、子育て環境については、国勢調査や各種行政オープンデータを加工した表 1 の指標で評価した。人口レジームについては、人口密度や高齢化指標に加え、ジェンダー公平状況を示す女性の労働力参加率、未婚化や親族の結びつきを示す家族システムの側面を評価する。子育て環境については、今日の子育て支援策が、経済的支援、育児休業などの両立支援、保育サービスの提供を中心に拡充していることから、経済状況、働き方に関する状況、保育サービスの状況に着目した。

結 果：市区町村別出生力指標については、都市部で低く郊外・中山間部で高いが、地域的に見ると西高東低の傾向がある。人口レジームを考慮した子育て環境のクラスター分析の結果と出生力との関係については報告時に示す。

表1 市区町村指標

出生力		合計特殊出生率、相対有配偶率起因出生力指数、相対夫婦出生力指数(2015)
人口レジーム	高齢化・人口減少	人口密度(対数)(2015) 高齢化率(2015)
	ジェンダー公平	女性労働力率(15歳以上)(2015) 就業者にしめる「家事のほか仕事」割合(%)(有配偶女性35~39歳)(2005)
	家族システム	20~49歳女性有配偶率(2015) 三世帯世帯割合(2015)
子育て環境	経済状況	平均課税所得(対数)(2015) 生活保護被保護率(0~17歳)(2015)
	WLB/休業制度	男性週間就業時間(2005) 女性週間就業時間(2005) 25~39歳有配偶女性休業割合(2015)
	保育サービス	0~6歳児保育所利用割合(2016) 待機児童率(2016)

(キーワード：子育て、地域、少子化)

親密圏をめぐるジレンマ
——純粋な関係性とケアの絆をいかに両立するか

○野辺陽子（大妻女子大学）

本発表の目的は、親密圏に関する論点をさらに進めるための考察を行うことである。

近代家族の限界が指摘されて久しい。近代家族の指標となる核家族世帯は減少し、いまや全世帯に占める割合は約3割に過ぎない。近代家族を「つくれない」人びと、また、近代家族を「つくりたくない」人びとに対して、新しい「生の保障」の場を保障する必要性が主張されている。その代表的な議論のひとつが親密圏をめぐる議論である。親密圏とは、血縁や婚姻によらない「家族的」関係のこと指す（齋藤編 2003; 岡野編 2010）。このような関係をいかに社会的に承認し、法制度で正当化し、支援していくかが、現代の家族の限界を超えるための、ひとつの論点となっている。

血縁や婚姻によらない親密圏では、①個人の安全が確保され、他者から承認され、自己肯定感がはぐくまれるとともに、②そのような関係からの退出の自由が確保されている点が、従来の家族とは異なる点として、強調されている（齋藤編 2003; 岡野編 2010）。

しかし、「自立した成人のあいだでなら成り立つ」（上野 2009: 7）かもしれない親密圏に、子ども、高齢者、障害者などのケアを必要とする依存者が存在する場合、「関係からの退出の自由」が問題となる。依存者は、誰からかケアを受けなければ生きていくことができない存在であるため（上野 2009: 7）、ケアラーがケア関係から退出することは、依存者の生にかかわるからである。そのため、従来の法制度は、家族内の経済的・身体的依存者の生活を保障するために、個人の自由を制限してきたといえる（久保田 2009a）。このような観点から、「子どもや高齢者など、依存的な他者との多少なりとも持続的な関係である「ケアの絆」は（中略）法的保護の対象とする現実的な根拠がある」（上野 2009: 11）とケア関係の特権化もまた論点となってきている。

従来の議論では、親密圏のコンセプトから、例えば子どものケアを考える際には、「ケアの社会的分有」（中根 2006）ともいべき方向性が議論されてきたようだ。例えば、牟田（2009）は、シェアハウスのような場に住むシングルマザーを事例に、複数の大人が、専従ではなくケアを共に担える仕組みを提唱する（牟田 2009: 73）。ここでは、シングルマザーと子どもという「コアの」ケアの絆が特権化され、それ以外の複数の大人にはケアへの／からの退出が可能であり、上述したケアの絆の保護と、関係からの退出の自由の両立が企図されているといえる。

では、シングルマザーと子どもという「コアの」ケアの絆からの退出は不可能なのだろうか。「コア」のケアの絆においては、ケアする自由／ケアしない自由、ケアされる自由／ケアされない自由（上野 2009）は認められないのだろうか。本発表では、この問いを考察するため、土屋（2013）の「関係を取り結ぶ自由と不自由」の議論を参照しつつ、「ケアの社会的分有」のさらに先に考察を進めてみたい。

久保田裕之, 2011, 「家族社会学における家族機能論の再定位：<親密圏>・<ケア圏>・<生活圏>の構想」『大阪大学大学院人間科学研究科紀要』37: 77-96.

牟田和恵編, 2009, 『家族を超える社会学——新たな生の基盤を求めて』新曜社.

中根成寿, 2006, 『知的障害者家族の臨床社会学——社会と家族でケアを分有するために』明石書店.

岡野八代編, 2010, 『自由への問い7 家族——新しい「親密圏」を求めて』岩波書店.

齋藤純一編, 2003, 『親密圏のポリティクス』ナカニシヤ出版.

土屋葉, 2013, 「関係を取り結ぶ自由と不自由について」『支援』3: 13.

上野千鶴子, 2009, 「家族の臨界——ケアの分配公正をめぐる」牟田和恵編『家族を超える社会学——新たな生の基盤を求めて』新曜社.

（キーワード：親密圏、ケアの絆）

家族介護のトレンド解析による家族の介護力の検討

○涌井 智子（東京都健康長寿医療センター研究所・筑波大学ヘルスサービス開発研究センター）

【背景】

女性の社会進出、晩婚化や少子化、といった家族構造の変化は、高齢者介護を担う家族の状況に影響を与える。三世帯世帯の減少は、高齢者世帯と同居する嫁介護者の減少をもたらす一方で、子ども介護者に代わる配偶者（夫）介護者の増加や別居介護の増加を、また、晩婚化は、未婚で同居の子どもの介護従事の増加と関連しており、現在、高齢者の家族介護が多様化した状況にある [1]。要介護高齢者を支える家族の多様化は、必要とされる支援ニーズがそれぞれに異なることを指し、求められる介護保険サービスの多様化につながる [2]。また、我が国の介護の特徴とされる、介護タスクを分担せずに主介護者のみによる介護 [3] がこのまま続くとすれば、人数の少ない世帯における介護は、介護者が介護以外の間接的支援さえ受け取れない懸念がある。2025年問題を目前に控え、家族が要介護高齢者を支え続けることが期待できるか、という問いを議論する必要がある。

本研究の目的は、国民生活基礎調査の個票データの解析から、家族介護のトレンドを記述し、我が国における要介護高齢者の介護を担う家族の介護力について議論することとした。

【方法】

本研究では、国民生活基礎調査（世帯票、介護票、健康票、所得票）の個票データを結合し、1998年、2001年、2004年、2007年、2010年、2013年、2016年の介護形態のトレンドを記述した。特に、要介護高齢者を支える世帯構造、主介護者の婚姻状況、有職割合から家族介護力を議論することとした。

本研究の実施に際して東京都健康長寿医療センター研究部門倫理委員会の承認を得た。

【結果】

別居介護の緩やかな増加の現状に加え、介護保険の導入以降は、高齢者単独世帯の別居介護における娘介護者が急速に増加していた。また、要介護高齢者と未婚の子のみの世帯においては、娘よりも息子介護者の割合が高くなっていった。また、介護保険導入当初は、介護を担う娘・息子において有配偶者割合に差がなかったのに対し、2013年には、配偶者のいない娘・息子介護者が、配偶者のいる娘・息子介護者を上回っていた。また、要介護高齢者と同居する娘・息子介護者の有職割合は、娘・息子ともに三世帯世帯が最も多く、未婚で、同居して、介護を担う子ども介護者の離職の高さが伺えた。

【考察】

本研究結果から懸念されるのは、世帯構造や家族構成といった介護形態の脆弱性だけでなく、介護を担う家族自身の生活基盤の脆弱さである。介護を担う家族の生活力を含め、これからの日本における介護のあり方について考察する。

【謝辞】

本研究は甲斐一郎（東京大学）、Emily M Agree (Johns Hopkins University)、田宮菜々子（筑波大学）、石崎達郎（東京都健康長寿医療センター研究所）との協働研究である。また本研究は、日本学術振興会科学研究費若手研究 A (#16H06235) および公益財団法人ファイザーヘルスリサーチ振興財団研究助成(国際共同研究)の助成を受けて行われている。

【参考文献】

1. 涌井智子. (2018). 多様化する家族介護の現状と今後の介護を支えるシステムについて考える. 老年社会科学. 40(3), 301-307, 2018
2. 涌井智子. 多様化する家族介護と介護保険サービス. 日本老年医学会雑誌. 54 (1), 35-40, 2017
3. Traphagan, J.W. and J. Knight, Demographic change and the family in Japan's aging society, ed. J.W. Traphagan and J. Knight. 2003, Albany: State University of New York Press.

キーワード：家族介護、国民生活基礎調査

ヤングケアラーが担うケアと学校生活の関係
—大阪府立高校の生徒を対象とした質問紙調査—

○濱島淑恵 (大阪歯科大学), 宮川雅充 (関西学院大学)

1. 研究目的

ヤングケアラー(ケアを担う子ども)に関して、イギリスの先行研究¹⁾では、学業、友人関係等、学校生活に影響が生じることが指摘されている。また、日本においても、小中学校の教員に対する質問紙調査において、遅刻、欠席、宿題をしない等の問題が生じるケースがあることが指摘されている²⁾。日本での先行調査は、教員の認識にもとづくものを中心であるが、ヤングケアラーの実態を把握するためには、子ども自身の認識にもとづいた調査が必要である。そこで著者らは2016年に大阪府立高校の生徒を対象とした質問紙調査⁴⁾を実施し、子ども自身の回答にもとづき彼らの担うケアの状況(ケアの相手、内容、頻度等)を示してきた。本報告では、その調査結果から、高校生が担うケアの状況と学校生活に対する主観的評価の関連を分析し、ヤングケアラーが抱える学校生活上の問題について考察する。

2. 研究方法

2016年1月～12月に、大阪府立高校(10校)の生徒を対象とした質問紙調査を実施した(有効回答5,246票)。なお、調査は、「関西学院大学人を対象とする行動学系研究倫理委員会」の承認を受け開始した。

ケアの状況については、要ケア家族の有無、回答者自身のケア役割の有無、ケアの頻度・1日あたりの時間の質問に対する結果をもとに、5群に分けた(カテゴリⅠ:要ケア家族はいない/カテゴリⅡ:要ケア家族がいるかどうかわからない/カテゴリⅢa:要ケア家族がいるが自身はケアをしていない/カテゴリⅢb-1:幼いきょうだいがいるという理由のみで自身がケアをしている/カテゴリⅢb-2:要ケア家族がいて自身がケアをしている)。なお、カテゴリⅢb-2については、学校のある日に2時間以上のケアに該当するか否かにもとづき2群に分け、計6群に分けた分析を行った。

学校生活については、最初に、学校生活の楽しさを尋ねた(5件法)。その後、成績への満足、授業の理解、遅刻、欠席、宿題への取り組み、友人関係などについて4件法で尋ねた。

学校生活に関する回答を目的変数、ケアの状況を説明変数とした回帰分析(重回帰分析、順序ロジスティック回帰分析)により、高校生が担うケアと学校生活との関連を分析した。なお、分析は、性別・学年を調整した場合、性別・学年・学校を調整した場合についても行った。

3. 研究結果

カテゴリⅢb-2(ヤングケアラーと考えられる群)は272名(5.2%)であった。また、学校のある日に2時間以上のケアを担っている者は61名(1.2%)であった。回帰分析の結果、学校生活の楽しさ、遅刻、欠席、友人関係については、ケアの状況との間に有意な関連が認められた。特に「友人関係」について強い関連が認められ、学校のある日に2時間以上のケアを担う群においてうまくいっていないという回答が多かった。

4. 考察

日本における先行の教員調査²⁾においては、ヤングケアラーについて遅刻、欠席、友人関係等の問題が指摘されていた。今回の調査でもそれを支持する結果が得られており、子ども自身の認識にもとづいた場合でも、ヤングケアラーは学校生活(特に友人関係)において問題、困難を抱えている場合があると考えられる。

なお、本報告は、JSPS 科研費 JP17K04256 の助成を受けたものである。

(キーワード:ヤングケアラー, 家族介護, 学校生活)

参考文献

- 1) Clay, D., Connors, C., Day, N., and Gkiza, M. with Aldridge, J. (2016) The lives of young carers in England:Qualitative report to DfE, DfE RR499.
- 2) 日本ケアラー連盟 (2015) 南魚沼市ケアを担う子ども(ヤングケアラー)についての調査《教員調査》報告書
- 3) 北山沙和子・石倉健二 (2015) 兵庫教育大学学校教育学研究 27, 25-29
- 4) 濱島淑恵・宮川雅充 (2018) 厚生の指標 65(2), 22-29

家事・ケア労働者による産育実践とその受容
-中国上海市を事例に-

○翁 文静 (九州大学)

1.はじめに

中国の一般家庭ではかつて、女性たち、主に祖母と姑が産婦と子どものケアを担い、様々な禁忌と経験を伝えていく習慣があった(候 2004,姚 2009)。しかし、今の都市部では、専門的な知識と技術を身につけ、国家資格を取得する家事・ケア労働者(中国語では家政服務員 *fuwuyuan*)が出現し、普及しつつある(姚 2009,翁 2014)。本発表は家事・ケア労働者の中、妊産婦・新生児、乳幼児のケアに関わる専門職(中国語ではそれぞれ、月嫂 *yuesao*、育兒嫂 *yuersao* 呼ぶ)に注目し、彼女らの行う「科学 *kexue*」産育実践とはいかなるものなのか、また、雇用者がその実践をいかに受容するのかを明らかにしたい。

2. 本発表の視点と方法

(1) 本発表の視点

天田(2017)によれば、J ドンズロは 20 世紀のフランス社会におけるソーシャルワーカーを取り上げ、彼らは司法・児童精神医学・教育機関の三者が構成する未成年者のための「保護複合体」と「家族」とを媒介していくエージェントであると指摘した。本発表は家事・ケア労働者の用いる様々な知識と技術を「産育複合体」と呼び、彼女たちを「産育複合体」と「家族」との間のエージェントとみなす。

また、発表者は社会人類学者の田辺の提唱した「実践」概念を参考し、家事・ケア労働者が言語、知識、技術、様々な人びとの相互行為の複雑な関係の中で出産・育児に関する知識と技術を身に付け、遂行していく過程を産育実践として捉えている。

(2) 方法

本発表で用いる主な資料とデータは、2013 年 8 月から 2019 年 1 月末の 5 回のインタビュー及び参与観察調査によって収集している。主な調査場所及び対象は、①上海市の R トレーニングセンターで月嫂(*sao*)養成トレーニングを受ける女性たち、②同センターで育兒嫂養成トレーニングを受ける女性たち、③H 派遣会社で登録した女性たちである。

3. 家事・ケア労働者による産育実践とその受容

(1) 家事・ケア労働者による「科学 *kexue*」産育実践とは

家事・ケア労働者たちはトレーニングセンターで座学及び実技を学び、また、病院研修を経て雇用主宅に派遣されていく。彼女らの殆どが「センターや病院で学んだ知識と技術がとても役に立った」、「大変勉強になった」などと語った。

家事・ケア労働者たちはこれまで身につけた医学(伝統医学も含む)、心理学、教育学などの知識・技術を用いて、対象となる家族のケアを行い、「科学 *kexue*」産育実践を遂行、普及していくことが明らかになった。医学、心理学、教育学などの知識・技術を「産育複合体」と呼ぶと、家事・ケア労働者は「産育複合体」と「家族」との媒介であると見なすことができる。

(2) 「科学 *kexue*」産育実践の受容

インタビューと参与観察を通して、新人に比べてベテランの家事・ケア労働者の行う「科学 *kexue*」産育実践がより雇用主に受け入れられやすいことが明らかになった。また、雇用主の違いを見ると、シニア世代より、ジュニア世代がより家事・ケア労働者の行う「科学 *kexue*」産育実践をより積極的に支持する傾向が見られた。その理由は「ジュニア世代の持っている知識と家事・ケア労働者の学んできたものとほぼ一致する」などである。

キーワード：家事・ケア労働者、産育実践の受容、エージェント)

1930年代の都市近郊農家における家族戦略 福岡県農会『農家経済調査』17世帯のパネル分析

○前田尚子（無所属）

1. 問題設定

日本における産業化初期の家族変動に関する議論では、戦間期における都市の俸給生活者世帯に注目してきた。しかし、数の上では小農世帯が多数派を占め、かつ安定的に推移していたことをふまえると、小農世帯の産業化への対応のあり方を、その地域性を含めて把握することが求められよう。そうした試みの一つとして、本報告では1930年代の都市近郊農家をとりあげる。この時期の農業は、景気変動に伴う農産物価格の乱高下により大きな影響を受けた。とりわけ恐慌期の農家経営は困難を極めたが、都市近郊では養蚕に代わる商業的農業として蔬菜や果樹を組み入れた複合経営が発展した。その具体的な展開過程を地域の産業経済の動向と関連づけて検討した研究としては、経済史・農業史分野における、愛知県農会「農家経済調査」個票データのパネル分析があり、都市的生活様式に即した園芸・養畜部門の拡充、価格変動に応じた生産品目の入れ替え、多角化による自給化とリスク分散といった営農上の対応が析出されている。本報告ではこれらに学びつつ、愛知県とは産業化類型を異にする福岡県の「農家経済調査」個票パネルデータを、家族戦略概念を用いて分析する。地域の産業特性が農家の採りうる戦略に及ぼした影響をふまえつつ、各農家の対応のあり方を具体的に描き出す。分析に際しては、営農上の対応のみならず、成員補充や労働配分の変更といった成員構成や役割関係に関する対応にも注目する。

2. 方法

農林省の委嘱を受けて福岡県農会が1931年～1940年にかけて毎年実施した「農家経済調査」の対象農家17世帯の事例分析を行う。戦前の福岡県は愛知県と同じく工業県でありながら農業県でもあったが、工業化類型は異なる。愛知県では女性労働力を活用した紡織業が盛んであったのに対し、福岡県では「鉄と石炭」を主軸とする男性労働力に依存した鉱工業化が進んだ。この調査は同一世帯を追跡するパネル調査であり、対象農家は、大都市隣接地域（筑紫郡）、穀倉地域（八女郡）、炭鉱地域（田川郡）の3地域から選ばれた自作・自小作・小作の3世帯、合計9世帯である。途中で脱落した場合、原則として同じ属性の農家が補充されたため、最終的に17世帯の調査データが残されている。

3. 結果

(1) 調査状況にみる農家の継続性：穀倉地域では3世帯中1世帯の脱落にとどまるが、大都市隣接地域では3世帯中2世帯が脱落し、補充した2世帯のうち1世帯は脱落した。炭鉱地域では3世帯すべてが脱落し、補充した3世帯もすべて脱落したために、さらに3世帯を補充している。

(2) 農業生産と労働配分：穀倉地域では、生産力の高い稲作を基盤としつつ、養鶏を加え、農間余業を久留米餅賃織から呎(カマ)織に変更していた。小作農家では末子15の「栄華の峠」には傍系成員を都市へ出稼ぎに出していた。

大都市隣接地域では、養蚕を廃して蔬菜や養鶏を拡充していた。栄華期を迎えた小作・自小作農家では傍系成員は通勤被用者として農外労働に従事していたが、それは新たな家族周期の始動に向けての生活基盤の整備に寄与していた。農家から商工自営（精米、薪炭製造）への転換もみられた。

炭鉱地域では、近傍に高賃金の雇用機会が開けていたことに加え、炭鉱陥没被害が離農を促していた。炭鉱被害の補償金を受けていた自小作農家では「15の総領」を上級学校に進学させていた。

(3) 成員構成：婚姻による成員補充と自作地拡大、本家からの農地受領と二男の養子縁組、中継ぎ労働力としての姪の活用などが営農上の対応と合わせて行われていた。

4. 結論

対象世帯は、市況に応じて生産部門を入れ替え、家族周期に合わせて労働配分を変更し、親族間で人員や農地の補充・交換を行い、有利な農外就業機会があれば積極的に活用して次世代の生活の安定を図っていた。生産と生活の単位として地域の産業変動に対応しつつ世代的再生産を果たすべく家族戦略を展開していたのである。

キーワード：1930年代、都市近郊農家、家族戦略

民事慣例類集から見る婿養子慣行
—婿養子は結婚か、養子か—

大沼 洋文(麗澤大学大学院)

婿養子は「婚姻」と「養子縁組」を一度に行う慣行である。しかし、今日までの研究では婿養子を「養子」と捉えるべきか、「結婚」捉えるべきか、その定義は定まっていない。婿養子を「養子」としてだけでなく、「婚姻」を含め広い視野で観察することによって「婿養子」像をより明確にすることが期待出来る。本報告では江戸時代後期から明治初頭（以後、近代移行期と記す）の慣例が記録されている「民事慣例類集」を「婿養子」の視点から分析し、当時の村落住民の慣行から婿養子が「結婚か、養子か」を検討することを目的とする。

竹内が『家族慣行と家制度』（1969 恒星社厚生閣）において行った近代以前の養子の類型では、家の継承を目的とした「跡取養子」の一つとして、婿として妻の家に養子と婚姻を同時に行う「ムコ養子」を示している。その後の研究によって、婿養子には即席の労働力としての役割が指摘（上村正名「労働力確保の観点による養子」竹内亘「養子の概念と目的」『擬制された親子』三省堂 1988）され、婿養子には継承と労働力に対する期待が寄せられていることがわかる。

近代移行期の婿養子に関する先行研究は、主に法制史と歴史人口学の立場が挙げられる。法制史の分野では高木侃による「養子縁組証文」「離縁状」を用いた研究が、歴史人口学の分野では黒須・落合(2002「人口学的制約と養子」『近代移行期の家族と歴史』ミネルヴァ書房)、戸石(2017『むらと家を守った江戸時代の人びと—人口減少地域の養子制度と百姓株式—』農山漁村文化協会)らによる「戸籍」や「宗門改帳」を用いた実証的研究が挙げられる。それらをまとめると、世帯・百姓株の継承としての養子、ライフコースとしての養子の実態、村落と養子慣行の関係が示され、それらの中で婿養子は女性のみ世帯にとって世帯継承のための重要な手段だが、あくまで世代間の中継的な役割にすぎないとされる。

これらから、養子慣行は世帯と村落が存続のために必要で、日常的な慣行であったといえる。婿養子もその例に漏れないが、婿養子は依然として「養子」の1タイプとして扱われている。そもそも婿養子を養子として扱うべきか、婚姻の一形態と捉えるべきではないかという議論はまだ行われていない。

そこで慣例からの視野を導入することによって、婿養子の姿をより明確に描き出すことが期待出来る。明治十年版『民意慣例類集』と明治十三年版『全国民意慣例類集』（以下総称して慣例類集と記す。）は、明治政府が民法編纂のために、各県庁が推薦した村の首長に対して行った聞き取り調査の結果をまとめたものである。本稿で使用するデータは、ユーラシアプロジェクトの一環（「ユーラシア社会の人口・家族構造比較史研究」1995-1999 代表:速水融）でデジタル化され、現在は麗澤大学人口家族史研究プロジェクト室(以下 PFHP と表記)に所蔵されている。

報告者が「民事慣例類集からみる近代移行期日本の養子慣行」(2008)において「民事慣例類集」を養子慣行の視点で分析を行った。その結果、養子の諸手続きなどにおいて婚姻の関連との一定の共通性が確認された。一方で、婚姻とは異なる養子に持参金を持たせる慣例の存在が確認できた。ただし婿養子に関しては、養子の章に記された慣例を確認したのみで、他の章に収録された慣例は分析がなされていない。つまり婿養子の独自性の検討をしていなかったといえる。本報告の独自性はまさに婿養子を当時の慣行から紐解く点である。「慣例類集」を概観すると、「婿」が含まれる慣例は48件確認できる。この数字は「婿養子」が含まれる慣例23件のおよそ倍である。この差分の25件は主に「婚姻」「失踪」「家督相続」の3つの章に属する慣例である。今回は婿養子を養子としてだけでなく婚姻の一形態としても捉えるため「婿」が含まれる慣例文を調査の対象とする。

「婚姻」「失踪」「家督相続」の慣例文を分析すると、婿養子を積極的に家の相続、そして労働力としての期待が直接記されている慣例文が新たに確認できた。特に労働力の期待に関しては、その他の養子慣行には見られない特異な点である。婿養子は本質的に養子と異なるものなのか、婚姻の一形態と捉えるべきか、単純に人口学的制約によるものなのか、これらを慣行から浮かび上がらせることが期待出来る。

(キーワード: 民事慣例類集、婿養子、結婚)

近世海村における子どもの移動と再分配のメカニズム
— 『野母村絵踏帳』を史料として—

中島満大（明治大学）

日本の歴史人口学では、間引きについて多くの研究が蓄積されてきた。こうした間引きなどの実践は、生まれてくる子どもを「抑制」する方法として捉えることができる。他方、生まれてくる子どもを「再分配」する方法についても研究が進められてきた。子どもの再分配について、歴史人口学は、養子の研究を中心として、養子のパターンに人口学的制約が影響していたことなどを明らかにしている（黒須・落合 2002）。ただし養子の多くは15歳以上であり、それよりも幼い子どもの移動に関する研究はまだ深められていないのが現状である。その一方で家族史においては、もらい子や捨て子などの再分配のメカニズムを、養育システムとして捉えて研究が行われてきた（沢山 2008、太田 2011）。本報告の目的は、歴史人口学的手法を用いて、もらい子などを例とする子どもの移動から再分配のメカニズム、さらには養育システムを析出することにある。

本報告が対象とする野母村（現在の長崎県長崎市野母町）は、徳川時代には漁業を生業とする海村であった。海村ともらい子の関係については、民俗学者の桜田勝徳なども数多く報告している。徳川時代の海村の中でも子どもの移動がみられるのか、またみられるとするならばどの程度みられるのかを野母村の事例を通じて検討していきたい。

本報告では、肥前国彼杵郡野母村で作成された『野母村絵踏帳』と呼ばれる宗門改帳を史料として、子どもの移動の把握を試みていく。『野母村絵踏帳』には奉公人や養子といった情報が記載されている場合がほとんどないため、次のような方法で子どもの移動を観察していく。『野母村絵踏帳』は、一筆と呼ばれる単位で構成されている。一筆には、戸主をはじめとするメンバーの情報が記されている（以後、この一筆のことを、便宜上、世帯と呼ぶ）。本報告では、この世帯の変更を移動として観察していく。ただし留意しなければならないのは、『野母村絵踏帳』の世帯の問題である。『野母村絵踏帳』に対しては、移動の理由が記載されていないことや、1868年から69年の間に82世帯もの新しい一筆が増加していることなどを理由として、単位の不明瞭性について指摘されてきた。その問題はいまだに結論が出ていない。けれども今回の世帯が宗門改帳という公的な文書に記載される単位であるとするれば、村落社会において、何らかの意味をもつ単位として考えることは不自然なことではないのではないか。加えて子どもが世帯を変更するということは、自分に対する責任をもつ戸主の変更という意味合いをもつ。そのパターンを導出することから子どもの再分配の問題に接近していくことが可能であると考えられる。

本報告では、世帯を変更したケースを、年齢階級別、同時に変更した人数別に分類した。今回の報告で鍵となるのは、10歳未満の子どもが単独で世帯を変更しているケースである（286人）。また10歳から19歳の間でも単独で移動するケースを549人、観察することができた。続いて15歳以下の子どもが単独で世帯を変更したケースに焦点をあわせて分析を行った。その結果、女子よりも男子の方が世帯を移動していた。さらに出生順位の影響については、長男に比べて、次男や三男以降の者たちが世帯を移動していることが明らかになった。女子の場合は、出生順位と世帯の移動との関係性を確認することはできなかった。

（キーワード：歴史人口学、子どもの移動、再分配）

歴史人口学から見る近世宿場町の女性たち
——奥州松前道郡山宿と東海道の宿場を対象として

高橋美由紀（立正大学）

本報告では、近世後期を中心として宿場町で女性たちが、どのようなライフコースをたどって暮らしていたのかを、人別改帳を主史料として考察する。対象とするのは、奥州松前道の郡山宿（二本松藩）と東海道の宿場である。郡山宿の人別改帳は1709年から1870年の150年以上に亘り、欠年が30年間あるものの、毎年残されている。この史料を用いて、様々な歴史人口学的な研究が進められている。郡山宿は安積郡に位置する、二本松藩の宿場町であった。郡山宿は、周辺農村の人口が停滞・減少していた時においても周辺農村や越後国などから店借・引越・奉公などによって人口を吸引し、天明の飢饉や天保の飢饉などの一時的な減少期を除くと、持続的にその人口を増加させ、18世紀初頭の800人程度から幕末にはその3倍以上の2600人程度に膨れあがった。この背景には、郡山宿の経済的発展がある。それは、様々な規制によって縛られていた二本松城下町と対照的な状況であった。そのような中で、郡山商人達の「村では商売を行うのに差し障るので町として認めて欲しい」という要求により、1824年に郡山宿は村から町へと昇格した。近世日本の都市の人口趨勢を考えると、大都市の大坂や江戸は人口が衰退・停滞したが、郡山宿のような中小都市の中には、人口を増加させたところと停滞・減少させたところが存在し、郡山宿は前者にあてはまる。

そのような経済的に繁栄した町場であっても、近世における女性の労働は本人が決定するというような自由なものではなく、やはり世帯の経済状況や人口学的な状況に左右され、多くは世帯の戸主によって決定された。女性は世帯に包摂されずば、生きていくのが難しく、そのほとんどが結婚をした。そして、小さいときに口減らしとして奉公に出される者も多かった。貧しく女子の多い農村地域の世帯からは、質物奉公人として宿場町にやってくる女性があった。彼女たちは、さまざまな労働に従事したと思われるが、その中でも宿場特有の労働として飯盛奉公が挙げられる。そのような奉公契約によって働きに来ている女性たちは、幼いうちは、見習いとして雑用などをおこなったが、長じてやがて客をとるようになった。そのような労働従事者としてどのような地域から何歳の女性がいくらかの賃金で働きに来ていたのか、年季明けに彼女たちはどこへ行ったのか。またその数は宿場町の人口全体の趨勢や地域経済の変化とどのように関係していたか。

飯盛女性以外の労働者として宿場町に奉公に来ていた女性達は、主に郡山町が含まれる安積郡からの者が多かったが、幕末になるとその数は減少した。それは、労働の形態が「住み込み」という奉公から「通い」へと変化したことにもよるが、彼女たちの暮らす農村において養蚕などの労働需要が増加したことにもよった。

また、町の住人の中には、荷駄を運んだり炊事奉公に携わったりして、賃銀を得て暮らしていた女性もいた。女性の労働は世帯戸主によって決められると先に述べたが、自身が戸主になる場合もあった。町で生まれた女性は、その家族構成や世帯が営んでいた商売によってライフコースが影響を受けることもあった。たとえば、茶屋を営んでいた世帯では、飯盛女性以外にも女性労働の需要は存在し、嫁ぎ先から離縁して戻ってきた女性の中も、労働需要があれば再婚をせずに自己の生まれた世帯でそのような仕事に従事し、暮らすことが出来た。基本的には、赤子がいると仕事は制約されると考えられるが、世帯内で赤子の世話をおこなえる者、例えば、赤子の祖母などがいる場合には、奉公に出ることもあったと考えられる。

東海道の宿場については、残念ながら郡山宿のように長年に亘って継続する人口を明らかにする人別改帳などの史料は現時点では発見されていない。そこで、残存している史料のみから推察するほかはないのだが、江戸時代に日本で最も中心となっていた街道の一つでは、女性はどのように生きていたのか、周辺史料も活用して、郡山宿との類似点および相違点について可能な限り明らかにしたい。

また、主に労働について考察するが、宿場町に生きた女性のライフコースを考えるために、出産・移動・結婚・死亡などの事柄に関しても、併せて考察したい。

自由報告（2）⑥歴史・人口（D217 教室）

⑥-5 【報告キャンセル】

第1日目 2019年9月14日(土)

午後の部 14:00~16:30

国際セッション

ひとり親家族支援の日韓比較

A comparison on the Support Systems for One-Parent Families between Korea and Japan

オーガナイザー・司会：神原 文子（神戸学院大学）

【企画趣旨】

「日韓ひとり親家族研究会」（代表：神原文子）では、5年以上にわたり、日本と韓国の研究者が協力して、日本と韓国におけるひとり親家族の当事者についての比較、両国それぞれにおけるひとり親家族の当事者を取り巻く社会的環境、とりわけ、社会的排除の実態についての比較、ひとり親家族を支援する法制度の比較、そして、ひとり親家族を支援する団体についての比較などを行ってきた。2016年度の日本家族社会学会第26回大会（開催校：早稲田大学）において、「ひとり親家族に対する差別、社会的排除、社会的支援に関する日韓比較」と題する国際セッションにおいて、日韓合わせて4報告を行った。

今回は、日本と韓国におけるひとり親家族支援のあり方に焦点をあてて比較し、両国のひとり親家族支援の違いを生み出している社会的諸要因を検討することとおして、両国それぞれのひとり親家族支援における課題を明かにする。韓国から3名の共同研究者を招いて報告をいただく。協成大学・ソン教授は、韓国における民間のひとり親家族支援団体へのインタビュー調査から見てきた現状と課題について報告する。協成大学・キムヒジユ助教授は、近年、韓国における脆弱層の女性の妊娠、出産から育児期への支援について、未婚で妊娠・出産する女性への支援と比較し、現状と課題について報告する。大阪府立大学・田間泰子会員は、日韓の未婚母／非婚母支援から見る家族規範と女性のエンパワメントについて、支援組織と当事者双方へのインタビュー調査から、両国における家族規範と社会的課題を考察する。神原は、日本と韓国におけるひとり親家族支援団体を相互に比較しながら、支援の違いとその要因について考察する。

本研究は、神戸学院大学研究倫理委員会の承認を得て行われた。

本セッションは、日本学術振興会科学研究費助成事業「ひとり親家族を生活主体とする支援のあり方に関する日韓共同研究」（研究代表者：神原文子：平成29年度～平成31年度基盤研究(B)の一環として実施するものである。

韓国における民間のひとり親支援団体の現状と課題

○ソン・ジョンヒョン(協成大学校) ・キム・ヒジュ(協成大学校)

チャン・ヨンジン(漢陽サイバー大学校)

韓国では、少子化の深刻さに対する社会的な危機意識が高まっているが、ひとり親は仕事と家庭の両立と子どもの養育や教育の難しさを経験しており、未婚の母たちは、妊娠・出産の危機と葛藤に直面しており、乳児遺棄とともにわが子を養育する未婚の母たちの生活の質が社会的なイシューとして浮上している。経済危機以降、ひとり親家族の増加に伴い、ひとり親支援団体も立ち上がってきた。当初は情緒的な支援を目的とした自助会からスタートしたが、後には否定的な認識と差別、経済的な困難を改善し、仕事と家庭を両立し、暮らしの質を改善しようとする活動を展開するようになった。しかし、ひとり親家族の生活の質は改善しておらず、最近では、民間のひとり親支援団体さえも協力と連帯によって拡大・再生産されるよりも、亀裂と葛藤の機運が高まっている。

本報告では、ひとり親家族が増加し、ひとり親家族の類型も多様化している状況の中で、ひとり親家族を支援する民間団体の現状と、それぞれの団体が直面している課題を捉え、打開策を提起する。

研究方法として、ソウル特別市と京畿(キョンギ)地域、大田(テジョン)地域に存在している10箇所の民間のひとり親支援団体のリーダーたちに深層インタビューを実施した。研究に参加した団体は、離婚と死別を経験したひとり親当事者の団体、未婚の母の当事者団体、そして、彼女らを支援する法人団体であった。これらの団体は、ひとり親家族への支援と権利向上を目的とする団体と、ひとり親家族への支援が目的ではないが、女性人権団体の下位単位組織としてひとり親家族を支援する事業を行う団体とに区分できる。団体のリーダーたちへのインタビューは、2018年4月から8月末まで行われ、インタビュー内容は、団体のスタート時期、設立の目的、会員数、組織や活動内容、広報方法、予算、課題、ビジョンなどに関するものであった。また、より具体的な情報を把握するために、団体の定期総会の資料や広報資料などを考察した。

研究の結果、多くのひとり親支援団体では、ひとり親の自助会の活性化やエンパワーメントの強化において期待したほどの進展が見られておらず、アイデンティティの確立、ビジョンの樹立、団体のめざすべき方向を明確にすることなどを課題として抱えていた。また、民間団体であるにも関わらず、政府の財政支援や事業委託に依存することの限界もあった。こうした研究の結果をふまえて議論し、提言を示す。

(キーワード：ひとり親、民間ひとり親支援団体、支援活動)

日本と韓国のひとり親家族支援の違いはどこに？なぜ？

○神原 文子（神戸学院大学）

本報告では、日本と韓国におけるひとり親家族の現状をふまえたうえで、行政機関によるひとり親家族支援策の比較、および、民間におけるひとり親家族支援策を比較検討することにより、それぞれのひとり親家族が生きやすくなるために必要な支援策の課題について問題提起したい。

日本では5年ごとに、韓国では3年ごとに、ひとり親世帯を対象とした実態調査が実施されてきた。日本における「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」と韓国における「2015年ひとり親家庭実態調査」の結果によると、共通点が少なくない。ひとり親世帯（母子・父子合わせた）比率は、日本は全世帯の2.5%、韓国は29.0%（ひとり親人数56万人、全世帯数1901万世帯）である。ひとり親のなり方は、日本では、死別9.8%、離婚78.8%、未婚ひとり親7.4%であり、韓国では、死別15.8%、離婚77.1%、未婚など7.1%である。ひとり親の平均年齢は、日本は41.9歳、韓国は43.1歳であり、平均子ども数は、日本は1.5人、韓国は1.6人である。日本の母子世帯の母自身の平均年間収入は243万円（児童のいる世帯の34.3%）、父子世帯の父自身の平均年間収入は420万円（児童のいる世帯の59.3%）、韓国のひとり親世帯の平均年間所得は22.1万円（全世帯の可処分所得の48.7%）である。ひとり親の就業率は、日本の母子世帯81.8%、父子世帯85.4%、韓国のひとり親は87.4%である。

日本でも韓国でも、ひとり親の多くが就労しているにもかかわらず、日本の母親の48.4%、韓国のひとり親の36.7%が非正規職である。そのため、日本と韓国と共通して、ひとり親世帯の多くが低所得である。さらに、日本も韓国も、非同居親から養育費を得ているひとり親世帯は少なく、日本において、養育費を受け取っているのは21.3%、韓国において、法的養育費債権がないひとり親は78%となっている。

このように、ひとり親世帯の実態を概観すると、日本と韓国と共通点は少なくないが、国の支援策においては、顕著な相違が認められる。第1に、日本のひとり親家族支援は、児童福祉制度の中に位置づけられているが、韓国のひとり親家族支援は、家族の多様化政策の中に位置づけられている点。第2に、日本の経済的支援策は、死別、離婚、未婚親の間の差別を前提とした支援策であるが、韓国の経済的支援策は、ひとり親家族の生活困窮度を基準とした支援策である点。そして、第3に、日本の支援策にはないが、韓国においては、近年、ひとり親家族のエンパワメントとひとり親家族に対する差別や偏見をなくす教育・啓発に力を入れている点、である。

また、日本と韓国とにおける民間のひとり親家族支援団体へのインタビュー調査から、両国の支援団体に共通点と相違点を見いだすことができた。調査対象は、韓国のひとり親家族支援団体10団体、日本のひとり親家族支援団体16団体である。質問項目は、以下のとおりである。①団体名、②代表者名、③所在地、④組織の種類（NPOか、福祉法人か、社団法人か、任意団体か、その他）、⑤会員数、⑥活動開始時期、⑦活動開始のいきさつ、⑧年間の主な活動、⑨広報の仕方、⑩年間の予算規模、⑪補助金や助成金の有無、⑫同じような活動をされている他の団体とのつながり、⑬活動を続けていくうえで困難、⑭活動を続けていくやりがい、⑮行政機関への期待、⑯団体について、公表することの是非、⑰移民女性でひとり親になった人々へのサポートの現状と課題、などである。

ソン教授の報告にもあるように、韓国のひとり親家族支援団体の特徴として指摘できるのは、個々の支援団体の成り立ちとも関連して女性の権利向上の一環としてひとり親家族支援を行っている団体が少なくない点、対して、日本では、ひとり親家族の当事者同士をつなぎながら生活の質の向上をめざしている支援団体が多く、必ずしも、女性の権利向上が活動の目標に掲げられているわけではない点である。詳細については、当日報告するが、両国のひとり親家族支援の比較をふまえて、日本、韓国のひとり親家族が、今よりも生きやすくなるために必要な支援策について問題提起をしたい。

本研究は、神戸学院大学研究倫理委員会の承認を得て行われた。

本研究は、科学研究費補助金基盤研究(B)「ひとり親家族を生活主体とする支援のありかたに関する日韓共同研究」（研究代表者：神原文子、課題番号17H02602、平成29～平成31年度）の成果の一部である。

（キーワード：ひとり親家族支援、ひとり親の生きやすさ、日韓比較）

韓国における脆弱層の妊娠・出産期間の社会的支援体制に関する一考察

－ ひとり親家族支援との比較－

○キム・ヒジュ(協成大学校)、

チャン・ヨンジン(漢陽サイバー大学校)

最近、韓国では未婚の母の乳児遺棄と、ベビーボックス事件が社会問題として浮上し、妊娠と出産の過程において、経済的、心理的、身体的に深刻な困難と危機にある未婚の母に対する実態調査の必要性和支援制度をつくることについて活発な議論が行われている。しかし、未婚の母と同様、社会的脆弱層に分類されている障害者、ホームレス、多文化家族女性の妊娠・出産の危機については社会的関心と支援が相対的に不足している状況にある。

本研究では、妊娠と出産の過程と乳幼児（2歳未満の子ども）の育児期のひとり親（未婚の母を含む）、障害者、ホームレス、多文化家族女性などの脆弱層の女性を対象とした社会的支援策とプログラムについて調査し、とりわけ、母子家族への支援と、その他の脆弱層の女性への支援とを比較・分析する。

研究方法として、韓国における、妊娠・出産から乳幼児の育児期にある女性のための政策および制度に関する文献調査とともに、脆弱層の女性たちにサービスを提供している支援機関の従事者にフォーカスグループインタビューを実施した。フォーカスグループインタビューに参加した機関は4機関で、未婚の母の支援機関2カ所、障害者の支援機関1カ所、ホームレスの支援機関1カ所であり、研究参加者は5人であった。フォーカスグループインタビューは、2019年3月に2回実施し、あらかじめ用意した質問項目とともに、議論の間に提起された内容について議論するという半構造化面接法を使用した。

研究の結果、未婚の母を支援する機関の中には、妊娠・出産過程の危機への支援（妊娠と出産過程において経済的、心理的、身体的に深刻な困難や危機への支援）および乳幼児期の養育支援体制をすでに整えて施行している機関がある一方、障害者、ホームレス、多文化家族女性への支援体制は、まだ整っていないだけでなく、需要の把握さえまともに行われていない状況が明らかになった。また、いずれも社会的脆弱層として分類されるとしても、未婚の母、障害者、ホームレス、多文化家族女性が必要とするサービスと、実際の介入の仕方には大きな開きがあり、一方的に同一の支援体制を適用するよりも、それぞれの当事者の特性に合わせた支援体制を構築する必要性のあることが明らかになった。ひとり親家族支援機関に比べて、その他の脆弱層の女性を支援する機関の多くは小規模で運営しており、サービス全体の一部だけが脆弱層の女性のために運用されているという限界もあった。

最後に、ひとり親女性の中でも、未婚の母の他に、青少年ひとり親、離婚や死別の後に妊娠した女性などについては、現行のサービス資格基準においては積極的な支援をすることが難しいこと、脆弱層女性の妊娠・出産への一般的な対応マニュアルのみならず、危機介入への対応マニュアルも合わせて考慮しなければならないことも付け加えておく。

（キーワード：脆弱層の妊娠・出産、支援体制、ひとり親支援）

日韓の未婚母／非婚母支援から見る嫡出子規範と女性のエンパワメント

○田間泰子（大阪府立大学）

本報告は、日本と韓国において未婚母／非婚母が置かれる社会的文脈の差異を踏まえ、当事者へのインタビューを主たるデータとして、家族規範と女性のエンパワメントの関係性について考察する。

日本において、同棲関係を含む非婚母の実態は統計的に把握されていない。しかし、非嫡出子の出生届によって、未婚母／非婚母の出産に関する数量的変化が把握され、また数年ごとに行われる全国母子世帯等調査によって一定の状況把握がなされている。日本の動向の1つの手がかりとして非嫡出子の出生数をみると、2017年の出生数（確定）における比率は2%強である。1970年代以降、微増傾向にあるが、先進国のなかでは突出して少なく、東アジアにおける韓国との共通性が指摘されている。しかし、晩婚化と未婚化の進行にともない、30歳代前半の独身者の同棲経験は1割強で上昇傾向にあり、それらの女性の約16%が避妊していない（国立社会保障・人口問題研究所編 2017; 2018）。また、結婚の意義について、未婚女性の49.8%が「自分の子どもや家族をもてること」としながら、「結婚しなくても子どもをもって構わない」と考える未婚女性も34.6%存在し（国立社会保障・人口問題研究所編 2017）、現代日本では嫡出子規範をめぐる岐路的な状態にあると考えられる。

シングルマザーに関する研究は、①日本の戸籍制度に関わる差別の問題、②社会政策におけるジェンダーの問題、③社会福祉政策における女性福祉の問題、④社会的排除と差別の問題、⑤若年の母親問題、⑥子どもの貧困問題など、多方面から行われている。田間（2017）はそれらをレビューし、今後の社会学的研究課題を指摘した。第一に、制度・価値観・経済状況などにおいて、死別・離別・未婚／非婚という3カテゴリーに相違がみられるため、彼女たちをひとくくりに「シングルマザー」とみなすことや、政府の調査報告のように離別と未婚／非婚を「生別」としてまとめて分析することは、十分ではないこと。第二に、未婚母／非婚母だけを取り上げてみた場合にも、法制度上は一様であっても、状況は多様であることに注目すべきであること。第三に、近年、未婚母／非婚母は20歳代から30歳代において確実に増加傾向にあり、むしろそれらの年齢層の研究が必要であるということ。これらの3点である。

そこで、20歳代から30歳代の未婚母／非婚母を対象とし、その多様性と共通点を明らかにすることを第一の研究目的として、日本で10人の当事者にインタビュー調査を行った。対照群として、40歳代から50歳代の未婚母／非婚母3人のインタビューを用いる。第二に、韓国の未婚母／非婚母への支援体制と当事者8人へのインタビューとの比較から、日本の未婚母／非婚母の特徴、および嫡出子規範の影響を明らかにする。第三に、未婚母／非婚母に対する制度的差別が存在する日本において、制度的差別を解消するために、社会変革、およびその担い手として当事者たちのエンパワメントが必須であるが、それが現在の支援のなかでどのように可能となっているか、また支援体制にどのような課題が存在するかを、当事者に対する数年後の再インタビュー・データを加えて用いて考察する。

以上のデータ分析を通して、女性たちが未婚母／非婚母になる「選択」のプロセス、およびその後の人生におけるエンパワメントの契機、それを支える社会的ネットワークの様相を考察し、日本における嫡出子規範と今後の未婚母／非婚母支援体制の課題を指摘する。

本研究は、神戸学院大学研究倫理委員会の承認を得て行われた。

本研究は、科学研究費補助金基盤研究(B)「ひとり親家族を生活主体とする支援のありかたに関する日韓共同研究」（研究代表者：神原文子。課題番号17H02602。平成29～平成31年度）の成果の一部である。

（キーワード：シングルマザー、エンパワメント、嫡出子規範）

第 2 日目 2019 年 9 月 15 日 (日)

午前の部 1 9:15～10:45

自由報告 (3)

戦後日本家族と「子育ての連帯」
—団地幼児教室における「民主主義」の軌跡と現在—

○本多真隆（明星大学）

1. 問題の所在

戦後日本における「家族の戦後体制」（落合 2004）の構築とそのゆらぎが指摘されて久しい。このことは、戦後日本家族の存立基盤の相対化だけでなく、家族や共同生活と社会的ネットワークの再構築に関する議論を活性化させている。しかし従来の研究では、「家族の戦後体制」において、どのような社会的ネットワークの取り組みがなされていたかということについて、十分に検証されてこなかったように思われる。

本研究では、こうした社会的ネットワークの形成の事例として、1960～70年代の団地に設立された、保護者の自主運営による保育施設（幼児教室）に着目する。これまで団地は、高度成長期の都市部に一世帯一住戸の核家族的なライフスタイルを先駆的かつ大規模に実現させたという点で、戦後日本における「近代家族」ないし核家族の普及に関する象徴的な事例として位置づけられてきた（西川 2004）。しかし初期の団地には、このような家族形態の普及という面だけでなく、自治会の活動をはじめとした、旧来の地域共同体とは異なる社会的連帯が活発化したという面があった（原 2012）。保護者の自主運営による保育施設は、団地の出現と同時期に、全国的に設立されていたものである。1979年には、「第一回全国幼児教室交流集会」が開かれ、団地の幼児教室を中心に、全国70ヶ所以上の類似施設が確認されている（全国幼児教室交流集会運営委員会 1979）。

こうした団地の幼児教室では、各施設独自の子育て、教育方針の追求だけでなく、地域社会との連携や、自主運営による「民主主義」が模索されていた。「子育ての連帯」は、『第三回全国幼児教室交流集会報告集』のタイトルである。本報告では、この「民主主義」というキーワードを中心に、幼児教室の展開と現在までの軌跡をおっていく。

2. 対象と方法

主な資料としては、『全国幼児教室交流集会報告集』（1979～）を活用する。ここには、年一回開催される全国幼児教室交流会の様子のほか、自主運営や保育内容に関する各分科会の報告内容および、各幼児教室の状況などが記載されている。並行して、首都圏数カ所の幼児教室で自主刊行されている発行物や、幼児教室の設立および運営に参画した方々へのインタビュー調査によるデータを用い、個々の文脈も探っていく。

分析にあたっては、全国幼児教室交流集会のキーワードのひとつであった「民主主義」の意味内容およびその実践について、各幼児教室の自主運営を可能にした社会的背景や、現在の運営に至るまでの変遷を踏まえながら分析していく。

3. 考察

本報告の対象となる幼児教室の多くは、専業主婦となった女性たちに担われたものであり、いわば「家族の戦後体制」と連動して発生したものだった。現在では多くの幼児教室が、ニーズの低下や後継者不足の問題により、閉鎖している。報告では、幼児教室の勃興と同時期の社会運動との関連や、自主運営という形態の現代的意義についても考察する。

<参考文献>

- 西川祐子, 2004, 『住まいと家族をめぐる物語』 集英社
落合恵美子, 2004, 『21世紀家族へ（第3版）』 有斐閣
全国幼児教室交流集会運営委員会, 1979, 『第1回全国幼児教室交流集会報告集』

（キーワード：近代家族、子育て、民主主義）

Venturing into the Local:
The Effect of Japanese Parenting Organizations on Men's Community Engagement
Evan Koike (University of British Columbia)

Drawing upon ethnographic fieldwork and interviews that I conducted over 12 months at nonprofit and local community organizations focused on fathering in the Greater Tokyo Area, my research analyzes how contemporary Japanese fathers seek alternative spaces where they can learn about parenting, form connections with other parents, and involve themselves in local activities. These relationships, facilitated by the men's socially defined status as parents, appeal to individuals for whom the workplace would otherwise serve as the center of social life. Particularly attractive is the possibility of free association with others who participate in these organizations; this opportunity contrasts with the mandatory nature of workplace relationships in most Japanese companies. However, the effects on local engagement by Japanese fathers vary for each type of nonprofit or community organization focused on fathering. While regional and national fathering groups serve as primary sources of values that reinforce men's convictions about the importance of family and community, neighborhood-based fathering groups empower men to involve themselves in their communities through locally organized group programs. Men's presence in their children's schools and in "papa circles" and "papa associations" renders them visible, known entities who can more easily move through neighborhood social spaces. According to my fieldwork and interviews, men desire such mobility and even express some envy at what they perceive as women's greater social agency when casually interacting with strangers. Without the visibility afforded by locally organized group activities, many Japanese men are cautious when interacting with unknown women and children, concerned that they risk being labeled as flirts or predators. Japanese society affords child-toting fathers some protection from negative labels, but these men remain self-aware of their potentially threatening status when interacting with strangers. This consciousness suggests that—despite the men's attempts to align their masculinities with traits traditionally considered feminine—fathers continue to grapple with gender constructs still tied to promiscuity and the potential for violence. Thus Japanese nonprofits and local groups centered on fathering may provide twenty-first-century fathers some of these men's most reassuring and relaxing spaces, where children do not have to be present physically to serve as the bridge between men in the same life stage.

Key words: Fatherhood, community engagement, alternative spaces

日本と韓国の未就学児を持つ母親の生活充実感
—『82 年生まれ、キム・ジョン』を手がかりにして—

○岡村利恵（お茶の水女子大学グローバルリーダーシップ研究所）

問題背景

World Economic Forum（世界経済フォーラム）が発表しているジェンダーギャップ指数によると、2018 年の日本の順位は 149 か国中 110 位であり、韓国は 115 位であった。これはフィリピンやインドネシア、マレーシアといったアジアの国々よりも低い水準である。日本と韓国は女性の大学進学率が高いにも関わらず、女性の社会進出が遅れ、少子化が進行している。池本・韓（2014）は、日本と韓国で女性の社会進出がなかなか進まない共通の理由として、長時間労働と女性に偏る家事・育児の負担を挙げている。一方で、韓国では 2000 年以降、保育制度の拡充、国会議員クォーター制の導入、戸主制度の廃止など、女性支援政策が日本よりも速い展開を見せている（池本・韓 2014）。

韓国では 2016 年に、日本では 2018 年に出版されたチョ・ナムジュ作『82 年生まれ、キム・ジョン』は、タイトルの通り、1982 年に生まれたキム・ジョン氏を主人公としている。ジョン氏が弟の粉ミルクをつまみ食いし娘よりも息子が大切であるという価値観を持つ祖母から怒られるといった幼いときの経験から、ジョン氏が大人になり出産後の再就職に悩むところまで、一人の韓国女性の人生が、女性として生きることの困難、韓国社会で実際にあった変化とともに描かれている。小説でありながらライフコース研究のひとつであると錯覚を覚えるような本であり、日本と韓国の女性の生き方を比較する上で示唆に富むものである。

研究方法

本研究の目的は、母親を取り巻く育児資源や育児規範をふまえ、日本と韓国の未就学児を育てる母親の生活充実感を比較し、どのような共通点及び相違点があるのかを明らかにすることである。母親の生活充実感のほか、家族関係やジェンダー意識ということに焦点をあてて、量的なデータ分析を行う。分析に使用したデータは、2016 年に、日本と韓国の未就学児と同居する 20～49 歳までの母親から得られたものである。データ分析に加えて、井上（2008）の文学と社会学の「相互テキスト性」を意識しながら『82 年生まれ、キム・ジョン』をひとつのテキストと捉え、物語が人々の内面化のプロセスに果たす役割を本研究で探索してみたい。

結果と考察

日本と韓国はともに母親としての役割適応が生活充実感に有意な正の影響を与えており、親や友人との紐帯の強さが母親としての役割適応に影響していた。日本よりも韓国のほうが子育てにおける親や友人との紐帯が強いことが示された。さらに、韓国では近年では親の就労に関係なく無償保育が実施されるなど（李 2016）保育政策が急速に進んでおり、そうした現状も今回分析したデータから読み取ることができた。女性支援制度の展開が家族にどのように影響するのか、日本が韓国の動向から得られる示唆は大きい。

データ提供への謝辞

分析にあたり、お茶の水女子大学基幹研究院人間科学系 石井クンツ昌子教授を代表とする科学研究費補助金基盤研究（A）（課題番号 26242004）により実施された「IT 社会の子育てと家族・友人関係：日本、韓国、米国、スウェーデンの国際比較から」の個票データの提供を受けた。謹んで感謝申し上げたい。

キーワード（生活充実感、母親役割、育児困難）

モンゴル族の結婚に関わる要素の変容

—内モンゴル農村地域での半構造化インタビュー調査を通して

ウヤンガ（中央大学文学研究科社会学専攻）

少数民族の社会的変遷や少数民族が住む地域の発展に関する研究は現在に至るまで、社会学及び民族学において注目を集めている研究領域の一つである。郝（2008）は、内モンゴル東部地域の農村を対象とし、1995年と2005年の調査結果を比較しているが、それによると未婚率は10%～16%上昇し、離婚者の数はあまり変化していないものの、離婚して再婚した人の割合が高くなっている。また、萨・赛（2005）によると、90年代以降の流動人口に当たるモンゴル人の中では、ほとんどは核家族を希望し、異民族との結婚を望むケースが最も多かった。韓（2014）は、1920年代から1990年代までのモンゴル族の婚姻儀礼の社会における位置づけ、及びその各要素の変化の要因を検討している。その結果、どの年代でも、結婚披露宴に相当なお金をかけており、また、婚姻儀礼の中で基本的な流れに変化があまり見られないが、男性側から女性側に送られる結納品についてみると変化があると述べている。

それにくわえ、筆者の修士論文（2017）での調査によると、現在は内モンゴル農村地域にモンゴル人男性の結婚難問題が起こり、男性が初婚で、女性が再婚の組合が増加し、また、男性は結婚するため、伝統的な生活方式を放棄し、都市に家を購入し、出稼ぎ生活をしている人が増えている。

以上のようにモンゴル族の結婚形態が変容しつつある。先行研究では、モンゴル族の結婚形態の変容や婚姻儀礼についてある程度明確にしているが、結婚ということがその当事者及び親、親戚、地域社会にとってどのような問題として立ち現れているのかという点については必ずしも明らかになっていない。そのため、本研究では、モンゴル族の結婚に関わる諸要素を明らかにし、その要因と変容を把握し、現在の結婚問題とどう関連し、どのような影響を与えているのかを明確にしたいと思う。

研究方法は、内モンゴル農村地域に二回にわたって、年齢層が異なる（20代～80代）36人の対象者たちに半構造化インタビュー調査を行い、対象者の生家、結婚当時の状況（既婚者）、自分の子供に対する期待（子持ち既婚者）、現在の結婚状況への理解などについて調べた。その結果、モンゴル族の結婚に関わる要素について対象者の年齢・性別・既婚・未婚による違いが大きく存在し、一方変容しつつある。

キーワード：結婚要素、結婚形態、変容

非正規シングル女性の生活サステナビリティ展望の考察

「大阪市 非正規シングル女性調査」結果分析をもとに

○服部良子（大阪市立男女共同参画センター中央館）、森詩恵（大阪経済大学）、岸上真巳（大阪市立男女共同参画センター中央館）

1980年代以降の労働市場とくに雇用労働への女性の進出傾向は著しい。しかし、その女性雇用者は「正規雇用」以外の雇用形態において増加している。さらに90年代後半から非正規雇用就業者のなかで既婚女性のパートタイマーに加えて若年層の増加傾向が顕著である。この背景には社会経済の変化、とくに産業構造の転換と景気変動への対応が進行するなかでの雇用形態の多様化がある。1980年代以降の雇用情勢と非正規雇用を推進する雇用政策により男女ともに正規雇用は増加していない。1990年代半ば以降の景気低迷期に企業の雇用再編成がおもに新規学卒者の採用抑制として展開された。結果、新規学卒者の一定部分は、初職にパートタイマーや派遣社員など非正規雇用となった。すなわち1990年代以降、若年層の非正規雇用者が日本では増加するに至った。

さらに非正規雇用の就業構造には明白な男女差が存在する。とくに女性の非正規雇用率は男性に比べて高い傾向にある。もともと1980年代以降、女性パートタイマーは既婚女性の典型的就労形態とみなされてきた。その結果、男性非正規雇用は社会課題とされても、女性の非正規雇用を容認する傾向にある。その流れでシングル女性の非正規雇用はこれまで焦点となりにくかった。

その一方で同時期に顕在化した人口構造の少子高齢化は家族構造の変化でもあった。とくに80年代以降、初婚年齢および未婚率が上昇し、生涯未婚率もまた上昇傾向にある。つまり晩婚化およびシングル化が進行している。このシングル化傾向もさきの非正規雇用増加と無関係でない。非正規雇用の若年層は所得水準が正規雇用に比べて低い。そのため男女とも結婚をためらいシングル化が加速された側面がある。

したがって社会的にシングルであり非正規雇用にある男女は少子化対策の視点からも社会課題化されつつある。その結果、非正規雇用者の、しかもシングルである人々の存在は超高齢社会日本において、たとえばロスジェネ世代などよばれる一定の集団として顕在化しつつある。90年代まで典型とされた〈就職から結婚、出産育児〉という家族形成のライフステージから逸脱したクラスターであるといえる。

こうした状況のもと、非正規雇用のジェンダーギャップに注目し、社会的クラスターを形成しつつある非正規雇用者とくにシングル女性の生活実態の特徴と課題を考察することが本研究の目的である。さらにその実態から、日本のジェンダーギャップ縮小のエンパワメント政策として社会政策の可能性を検討する。とりわけ彼女たちの生活実態について雇用、社会保障、生活の視点から社会的政策課題を探る。

なお本研究は、2018年に大阪市男女共同参画センター中央館によって実施された「非正規雇用で働くシングル女性の実態調査」を使用している。同調査は、非正規雇用に従事する子どものいないシングル女性と子どものいない既婚で非正規雇用女性の働き方、社会保障、生活についての調査である。

考察の結果、非正規シングル女性の生活の特徴から導かれる課題は「生存の維持実現」にある。生存維持という課題は、本調査結果によれば「当面、現時点」では一定程度達成されているとみなしうる。しかし、非正規シングル女性たちが不安に思い危惧する「近い将来およびすこし遠い将来」という時間軸をもって調査結果をみると、あらためて別の課題が明らかとなった。

とくに、非正規シングル女性たちが現在達成している生活について、いくつかの条件によって左右される実態が確認できた。「現在の生活を維持継続すること」を「生活サステナビリティ」と定義するとき、生活サステナビリティの実現には、次の4点が非正規シングル女性にとって必要であるとの結論に至った。あるいは、次の4点すべてあるいはいくつかは不足していることが、非正規シングル女性の生活サステナビリティを脅かすであろうという結論にいたっている。すなわち第1に、所属する組織、制度、場に関する理解力としてのリテラシーである。第2に、今後想定されるリスクについての判断力の形成である。第3に、情報入手チャンネルの確立と地方自治体や国の諸制度の利活用や接点である。そして第4に「家族」、あるいは、それに代わる何らかのつながりの確保や形成である。

（キーワード：非正規雇用、シングル女性、生活サステナビリティ）

中高年期シングル女性の親子関係と老後設計

○大風薫（お茶の水女子大学）

1. 研究の背景と目的

配偶者を持たないライフコースは現実的な選択肢として確立された状況にあるが、経済的リスクを伴う可能性がある。阿部(2018)によれば、勤労世代(20-64 歳)の未婚女性の貧困率は 17.0%、離別女性は 32.3%に達し、高齢期(65 歳以上)では、未婚者 32.6%、離別者 40.3%である。女性は男性に比べて賃金水準が低いいため、現役世代であっても定年後であっても十分な収入を得にくい。さらに、成人のシングル女性は親との同居率が高く、同居によって、家計管理行動が抑制されたり(大風 2018)、家計に対する関心が高まらないことも報告されている(大風 2017)。将来の貧困リスクを考慮すると、シングル女性の経済状況や老後設計について、詳細に検討していくことが必要と考える。

そこで本研究は、中高年期以降のシングル女性たちへのインタビュー調査から得た語りをもとに、彼女たちの老後に向けた生活設計状況とそこに関わる若年期から持続する／変容する親子関係の様相を明らかにすることを目的に行う。成人未婚子の親子の経済関係は加齢とともに変化し、若年期は成人子と親の収入は逆相関するが、壮年期ではそのような傾向が見えにくくなる(白波瀬 2018)。親が加齢し年金が主たる収入源になった場合、シングル女性の家計への貢献程度や親への依存状況の変化、そのような変化による老後設計への影響を検討していく。

2. 研究方法

調査会社が有するネットワークおよび NPO 団体の協力を得て調査協力者を募り、31 名の中高年期シングル女性に対して、2017 年 2 月から 2019 年 3 月にかけて半構造化インタビューを実施した。調査実施にあたり、お茶の水女子大学倫理審査委員会の承認を受けた。調査対象となり得る条件は、首都圏在住、年齢 40～70 歳未満、現在配偶者がおらず、調査時点で両親あるいは片親が健在の女性たちである。インタビューの所要時間は約 1.5～2 時間であり、録音したデータを後日テキスト化し分析した。

3. 結果の概要

本調査の分析からは、まず、女性自身の資源が少なく加齢してもなお親に依存し続けざるを得ないパターン、自身に一定の資源を保有しながらも親の経済力へ期待し続けるパターン、決して豊かとは言えないながらもわずかに資源を蓄積し親への依存状況から脱却を果たしたパターン、十分な資源を蓄積しむしろ親への経済的資源提供を行っているパターン、自身の資源を親へ提供し自らが経済的困難を抱えるパターンといった、シングル女性間の差異の様相を導くことができた。そして、シングル女性の保有資源の蓄積状況には、職業キャリアやコーホートとともに、長期的な親子の相互作用も関係を及ぼしているようであった。

また、老後の生活設計については、漠然とした不安を抱える対象者は多いながらも具体的な対処行動を取ったり将来展望を描けているケースは多くなく、特に不十分な資源しかない女性においては、検討を先延ばししていたり、検討そのものを他者に依存したい様子もうかがえた。以上のような内容を中心に、本報告では、シングル女性の生活設計について、親子関係を中心とした視点から議論していく。

※本研究は、平成 28 年度科学研究費助成事業(研究活動スタート支援 研究課題名：独身女性の生活設計と親子関係、課題番号：16H06797)および平成 30 年度科学研究費助成事業（若手研究 研究課題名：中年期の無配偶女性が抱える高齢期に向けた貧困リスク、課題番号：18K13033）の助成を受けた。

キーワード：中高年期シングル女性、老後設計、親子関係

1. 背景と目的

中国において、家事・育児役割の主な担い手が女性であることは変わりがないが、中国の男性は日本や韓国より家事参加に積極的（白水 2006）であると指摘されている。第三期中国婦女社会地位調査課題組（2011）によると、都市部の男性における一日の家事時間は43分であり、女性の場合の102分よりは少ないが、家事・育児にかかわっていることが明らかである。その一方で、Zhang(2007)の研究では、改革開放以前の世代の男性が開放以降の男性より家事に使う時間が長かったことが明らかにされた。中国は、計画経済から市場経済の導入へという大きな社会構造の変革を行った歴史があるため、男性の家事・育児参加及びジェンダー規範を議論する際には、社会構造の変化を取り込む必要があると考えられる。また、中国は1978年ごろから一人っ子政策を実施しており、一人っ子という属性が男性のジェンダー意識に影響をもたらす可能性も十分考えられる。

そこで、本研究は改革開放及び一人っ子政策の背景で生まれた、1978年から1989年まで生れた通称80後の男性に注目し、比較対象として、育児期において計画経済期の政策を利用できた1968年から1977年まで生れた70後の男性も分析に取り込む。さらに、80後男性の配偶者である80後女性のインタビューデータを分析し、男性の役割遂行における配偶者からの評価及び影響を確認する。80後男性の仕事と家事・育児の調整プロセスを明らかにすることによって、かれらのライフスタイルの選択の過程及び特徴を提示し、社会主義近代化におけるジェンダー規範の再構築を考察することが本研究の目的である。

2. 対象と方法

本調査は、2015年、2016年、2018年に中国の山東省の都市部で行ったヒアリング調査データを分析する。サンプリングは、知人に最初の対象者を紹介してもらい、その後、スノーボールサンプリングを行い、最終的に80後18名（夫婦別席のペアデータ）、比較対象である70後10名（夫婦別席のペアデータ）から協力を得た。

インタビューの所要時間は一人当たり1時間前後であり、調査対象者の許可を得て、会話内容をテープレコーダーに録音した。また分析にはテキスト化したデータを使用した。

3. 結果

80後男性は70後男性と比べ、あまり育児していないことが語りの分析から明らかになった。職場において育児支援とワークライフバランスに配慮する柔軟性が低く、80後男性の育児参加や、夫婦間の育児協力、コミュニケーションに支障をもたらしている。70後の育児期には、職場の柔軟性が高く、福利厚生が充実していたことが、80後男性よりも育児をできた理由である。

また、80後男性は仕事と家事・育児の調整において葛藤を持っていることから、かれらは育児へもっと参加したがることもいえる。その一方で、80後男性は稼得役割の遂行を絶対視し、それを男性のプライベートと自己実現にかかわるものと意味づけしている。80後の男性は稼得役割に力を注いでいるが、配偶者は必ずしも男性の稼得の遂行が十分であると評価しているわけではなく、男性の家事・育児参加を期待していることも明らかにされた。本報告では、80後男性のライフスタイルの特徴及び考察について詳述する。

※本研究で使用するデータの一部はお茶の水女子大学文部科学省特別経費「グローバル女性リーダー育成カリキュラムに基づく教育実践と新たな女性リーダーシップ論の発信」プロジェクト「学生海外派遣」プログラム平成26年度、平成27年度「学生海外調査研究」の助成金を受け収集した。

キーワード：ジェンダー意識、仕事と家事・育児、80後男性

日本の母親のネットワークの実態と類型
韓国の母親との比較を通して

○米田佑（東北大学教育学研究科）

1. 背景と目的

本報告の目的は、日本の母親が有するネットワークの特徴を韓国の母親のそれとの比較を通して明らかにすることである。これまで母親が有するネットワークが母親の心理的状态（松田 2001 等）や教育意識（荒牧 2018 等）と関連することが指摘されてきた。しかしながら、実際に母親がどのようなネットワークを有しているのかという実態については不明確な点が多い。特に、諸外国と比較した際に日本の母親が有するネットワークの形態にどのような特徴が確認されるのかは不明確なままである。これまで、母親は夫や親族とのネットワークを強くとり結ぶことが示唆されてきたが（関井他 1991 等）、その傾向が諸外国と比べても確認されるのかは分からない。そこで、本報告では韓国の母親との比較を通して、日本の母親のネットワークの特徴の一端を明らかにする。

2. データと方法

データは 2012 年度の日本版総合的社会調査（Japanese General Social Survey: JGSS-2012）および韓国版総合的社会調査（Korean General Social Survey: KGSS-2012）を用いる。分析対象は 15 歳以下の子どもを持つ女性である。彼女らを母親として捉えて分析を行う。

ネットワーク変数としては、保有された（stocked）ネットワークと実行された（activated）ネットワークを区別して考える（野尻 1974; 松田 2001）。前者に関しては、「会や組織への参加度合い」「1 日に接する家族や親類の人数」「1 日に接する家族や親類以外の人数」「近所づきあいの程度」を用いる。後者に関しては、「悩みや心理的な問題が生じた際に助けを求めた人」「健康上の問題が生じた際に助けを求めた人」「家事や育児、介護の問題が生じた際に助けを求めた人」「金銭的な問題が生じた際に助けを求めた人」に関する質問を用いて変数を作成した。これらの変数について日本と韓国の単純な比較を行なった後、保有されたネットワークに対しては混合正規分布モデルによるクラスタリング、実行されたネットワークに対しては潜在クラスモデルによるクラスタリングをそれぞれ国別に行ない両国の特徴を分析した。

3. 結果

現在までに得られた結果は次のとおりである。まず、日本の母親は韓国の母親と比べて「会や組織への参加度合い」「1 日に接する家族や親類の人数」が少ない傾向にある一方で、「1 日に接する家族や親類以外の人数」は多い傾向にある。一方で、実行されたネットワークに関しては韓国の母親よりも日本の母親の方が家族に頼る者が多かった。

また、国別のクラスタリングの結果から、保有されたネットワークについては両国とも 3 つのクラスターが存在していることが示唆された。ただし、両国間のクラスターの特徴は異なることが明らかとなった。実行されたネットワークについては日本で 3 つのクラスター、韓国で 4 つのクラスターが存在していることが示唆された。

当日はこれらの分析結果の詳細を提示し、日本の母親のネットワークの特徴について議論する。

【謝辞】

日本版 General Social Surveys（JGSS）は、大阪商業大学 JGSS 研究センター（文部科学大臣認定日本版総合的社会調査共同研究拠点）が、東京大学社会科学研究所の協力を受けて実施している研究プロジェクトである。JGSS-2000～2008 は学術フロンティア推進拠点、JGSS-2010～2012 は共同研究拠点の推進事業と大阪商業大学の支援を受けている。

キーワード：母親、ネットワーク、国際比較

中国における中年世代の生活実態からみる世代間関係
— 中小地方都市でのインタビュー調査から

○李 姝 (中央大学文学研究科)

現代中国において、都市化の進展に伴って、都市と農村の間に格差が拡大している。そして、「改革開放政策」(1978年)のスタートとして市場経済の浸透に伴い、「単位制」が崩れてしまうと同時に、地方産業が沿海部に転移することによって、家庭間の貧富格差と地域間格差も拡大した。

中国における社会学の研究は都市か農村の二項対立を前提として研究している。従来の研究は都市と農村の二元戸籍制度を大前提として、経済発展、所得格差や政策面などに偏って進んでいる。都市化する中小都市や農村から都市に変身した地域における世代間関係について十分捉えてこなかったと考えられる(施 2018)。また、子どもあるいは若年世代、中年世代、高齢世代の 카테고리別の研究が重要であり、その世代の中の世代間関係についてしっかり調べている研究はあまり見られない(費 1985、楊・賀 2004、車 1990)。

そして、「自立」しているか「依存」しているかの二項対立で研究することが多数を占めている。ある面では自立して、ある面では依存しているという微妙な両方の関係、つまり、自立しながら依存している(親世代が自立しているが、子世代が依存している)という「自立」or「依存」の二項対立を超えた分析は十分できなかった。しかも、中国においては、典型調査や抽出調査などの実証研究が主として進んでいるが、実地調査や実態調査が限られた地域を対象として行われている(馬 1992: 94-96)。

本研究は、中国における中年世代の実態からみる世代間関係を明らかにするを目指すものである。国家公務員である親族の協力を得ながら、河南省駐馬店市に在住する住民の基本情報を把握する。そして、住居構造、家族・親族構成、家事・育児・介護、仕事などの基本的な質問項目リストに大まかに沿いながら、夫か妻かどちらかが国家公務員である家庭を対象として扱い、話の流れに任せて比較的自由に話を聞く半構造化インタビューを行った。

調査の結果として簡単にまとめていくと、河南省駐馬店市における安定層である現役世代の特徴として三つが挙げられる。

①高齢世代と同居して経済的コストを押さえている同時に、子どもにコストをかけている(コンフリクトがあり)。

②安定した現役世代ゆえに、安定していないケースより一層板挟み状況にあった。

③より個人として生き残れるような家族戦略を行っていた。

調査を通して、経済的に自立できず子どもに依存せざるを得ない老親世代を支えている一方、自立困難で親の援助が必要となる子世代も支えなければならない、このようなジレンマ状態に陥っている中年世代の実態が明らかになった。分析の結果、中年世代が相対的に安定しているゆえに、幾重にも親世代・子世代を支えざるを得ない。中年世代の社会的上昇ゆえに、セーフティネットとしての役割を果たしてしまう。以上のように、本研究は当事者たちがどのような家族関係に置かれていたのかを解明した。

キーワード：老親扶養問題、世代間関係、地域間格差

第2日目 2019年9月15日(日)

午前の部 9:15~10:45

ラウンドテーブル

英語での論文刊行を目指す研究者のためのワークショップ

オーガナイザー：菊地 真理 (大阪産業大学)

久保田 裕之 (日本大学)

【企画趣旨】

本企画は、昨年に引き続き、研究活動委員会若手委員による「国際化の加速」をテーマとした、若手研究者向けワークショップの第二弾として行うものである。学術研究のグローバル化が進展するなか、海外でひらかれる学会や国際会議で日本の調査研究を発表する場も増えつつある。本学会においても、多くの会員がこれらの国際舞台で報告の機会を得て活躍しているが、報告内容を論文化して刊行する、海外ジャーナルに投稿する、あるいは海外ジャーナルに掲載される英語研究論文が増えているとはいえない。

そこで、英語での論文刊行の業績をもつ会員を招き、量的データおよび質的データを用いた英語論文それぞれの執筆のポイント、日本語論文との構成の違い、データをまとめて英訳するにあたっての苦勞、執筆の動機や刊行にいたるまでの経緯などをお話いただき、そのノウハウを学びたい。また、海外ジャーナル投稿を見据えて、Journal of Marriage and Family や Family Relations など学術誌に論文掲載経験のある会員より、投稿先ジャーナルの選定、投稿の失敗談、成功（掲載）の秘訣、査読のポイントなど、実践的なアドバイスをいただく。

本企画は、英語で研究論文の執筆を目指している人、研究成果を海外へ積極的に発信したいと考えている人、海外ジャーナルの査読がどのようなものか関心のある人、などを対象としている。多くの会員に気軽に参加してもらいたいため、ラウンドテーブルのワークショップ形式で行う。英語研究論文の執筆から刊行までのプロセスを知ること、研究成果を海外に発信する動機づけとなるようなワークショップにしたい。

英語での論文刊行を目指している研究者のためのワークショップ

○菊地真理（大阪産業大学）、久保田裕之（日本大学）

本企画は、昨年に引き続き、研究活動委員会若手委員による「国際化の加速」をテーマとしたワークショップの第二弾として行うものである。学術研究のグローバル化が進展するなか、海外で調査を行い、日本の事例と国際比較を試みる機会も広がっている。また、海外でひらかれる学会や国際会議で日本の調査研究を発表する場も増えつつある。本学会においても、多くの会員がこれらの国際舞台で活躍しているが、研究内容を英語で論文化して刊行する、海外ジャーナルに投稿する、あるいは海外ジャーナルに掲載される研究論文が増えているとはいえない。

そこで、学術書等の出版物や海外ジャーナル掲載論文など英語での論文刊行の業績をもつ会員を招き、量的データおよび質的データを用いた英語論文それぞれの執筆のポイント、日本語論文との構成の違い、データをまとめて英訳するにあたっての苦労、執筆の動機や刊行にいたるまでの経緯などをお話いただき、そのノウハウを学びたい。また、海外ジャーナル投稿を見据えて、*Journal of Marriage and Family* や *Family Relations* など学術誌に論文掲載経験のある会員より、投稿先ジャーナルの選定、投稿の失敗談、成功（掲載）の秘訣、査読のポイントなど、実践的なアドバイスをいただく。

本企画は、英語で研究論文の執筆を目指している人、研究成果を海外へ積極的に発信したいと考えている人、海外ジャーナルの査読がどのようなものか関心のある人、などを対象としている。多くの会員に気軽に参加してもらいたいため、ラウンドテーブルのワークショップ形式で行う。英語研究論文の執筆から刊行までのプロセスを知ること、研究成果を海外に発信する動機づけとなるようなワークショップにしたい。

（キーワード：英語論文の刊行、ワークショップ、国際化の加速）

第 2 日目 2019 年 9 月 15 日 (日)

午前の部 2 11:00~13:00

自由報告 (4)

親の不在状況と子どもの教育アスピレーション
— 「留守児童」世帯の子どもの分析から—

○夏 天（慶應義塾大学・院）

【問題の所在】

子ども期の家族経験は、教育達成をはじめとして、個人のその後のライフコースを強く規定することが明らかにされている。子ども期の家族経験のうち、最も注目されてきたのが親不在の経験である。日本における研究では、これまでひとり親世帯と二人親世帯の比較がなされることが多く、ひとり親世帯の子どもが教育達成において不利を経験すること、その効果の一部は家庭の経済的要因から説明されることが明らかにされている（余田 2012）。しかし、これらの関連を説明する経済的要因以外の要因については、理論上の指摘はあるものの、経験的なデータを用いた検討はほとんどなされていない。

中国では両親と家計を共にしつつ、両親または父／母の都市部への就労によって長期的に親と別居中の子どもである「留守児童」が多く存在している。先行研究では「留守児童」は両親と同居する子どもに比べて学業上の成績などの不利が指摘されているが（Chen et al. 2009）、そのメカニズムについては明らかにされていない。

そこで本報告は、主養育者（子どもの養育に中心的に関わっている者をさし、両親と別居中の場合には祖父母であることが多い）の教育的関与に着目しつつ、親の不在状況が子どもの教育アスピレーション（希望する教育達成）に与える影響、およびその関連のメカニズムを検討する。

【データと方法】

分析には「China Family Panel Studies」（CFPS）2010 のデータを用いる。CFPS は 2 年おきに中国全土で社会・人口・教育などにおける変化を測定することを目的としたパネル調査である。母集団は中国全土の家族世帯および家族成員であり、層化 3 段人口比ランダムサンプリングによって標本を抽出している（謝ほか 2014）。CFPS は本報告で着目する親の不在状況について、家計を共にする父／母の不在状況と、その理由について尋ねている。そのため、これらの項目を用いることで、父母の就労による不在状況およびその効果を検討することができるという利点がある。

分析対象は両親と家計を共にし、年齢が 10 歳～15 歳かつ学校の寮に住んでいない子どもだけに限定した。親の不在状況は「父不在」「母不在」「両親不在」「両親同居」の 4 つのカテゴリーによって区分した。

最初に、親の不在状況と子どもの教育アスピレーションの関連を検討する。つぎに、親の不在状況と主養育者の教育的関与との関連について検討し、最後に、親の不在状況が主養育者の教育的関与を通じて子どもの教育アスピレーションに影響するかどうかを検討する。分析はすべて男女別に行う（*N*: 男子 704 人、女子 680 人）。

【結果と考察】

親の不在状況が教育アスピレーションに及ぼす効果については、男子においてのみ「両親不在」の有意な主効果が示された（レファレンスは両親同居）。また、こうした「両親不在」の効果の一部は主養育者の教育的関与によって媒介されていた。しかし、主養育者の教育的関与を統制しても「両親不在」の効果は有意なまま維持された。男子においては「両親不在」が、教育的関与を通じての効果とは独立に、教育アスピレーションへの効果を有していた。一方、女子においては親の不在状況と教育アスピレーションの間に有意な関連は示されなかった。

男女で親の不在状況の効果が異なるのは、教育に関する規範の内面化度のジェンダー差に起因している可能性がある。親が不在である場合、女子は「学業をおろそかにしない」という規範を内面化しているため影響が出にくい一方で、男子ではこうした内面化が十分にされていないために、主養育者からの教育的関与が少ない場合、あるいは両親が不在で統制がゆるやかな場合に学業への対応が不十分になり、その結果として教育アスピレーションが低くなるというメカニズムの存在が推測される。これらの結果は、両親の不在が親の「子どもへの関与」や「子どもの統制」といったいわゆるペアレンディングの不足を経由して成績、および教育アスピレーションに影響を与えるという過程の存在を示唆すると同時に、そうした過程が性別によって異なる形で生じることを明らかにしている。（参考文献は報告当日提示します）

（キーワード：家族経験と子どものライフコース、教育アスピレーション、主養育者の教育的関与）

「<沖縄的状况>で子どもを産み育てること——沖縄の非婚シングルマザーの生活史インタビュー調査から」

○平安名萌恵（立命館大学・院）

【研究背景・問題点】 沖縄県は、非婚シングルマザーの割合が高いことで注目を集めてきた。これまでの先行研究においては、沖縄の非婚シングルマザーの高い割合は、おおらかで地縁・血縁ネットワークに基づく相互扶助的な沖縄の共同体の特徴に基づくと考えられている。しかし、近年の沖縄を対象とした生活史調査では、共同体から排除される者がいることも明らかにされており、既存の共同体像への問い直しが求められている。また、実際に沖縄では母子世帯の貧困が社会問題となっており、共同体の存在を理由に非婚シングルマザーの生活を楽観視することには疑問が残る。共同体への過度の期待は、沖縄の非婚シングルマザーたちが実際に抱える困難だけでなく、非婚で子どもを育てることをめぐる彼女たちの主体性を看過する恐れもある。以上の問題を解決するために、まずは共同体というカテゴリーにとらわれることなく、沖縄の非婚シングルマザーの個人的な経験の語りから微細な人間関係をとらえ、彼女たちが具体的に誰から実際にどのような支援を受けているのか（受けていないのか）を実証的に明らかにする必要がある。また、彼女たちが子どもを産み育てる意思決定をする際に、パートナー、親、親族、友人など、周囲をどのように捉えているのかについても明らかにする必要がある。

【目的・方法】 本研究では、生活史のインタビュー調査という手法を用いて、沖縄の非婚シングルマザーがどのように周囲と関係性をもちながら子どもを産み育てる意思決定をしたのか明らかにすることを目的とした。発表者は、2018年8月から2019年3月にかけて沖縄県本島在住の非婚シングルマザーを中心に生活史の半構造化インタビューを実施した。分析には、生まれ育った市町村と同じ地域に居住している非婚シングルマザー6人の調査データを中心に用いた。調査対象者の女性は、10代から30代後半に非婚で出産を経験し、ほとんどが中卒から高卒といういわゆる低学歴である。職業は事務や経理事務が多く、月収は10万円未満の低所得者層も含まれていた。

【研究結果】 申請者の生活史インタビュー調査から、確かに女性たちの中には家族や親族、近隣住民などから支援を受けた経験を持つ者がいることが確認された。しかしながら、「ひとりで生きている」「家族は何もしてくれない」などと孤立した生活をしていると語る女性や、育児がうまくいかないこと等について周りから心ない言葉で傷つけられたと語る女性なども多く、親、親族など周囲からのサポートは場当たりので十分なものではないことが明らかになった。また、調査対象者たちは、出産に限らずさまざまなライフイベントにおいて、特に親や親族から「好きなようにすればよいが、期待もするな」という、排除というよりは放任的な対応をされていることが示された。

貧困層の女性の出産の選択は、出産によってさらなる貧困・困難に陥らせるものであり、出産の選択自体が問題とされる。しかし、調査対象者の女性たちは、妊娠・出産において「確固たるつながりが欲しい」などと、子どもとの関係それ自体に強い存在意義を見出し、出産を決めていた。非婚シングルマザーになったこと自体は偶発的であったが、妊娠・出産については家族を得るというポジティブなライフイベントとして捉え、自分と子どもにとって最善の選択肢を常に考え、出産・養育しようとしていることが明らかになった。

キーワード 非婚シングルマザー 沖縄

シングルマザーの家族生活と仕事生活の調整に関する生活戦略
—インタビューデータを用いた質的分析—

末盛 慶（日本福祉大学）

1. 問題の背景

家族生活と仕事生活の両立や調整が社会的に注目されて久しい。ワーク・ライフ・バランスという言葉も、広く社会に浸透している。

しかし、こうした論点に関しては夫婦世帯を前提とした議論が多い。理論的に考えると、家族生活と仕事生活の両立等の困難を抱えやすいのは、ひとり親と言える。しかし、ひとり親のワーク・ライフ・バランスをとりあげる研究は少ない。

そこで本報告では、ひとり親の中でもシングルマザーに焦点をあて、シングルマザーが家族生活と仕事生活の調整に関してどのような生活戦略をとっているのか、その生活戦略に影響を与える社会的文脈とはどのようなものか、そしてシングルマザーがとった生活戦略がどのような帰結を生み出す可能性があるのかを、インタビューデータを用いて質的に明らかにすることを目的とする。

2. 先行研究

家族生活と仕事生活の両立・調整に関しては、家族社会学においていくつか研究が行われている（船橋 2006：小笠原 2009）。こうした研究は、家族生活と仕事生活の調整のパターンの析出を主たる分析目的としている。

家族生活と仕事生活の調整に関わる諸行為に直接着目する研究は主に海外で行われている（Voydanoff 2014）。しかし、シングルマザーのワーク・ファミリー・バランスをめぐる研究はあまり行われていない。

シングルマザーの生活戦略に関連した研究を概観すると、貧困から抜け出すための諸行為を検討する研究がある（Edin and Lein 1996）。一方、家族生活と仕事生活の両立・調整に関わる研究はあまり行われていない。

以上から、シングルマザーの家族生活と仕事生活の調整に関する生活戦略を明らかにすることを本報告の目的とする。本研究課題に取り組むことにより、研究上の空白をうめ、かつ、シングルマザーを支援する実践活動および政策立案に向けた一助としたい。

3. 方法

調査対象は、愛知県に在住するシングルマザー9名である。愛知県母子寡婦連合会を通して、研究協力者を紹介していただいた。調査時期は、2018年2月から2019年4月である。本調査は、日本福祉大学「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会の承認を得た上で実施している。インタビューの場所は、研究協力者が居住する地域や日本福祉大学の教室で行った。インタビューの所要時間の平均は2時間前後である。なお、本調査は縦断的なインタビュー調査になっている。本報告では、初回と2回目のインタビューデータを分析に用いる。

4. 分析と考察

中間的な分析結果として2点ある。1点目は、仕事生活をめぐる生活戦略である。シングルマザーは、所得の確保のため仕事への関与を維持していく必要がある中で、家族生活とのバランスを得るため多様なクレームを職場で展開し、仕事からの圧力を調整していた（明確なクレーム／さりげないクレーム）。

2点目は家族生活における生活戦略である。本人とその親族との関係が生活を規定する重要な要因となっており、特に同居するか否かでシングルマザーの生活状況が変化していた。そして親と同居していることが必ずしもシングルマザーの安寧に結びついていない点も示された（親族資源の順機能と逆機能とその二重性）。

分析全体を通じて、シングルマザーの生活戦略そのものが日本のジェンダー構造に強く規定されていること、離婚前までに本人が培った人的資本や就業経験が本人の離婚後の生活戦略に影響を与えていることが示された。

（キーワード：シングルマザー、生活戦略、ジェンダー）

共同での子育てを实践するシングルマザーにみる育児サポートの獲得 90年代におけるシェア居住の事例から

○永田夏来（兵庫教育大学大学院学校教育研究科）

1. 目的と背景

本報告では、1990年代から2000年代にかけて東京都内で実践されていた、未婚の男女と子育て中のシングルマザーらによる2例のシェア居住について、母親がどのような育児のサポートを同居者を含む周囲のネットワークから得ていたかを中心に考察する。この実践はすでに20年以上の時間が経過しており、ミニコミ誌などを中心に当事者が自身の経験を語る機会に恵まれていた。こうした状況があるため、当事者が自身の経験を整理して俯瞰的に語る枠組みをある程度持ち合わせていると思われる。彼らの語りを通じ、シェア居住およびその周辺におけるコミュニケーションやサポートの内実に接近することが本報告の目的となる。また、本事例はそれ自体が非常にユニークなものであるため、過去の経験を記述することを本研究の副次的な目的とした。

2. 方法

本研究で主に使用するデータは、1990年代における共同子育ての経験を持つシングルマザーのAさんおよびBさんに2018年の8月と12月に実施したインタビューのトランスクリプトデータである。他に、関係者による手記などのテキスト、当時の様子が撮影されたビデオなども随時参照した。インタビューは半構造化にて一人2-3時間程度実施し、共同での子育ての概要、保育人からどのようなサポートを得ていたか、実施に至る経緯、共同での子育ての内実について話を聞いた。

3. 分析と結果

AさんとBさんは平日の日中は子供を保育園に預けて仕事をしていたが、夫や実家をはじめとする親族のサポートに頼らない前提のもとにシェア居住を選択している。育児サポートが今日ほど十分ではない当時において、夜間の外出など自分の時間を確保したいと考えた場合には、友人に代表される非親族のネットワークからのサポートを獲得するのが現実的であろう。ここで元からの知人などを活用せず、育児サポートを目的としたネットワークを新しく構築していったという経緯が本事例のユニークな点である。

また、今回のインタビューからは、外部のネットワークから子育てに関するサポートと同居者のサポートとの違いについての語りを得ることができた。サポートの提供者と母子との関係性によって、サポートの内容や活用の仕方が柔軟に変化しているのである。例えば、同居をしていない保育者に対しては母親から明示的な依頼がなされ、託児のサポートが主に期待されていた。これに対し、同居している者については、母親が不在のときに子供の身の回りの世話をする、遊び相手や話し相手になるなど、明示的に依頼されないものの日々の生活のなかで生じるニーズに対するサポートを担っている様子が語られた。

これらのことは、手段的サポートと情緒的サポートの両方において、非親族のネットワークが活用されているという実態を示している。これまでの育児サポートに関する計量研究では、手段的サポートは親族から獲得されることが多いが情緒的サポートでは友人など非親族からの寄与も大きいことが論じられてきた（山根 2017）。20人程度の多様な非親族が常に関わっていた本研究の事例では、手段・情緒どちらのサポートにも親族を活用しないという選択の上で、非親族の共同保育によるサポートのきめ細やかな使い分けが示されている。これは親族と非親族のサポートが代替的であるとのメカニズムの可能性を示すものと考えられる。

文献

山根真理, 2017, 「育児援助ネットワーク研究の視点：地域と親族関係」『日本家政学会誌』68: 439-445.

謝辞

本報告は蔦谷匠（海洋研究開発機構）との共同調査に基づいたものである。調査・報告の実施にあたり、蔦谷は上廣倫理財団、永田は（公財）ユニバーサル財団よりそれぞれ助成を受けている。

（キーワード：シェアハウス、育児サポート、シングルマザー）

共働き家庭の父親のゲーム・情報検索頻度が育児の IT 利用を介して子ども評価に及ぼす影響：
日・米・スウェーデンの比較
○加藤邦子 (川口短期大学こども学科)

問題と目的：共働き家庭で未就学児を育てる親は、日中保育施設を利用するために育児に関与する時間が短くなりがちであろう。IT 社会においては、生活に IT を適切に取り入れることにより、効率的に家事をこなしたり、育児体験が豊かになる可能性があり、親子関係を維持するためのツールとして有効と考えられる。

日本の 20 歳～49 歳の父親のうち、希望する子ども数にまだ達していない人を対象とした調査結果によれば、「子どもをもっと増やしたいか」という質問に対し、「増やしたくない」の回答が 5 割近くを占め、米国、スウェーデンの 15%未満と比べると消極的であった(内閣府, 2012)。Elder(1998) はライフコース理論において、その人が経験する時代と場所、エージェントを介してライフコースが形成され、過去は将来や発達上の人生の移行、イベントに影響を与えている。父親が IT を自分のためにプライベートでどう利用しているかが、育児の IT 利用に反映され、ひいては子どもの IT 利用や子ども評価に影響を与えられられる。本研究では、父親から子への IT 利用の影響を説明するための理論として、ライフコース理論が適用できる可能性を検討する。

これまで日本の父親の IT 利用が夫婦間協力(コペアレンティング)に及ぼす影響を検討した研究(加藤, 2013)では、IT 利用が夫婦の会話時間の増加につながり、コミュニケーションが増える結果、コペアレンティングを高めることが明らかになっているが、未就学児への利用を捉えた研究は少ない。本研究の目的は、日本・米国・スウェーデンの共働き家庭の父親が、自らの IT 利用を、親子遊び、育児情報検索に反映させて育児関与する結果、それが父親の子どもの捉え方にも影響するという仮説を立て、実証的に検討することである。その際、未就学児を育てている有業の父母を対象としたコミットメントの研究(加藤, 2007)を参照し、親であることへの心理的愛着と維持への動機づけも育児関与に影響を与えると仮定してモデルに組み込むこととした。

方法：日・米・スウェーデンの未就学児をもつ共働き世帯の父親(日本 563 人、米国 785 人、スウェーデン 829 人)を対象とし、「父親の子ども評価」を従属変数とし、属性、IT 利用頻度、IT 親和性、夫婦会話時間、育児世話頻度、親役割へのコミットメント、子ども評価(PSI 尺度)を独立変数、育児の IT 利用頻度、子どもの IT 利用時間を媒介変数とする多母集団の同時分析を実施し比較した(AMOS ver.25)。

結果：

1. 父親自身のゲーム利用頻度が高いほど、3 国とも子どもとのゲーム利用が多い。子どもとのゲーム利用頻度は米国では父親の子ども評価を有意に高めているが、スウェーデンは有意傾向で、日本は有意な影響は見られなかった。父親自身の情報検索頻度が高ければ高いほど、米国、スウェーデンでは育児の情報収集が少なくなるが、日本は有意なパスは見られない。また育児情報収集頻度が高いほど 3 国共通に父親の子ども評価を低い結果だった。父親自身の IT 親和性が高いほど、3 国とも共通して子どもとのゲーム、育児情報収集頻度が高まっていた。
2. 子どもの IT 利用時間が長いほど、3 国とも「父親の子ども評価」は低められていた。
3. 米国・スウェーデンの父親は世話頻度が高く、親役割へのコミットメントも日本の父親より高い値を示した。

考察：未就学児を育てる共働き家庭の父親は、自らがゲームを楽しむという IT 利用頻度が高いほど、子どもと IT ゲームをすることから、IT を使った親子遊びに関しては、ライフコース理論で説明することが可能であると考えられる。一方自身の情報検索(マップ、交通渋滞、天気、ニュース番組等)が多いほど、米・スウェーデンでは育児情報の収集頻度が少なくなっており、応用しにくい状況があることが示唆された。ネット上の育児情報について最近、父親が検索したいと思うような育児情報が乏しいという研究結果(Mnieszak, et al., 2018)があり、従来の HP 上の育児関連の情報は母親にとってはアクセスしやすかったり、利用価値が高いと考えられるが、父親の育児に肯定的な影響を及ぼすのかという検討も必要であると考えられる。さらに育児情報の検索頻度が多くなると、父親による子ども評価を低めており、育児情報の内容が父親にとっては、混乱を招いたり、親子関係に生かしくい傾向があることも示唆されよう。日本は IT を利用して子どもと接するよりも、まず直接的な育児行動や世話する頻度、子どもにコミットする動機づけを高める必要がある。

謝辞：お茶の水女子大学石井ケンツ昌子教授を代表とする科研費補助金基盤研究から個票の提供を受けた。記して感謝申し上げます。

(キーワード：ライフコース理論, IT 利用, 父親)

子育て期の夫婦にとっての家事の外部化とその意思決定

○高山 純子（お茶の水女子大学基幹研究院）

1. 背景と目的

共働きの妻の「仕事と家庭の二重負担」を軽減する方法の一つに、「家事の外部化」があげられる（永井 1992）。現代では、外食や中食（持ち帰り総菜や弁当）、家事代行サービス、食材の定期宅配サービスのよう、「家事の外部化」の選択肢は増加・多様化している。こうした市場サービスを購入する形での社会化は、「私的な社会化」として分類されている（竹中 1994）。家族社会学の分野において、夫婦以外の家事・育児の担い手として親族サポートについて取り扱った研究は散見されるが、私的な社会化・外部化については明らかになっていない部分が多い。一方、家事の社会化・外部化を家事負担の軽減と結びつけること自体に懐疑的な立場もある（Cowan 1985 =2010）。

このような議論をふまえたうえで、家事の外部化を選択する立場である家族成員が外部化をどのようにとらえているのか、という点にアプローチすることも重要である。例えば山田（1994）は、家事の外部化の判断基準の一つに「規範的要素」を挙げるが、現代の子育て期の夫婦が家事の外部化に対してどのような規範意識を持っているかは詳細に明らかになっていない。そこで本研究では、子育て期の共働き夫婦がどのように家事の外部化を理解し、どのように外部化をする／しないという意思決定をしているのかを明らかにする。

2. 方法

小学生以下の子どもを持つ、首都圏在住の共働き夫婦を対象に、個別で1時間～1時間30分程度の半構造化インタビューを実施した。調査は2017年9月から2018年6月にかけて行い、32名(14組28名の夫婦、および夫婦のうち一方にのみ調査が可能であった4名)から協力を得た。対象者の特徴として、年代は20代から40代であり、高学歴・高収入の者が多く、日常的に夫婦で家事を分担して遂行していた。

3. 結果

まず、外部化の判断には、夫婦の家事分担の状況や夫婦の就業形態、サービスを利用する友人・知人の存在などの要因が影響していた。他人が自宅に入り、家事をすることについて消極的である人も多かったが、周囲にサービスの利用者が多い場合、そのような心理的ハードルは低かった。一方、家事を外部化して家事負担を軽減しようとしても、外部化のためのマネジメントが必要となると考えられており、その負担がサービスの利用を躊躇する要因になっていた。ただしサービス利用者にとっては、それらの負担は利用が習慣化していくにつれ、軽減されていくものとして認識されていた。

次に、家事の外部化の検討に関しては、多くの場合、夫婦の意見の一致が必要であるとみなされていた。そのため、外部化に対するニーズの認識が夫婦で異なっている場合、外部化はなされない傾向にあった。例えば、家事への期待水準が夫婦で異なるために、外部化のコストをかけて得られるものへの理解が夫婦間で異なる場合があった。

またとくに妻たちは、外部化を検討するうえで「子どものためになるか」という点を強く意識していることが明らかになった。家事を「家族で」行う姿を子どもに見せ、また子どもにも家事に参加させることが「子どものため」になると考える対象者は外部化に否定的であった。反対に、「家事を外注することで家族のコミュニケーションの時間が増える」ことが「子どものため」に良いと考える場合は、外部化に積極的であった。この場合は、家事を外部化することによって得た時間を育児に費やすことが外部化の目的となっていた。

以上をふまえ、現代の子育て期の夫婦にとって家事・育児の外部化はどのように理解され、どのような要因によって外部化が選択されるのかを考察する。

キーワード：家事、家事の外部化、子育て規範

高齢期の家事労働における規定要因の男女比較

金兌恩（東京大学大学院）

1. 問題背景

欧米では、女性の高学歴化とともに女性のキャリアに変化があったものの、日本の女性は高学歴化が進んでも学歴とキャリアが結びつけられなかった（白波瀬 2005）。だが、これらの女性のキャリアが変化し、ジェンダー格差が小さいと言われている国であっても、家事労働は、女性の参加が多く、家事労働の男女差は大きいことが知られている。多くの研究では、女性の就業状況に関わらず、女性は賃労働と家事労働にける二重負担に置かれていることが指摘されてきた（Hochschild 1997 など）。しかし、これらの研究では、現役期の家事労働についての解明が目指され、「高齢期の家事労働」については注目されなかった。賃労働から解放された高齢期には、性別役割分業がもはや当てはまらない時期である。すなわち、高齢期は夫における役割の転換が必要になり、妻も年齢によって可能である家事労働の範囲が変化するため、お互いの夫婦の役割について再調整を行う必要がある（Sung and Oh 2014）。こうした高齢者の家庭内の役割は、高齢期の夫婦関係の満足度にもつながる重要な問題である（Kim and Choi 2011）。

そこで本報告では、「全国家族調査」のデータを用いて、高齢期の家事労働の現状を確認し、高齢期の家事労働に影響を及ぼす要因を男女ごとに検討することによって高齢期のジェンダー格差を明らかにする。

2. データと方法

本報告の分析の際には、①65歳以上の高齢者を含んでいること、②現役世代との比較ができること、③本人の家事遂行頻度と配偶者の家事遂行頻度を尋ねていること、などに関するデータが必要不可欠であるため、これらの条件に合うデータとして「全国家族調査（NFRJ）」を用いる。分析の際には、NFRJ98、NFRJ03、NFRJ08の統合したデータを用い、分析を行う。分析に用いる従属変数は、本人の家事遂行頻度であり、説明変数は、年齢、性別役割分業意識、就業ダミー、学歴、収入、家族人数、健康度である。

3. 分析結果と結論

現時点で得られている分析結果は、以下のとおりである。まず、高齢男性の家事遂行頻度は、現役男性の家事遂行頻度より少し高いものの、家事遂行頻度の男女差は高齢期においても見られている。また、現役男女の場合には、就業有無、収入、性別役割分業意識等の同じ要因が家事遂行頻度に影響を及ぼしているが、高齢男女の場合には、家事遂行頻度に影響を及ぼす要因が男女ごとに異なる。次に、高齢男性の家事遂行頻度に影響を及ぼす要因と現役男性の家事遂行頻度に影響を及ぼす要因は性別役割分業意識を除けば同様であるが、高齢女性の家事遂行頻度に影響を及ぼす要因は現役女性の家事遂行頻度に影響を及ぼす要因とは異なる。

参考文献

Hochschild, Arlie R and Machung, Anne, 2012, *The Second Shift: Working Families and the Revolution at Home*, Penguin Books.

Kim, Cheong-Seok and Choi, Hyung-ju, 2011, "Satisfaction on Marital Relationship of Husband and Wife in Old Age," *Korea Journal of Population Studies*, 34(2): 1-15.

Sung, Young-mo and Oh, Jae-eun, 2014, "A Qualitative Study of Marital Relationship in Post-Retirement Couples," *Korean Society of Gerontological Social Welfare Studies*, 65: 251-280.

白波瀬佐和子, 2005, 『少子高齢社会のみえない格差——ジェンダー・世代・格差のゆくえ』東京大学出版会。

（キーワード：家事分担、高齢期、ジェンダー格差）

有職父親、母親のサード・プレイスとしての ICT 利用 —未就学児を持つ日本の親の場合—

○佐野 潤子（お茶の水女子大学グローバルリーダーシップ研究所）

1. 研究の目的

スマートフォンの特徴として、1 人が 1 台持つ情報端末であることが挙げられる。通信利用動向調査を基に、個人のスマートフォンの保有率の推移をみると、2011 年に 14.6%であったものが、2016 年には 56.8%と 5 年間で 4 倍に上昇している（平成 29 年度版情報通信白書）。特に 20 代、30 代では保有率が 90%を超えており、利用法は多岐にわたり生活の中心になりつつある。未就学児の子どもを持つ母親のスマートフォン使用率は 2013 年 60.5%から 2017 年は 92.4%と 1.5 倍になっている（ベネッセ教育総合研究所 2017）。これほどまでに育児中の母親の ICT 利用が活発なのはなぜか。母親の ICT 利用について Oldenburg (1989)の“The Third Place”の概念を援用し、母親の ICT 利用がサード・プレイスとして機能しているのか、機能する要因は何かを明らかにする。同時に日本の未就学児を持つ父親と比較し、考察する。

2. 対象と方法

本研究で使用するデータは科学研究費補助金基盤研究（A）（課題番号 26242004、研究代表者 お茶の水女子大学教授 石井クンツ昌子）により実施された「IT 社会の子育てと家族・友人関係：日本、韓国、米国、スウェーデンの国際比較から」（日本 2016 年）において収集したインターネット調査データである。本研究では、日本の未就学児を持つ有職の母親と父親を対象にし、母親 323 人、父親 1218 人（休業中は除く）である。分析はパスモデルを用いた多母集団比較分析を行った。

（分析にあたりお茶の水女子大学基幹研究院人間科学系石井クンツ昌子教授を代表とする科学研究費補助金基盤研究（A）（課題番号 2624004）の個票データの提供を受けた。心より感謝申し上げます。）

3. 結果と考察

分析の結果、母親の場合、子育て情報などを集めるための ICT 利用の頻度が高いほど、ICT 利用はストレス解消であるという認識になっていた。配偶者、親、友人に直接会って話すなどの「直接コミュニケーションネットワーク」や、ICT 利用を通じた配偶者や親、友人とのコミュニケーションである「ICT コミュニケーションネットワーク」は母親の ICT 利用がストレス解消になっていることに有意に関わらなかった。一方、父親は母親と同様、ICT 利用で子育て情報を集めているほど、またその他に ICT を通じた友人のコミュニケーションネットワークがあること、さらに配偶者の直接コミュニケーションがあるほど ICT 利用はストレス解消になっていた。逆に友人の直接コミュニケーションネットワークがあるほど、ICT 利用がストレス解消であるという認識が低かった。未就学児がいる子育て期の父親、母親はともに ICT 利用で子育てに関する有益な情報を集め、活用し、有実感を実感できる満足感からか、ICT 利用はストレス解消になっていることが考えられる。一方母親は ICT 利用以外にストレス解消の場（手段）がある可能性が示唆された。父親は ICT 利用で子育ての関する友人のコミュニケーションネットワークや配偶者とのコミュニケーションがあるほど ICT 利用をストレス解消になっていることから、子育てに関して自分以外の人からの情報やサポートに影響を受けていることが考えられる。

キーワード：ICT 利用 サード・プレイス 配偶者・親・友人コミュニケーションネットワーク

中国の一人っ子世代の親子・親族関係①

—浙江省紹興市の事例研究から—

○施 利平(明治大学)、陳 予茜(明治大学・院)

中国で1979年から2015年までの36年間一人っ子政策が続いてきた。一人っ子の人口は、2007年末に1.5億を超え(楊・王2007)、2010年に1.64億を超えている(辜2016)。これらの一人っ子は一つの世代を形成し、中国社会の人口構造もさることながら、家族・親族制度を始め、中国社会を大きく変容させると言われてきた。

これまで息子と同居し、息子によって老後扶養されることは、公的年金制度と医療保険制度が整備されていない農村部の大部分の高齢者と、社会保障制度を享受できない都市自営業者にとっては、老後の主な生活保障であった。しかし、一人っ子世代の出現は、4人の祖父母、2人の親と1人の孫により構成される「4・2・1家族」をもたらす、老親扶養責任の過重が予想される。これは、高齢者扶養を私的扶養に大きく頼る中国社会にとっては、社会の安定を根底から揺るがしかねない事態を招くことになる。同時に1.64億の約半数の家庭は娘しか持たない現実、息子と同居し、息子による継承・相続と祖先祭祀を原則とする父系的な親族規範、いわゆる父系のみでの家族・親族の再生産を不可能にしている。

一人っ子世代の誕生が、伝統的的老親扶養モデルと父系親族規範に変質をもたらすかに関しては、これまで相反する知見が共に提示されてきた。一方では、一人っ子政策の実施により、娘しかいない世帯数が増加している。娘しかいないことは、財産相続や老親扶養・介護における娘の重要度の高まりを意味し、父系的な親族関係の変容をもたらすと指摘されてきた(小浜2015)。実際に夫側と妻側の親元に、それぞれ住まいを構え、決まった期間をどちらかの親元で生活し、双系的な親族関係を形成している事例もある(黄2014)。他方、富裕層にとっての資産継承者や貧困層にとっての老後扶養者として、息子が希求されるため、新生児性比のアンバランスが見られ、父系的な親族規範がむしろ強まっているという研究も見られる(田・王2008)。また、一人っ子世代の子どもをめぐって、父系親族規範に沿って父方の姓を継承するのか。それとも母方の姓を継承するのか。またはほかの形をとるのかについて、夫婦、双方の親の間に対立が生じ、夫婦間不和や離婚が多く発生している。

結局、一人っ子世代の誕生が、中国伝統的的老親扶養モデルである「養児防老」、および息子との同居、息子による継承・相続と祖先祭祀を原則とする父系的な親族規範に変質をもたらすのか。この問いは、高齢者の生存の質や社会の安定に関わる現実的な問いであり、また人々の生き方や社会構造を理解する上で根本的な問いでもある。さらに、この問いは、少子化が進行し子ども数が減少する先進諸国においても、老親介護ネットワークや子育てネットワークの変容をはじめ、家族や親族関係が大きく変化しているゆえ、人口学的変動と家族・親族の変容を解明する上でも重要である。

しかしこの問いは、これまで十分に検証されてこなかった。本研究では、一人っ子世代の女性対象者を通して、女性の生家と婚家との関係を比較研究することにより、一人っ子世代が親子・親族関係に与えた影響を解明することが本研究の目的とする。本発表は、浙江省紹興市在住の一人っ子世代の女性対象者(既婚、子持ち)に対して行ったインタビュー調査の結果を一部紹介する予定である。

参考文献

田雪原・王国強編2008『中国の人的資源——豊かさと持続可能性への挑戦』法政大学出版局

小浜正子2015「現代中国の家族の変容-少子化と母系ネットワークの顕現」小浜正子編『ジェンダーの中国史』勉誠出版43-53

辜子寅2016「我国独生子女及失独家庭规模估计—基于第六次人口普查数据的分析」『常熟理工学院学报(哲学社会科学)』1:83-89

黄亚慧2014「苏南地区的并家婚姻考察」『中国青年研究』11:24-28

肖富群・風笑天2010「我国独生子女研究30年」『中州学刊』4:104-109

楊書章・王広州2007「一种独生子女数量间接估计方法」『中国人口科学』4:58-96

キーワード：一人っ子世代、世代間関係、父系親族規範

謝辞：本研究はJSPS科研費JP19K02052の助成を受けたものである。

中国の一人っ子世代の親子・親族関係②
 ——女性対象者から見た母娘の関係性——

○陳 予茜（明治大学・院）、施 利平（明治大学）

本研究は1979年以降に一人っ子政策のもとで生まれた一人っ子女性の母娘関係性に着目する。一人っ子女性は「生男生女都一样（息子でも、娘でも同じ）」という方針のもとで、家庭の中で大事に育てられ、たくさんの注目と教育資源を受け、もっとも恵まれたグループと言われている。他方、公的領域では企業所有制の改革、市場経済の発達、社会競争の白熱化により、中年女性のレイオフ、女子大学の就職難、「婦女回家」論争などさまざまなジェンダー不平等、あるいは女性差別の現象が現れ、女性の立場がますます厳しくなっている。このような矛盾したジェンダー観のもとで生まれ育つ彼女らはジェンダー観と役割意識を構築する際に、母親からどのような影響を受けるのか。

先行研究では母娘の間に緊密な関係性が存在し、母親は娘のキャリア (Macke・Morgan, 1978)、セックス (Smith・Self, 1980)、ジェンダー (Fenichel, 1998) のロールモデルであると指摘された。そして中国では、改革開放と一人っ子政策の影響で、若い既婚女性が年配の既婚女性より自分の親とのつながりが緊密になっていると報告されている (Zhang, 2009)。つまり娘にとって母親のもつジェンダー観と役割意識が自己のアイデンティティを構築する際に重要であり、しかもその重要性は娘の結婚後も続く可能性が高い。ところが、一人っ子女性の母娘関係性はさらに複雑である。なぜならば、母娘が異なった社会環境に成長し、異なったジェンダー教育を受けているためである。一人っ子女性の母親の多くは大躍進・文革大革命の時期に生まれた者である。当時、女性の社会進出を促進するため、公的領域では男性を基準にした「男女平等」が提唱され、女性は勤労だけではなく、外見まで「男らしさ」が求められた。しかし私的領域に入ると、女性は相変わらず妻、母の役割が求められ、生育が女性の「天職」と考えられた (Evans, 1997)。つまり一人っ子女性とその母親がともに公的領域と私的領域では矛盾したジェンダー観のもとで、生まれ育っていた (いる) だけではなく、それぞれの領域で求められるジェンダー役割もまた真逆である。このような真逆な社会環境で成長し、異なったジェンダー教育を受けてきた母親のもつジェンダー観と役割意識は、娘のジェンダー観と役割意識にどのような影響を与えるのか。母娘の間にどのような葛藤や妥協が存在するのか。

本研究は、浙江省紹興市に在住する既婚、子持ち、そして母親が健在する一人っ子女性にインタビュー調査を実施し、一人っ子女性のライフイベント（就職、結婚、出産、子育てなど）に母親がどのように関わっていたのかを分析し、中国の一人っ子女性の母娘関係性を明らかにしたい。

参考文献：

Evans, Harriet, 1997, *Women and Sexuality in China*, Rowman & Littlefield Publishers.

Fenichel, O.H., (ed.), 1998, *The Mother-Daughter Relationship: Echoes Through Time*, Jason Aronson Inc.

Macke, Anne & William, Morgan, 1978, "Maternal Employment, race and work orientation of high school girls", *Social Forces* 57: 187-204.

Smith, Dwayne & G, Self, 1980, "The congruence between mothers' and daughters' sex role attitudes: A research note", *Journal of Marriage and Family* 42: 105-109.

Zhang, Weiguo, 2009, "A Married Out Daughter is Like Spilt Water"? Women's Increasing Contacts and Enhanced Ties with Their Natal Families in Post-Reform Rural China, *Modern China* 35(3): 256-283.

(キーワード：中国、女性、母娘関係性)

謝辞：本研究はJSPS 科研費 JK19K02052 の助成を受けたものです。

第 2 日目 2019 年 9 月 15 日 (日)

午後の部 11:00~13:00

国際セッション (2)

アジア諸国における少子化

—教育との関係に注目して—

オーガナイザー・司会：松田茂樹 (中京大学)

【企画趣旨】

東／東南アジアの諸国 (以下、アジア諸国。地域を含む。) では、少子化が進行している。各国の最新年の合計特殊出生率は、日本 1.43、韓国 0.98、シンガポール 1.16、香港 1.07、台湾 1.13 である。欧州諸国が経験した・現在経験している少子化と比較すると、アジア諸国の少子化は、短期間に、非常に低い水準まで出生率が低下している。また、アジア諸国では、急速な未婚化が進行しているが、欧州諸国と異なり同棲と婚外子が少ないために未婚化が出生率低下に直結している。結婚後の夫婦の子ども数も減少傾向にある。

本研究グループは、アジア諸国の少子化の背景要因の研究をすすめている。このようなアジア諸国にここまでの少子化は、若年雇用、高学歴化と教育費負担、仕事と子育ての両立、家族形成よりもキャリアや経済的豊かさを志向する価値観などの複合的な要因が重なって生じているとみられる。

このうち、本セッションでは教育の要因に注目して、これら諸国における教育と少子化の関係について報告を行う。このうち、アジア諸国は、欧州諸国と異なり、高学歴化と教育費負担が結婚・出生に与えている影響が大きい。対象とする国・地域は、日本、韓国、シンガポール、香港、台湾である。教育は家族形成と密接に関係している。各国は、急速な高学歴化が進行するとともに、PISA (生徒の学習到達度調査) の上位国である。急速な高学歴化はアジア躍進の原動力になる一方、現在の急激な出生率低下に密接に関係している可能性がある。

第 1 報告では、アジア諸国の特徴および教育と少子化の関連についての理論枠組みを提示する。第 2~5 報告では、順に、韓国、シンガポール、香港、台湾について教育と少子化の関連について報告を行う。

これら各国についての報告をふまえて、教育と少子化の関連について、各国・地域の固有の特徴と共通点を探る。それをふまえた上で、アジア諸国が少子化を克服するために、教育面からできる対応策を議論する。

本研究は JSPS 科研費 18H00936 (「東アジア諸国における少子化の国際比較研究—理論的把握とパネルデータによる実証」) の研究成果である。

アジア諸国における教育と少子化の関連についての理論的背景

○松田茂樹（中京大学）、佐々木尚之（大阪商業大学）

1. アジア諸国で進行する少子化

少子化は、はじめに西欧において生じ、その後幅広い先進国・新興国において観察されることになった人口現象である。現状をみると、北西欧諸国の出生率が比較的高位に安定しているのに対して、アジア諸国のそれは世界最低水準にまで低下している。出生率が人口置き換え水準未満の状態を少子化、さらに約 1.5 未満を「低出生力 (very low fertility)」、約 1.3 未満を「極低出生力 (lowest-low fertility)」と呼ぶが、アジアの中には極低出生力の国が少なくない。今日、少子化が最も問題とされるべきはアジア諸国なのである。この地域において出生率が低迷する背景要因を解明することは、学術的、政策的に重要な課題である。

アジア諸国の少子化は、未婚化と夫婦がもうける子ども数の減少から生じている。その背景要因は、単一のものではなく、若年雇用、高学歴化と教育費負担、仕事と子育ての両立、家族形成よりもキャリアや経済的豊かさを志向する価値観などの複合的な要因の重なりによって生じているとみられる（松田 2017）。

2. 教育と少子化の関連

アジア諸国の少子化の進行に密接に関連しているとみられる主な要因のひとつが、教育である。急速な高学歴化はアジア躍進の原動力になる一方、教育は次にあげる 3 つの経路を通じて急激な出生率低下に関係している可能性がある。

第一に、これら諸国では、親の子どもの学歴達成に対する期待は強く、親は子どもの教育を経済的および物理的に支援する。無論、それは子どもの学力、学歴を押し上げる効果を有するが、その負担及び手間のために、親となる世代は子ども数を抑制することになる。特に、教育に対する公的支出が少ない国においては、教育にかかる親の経済的負担は重い。

第二に、高等教育がユニバーサル化して労働市場において高学歴者の供給が需要を上回る状態になったことにより、大学を卒業した若者たちの中には自分の教育程度に見合う職に就くことができない者が増える。これは、若年層における雇用の悪化につながり、若者の未婚化をすすめる要因になる。

第三に、激しい学歴競争に身を置く中で、個人は結婚生活よりも自身のスペック競争（最終学歴、職業的地位）に重きを置く価値観を身につける。

3. 各国の共通点と差異

以上に述べた教育と少子化の関連は、アジア諸国に共通する点と国によって異なる点があることが想定される。一例をあげれば、日本に関する先行研究によると親が理想とする数の子どもをもうけることができない最大の理由は子育て・教育の経済的負担とされるが、これは韓国においてもあてはまる（内閣府 2011）。この背景には、日韓とも、教育に対する公的支出が少なく、親による教育費の私費負担が多いことがある。これに対して、シンガポールのように教育に対する公的支出が潤沢で、親の教育費負担が少ない国では、教育費負担が子ども数を抑制することにつながることは少ないともみられる。

本セッションでは、想定される教育と少子化の関連に関して、各国の共通点と差異を探りたい。

文献

内閣府, 2011, 『平成 22 年度少子化社会に関する国際意識調査』。

松田茂樹, 2017, 「アジアで進行する少子化—現状の理論的把握と背景要因の仮説の提案」『中京大学現代社会学部紀要』, 11 (1), 1-27.

(キーワード: 少子化、教育、アジア)

韓国における超少子化現象と教育問題

○金 鉉哲（韓国青少年政策研究院）、裴 智恵（桜美林大学）

韓国における合計特殊出生率は劇的に変化してきた。1970年に4.53であった合計特殊出生率は、わずか14年後の1984年には1.74と、2.0以下まで落ちる。そして日本よりも早い2001年に、1.30で極低出生率の水準に達し、2018年には、0.98という驚くべき最低値を記録した。韓国では、2001年以来18年間、ほかのどの国よりも長く、極低出生率が続いているのである。

こうした深刻な状況の下、韓国政府は様々な出産奨励政策を進めてきた。例えば、2005年には「少子化・高齢化社会基本法」を定め、翌年の2006年から5年毎に「少子化・高齢化社会基本計画」を打ち出している。具体的にみると、「第1次少子化・高齢化社会基本計画（2006年～2010年）」や「第2次少子化・高齢化社会基本計画（2010年～2015年）」は、直接的に少子化問題に対応し、出産を奨励することが中心であったのに対し、「第3次少子化・高齢化社会基本計画（2016年～2020年）」は、間接的でより長期的な方向性を目指しているなど、多様な方面からの政策が展開されている。しかしながら、2018年の合計特殊出生率が示しているように、こうした韓国政府の努力が有効であるとは言い難い。

少子化をもたらす原因は様々であるが、韓国の場合は、教育と関連する要因の影響が大きいことが指摘されてきた。とりわけ、過重な教育費負担が出産意欲を低下させる決定的な要因として挙げられる（金 2017）。韓国における受験競争は依然として激しく、養育費よりも小・中・高校の私教育費の負担の方が遥かに大きい（マ 2016）。少子化・高齢化社会基本計画」や韓国政府の政策は、私教育費問題を意識はしているものの、主に保育支援に集中している。一方、ここ10年にわたる高校多様化政策は、高校受験を一層激化させ、家計の私教育費負担は収まっていない。そこで現在の韓国政府は、高校の多様性より、教育課程における選択肢の多様化や学校革新に注目しているが、私教育費を軽減する効果はなく、結局、少子化問題の解決にも繋がっていない。

過度な私教育費負担をもたらす激しい受験競争の背景には、賃金格差をはじめとする、労働市場の構造的な問題が存在している。すなわち、少子化問題は、教育現象以外の複数の要因が、複雑に関連しているため、教育システムを変えることだけでは少子化問題の解決に限界がある。

本報告では、こうした点を考慮しながら、韓国における教育現象およびそれをめぐる様々な問題が、韓国の少子化に及ぼす影響について検討する。そのために、まず、政府による公的統計から韓国における少子化と教育問題の現状を概観し、その後、韓国の既存文献や実証分析の結果を用いながら、教育問題と少子化の関連を明らかにする。その結果をもとに、韓国における少子化に対する解決策について考えてみたい。

文献

- 김경근, 2017, 「한국사회의 교육과 출산 간 관계에 대한 탐색적 고찰」 『한국교육학연구』 23(4), 229-253.
(キムキョンゲン, 2017, 「韓国社会の教育と出産間の関係に対する探索的考察」 『韓国教育学研究』, 23(4), 229-253.)
- 마강래, 2016, 『저출산 문제와 교육실태 : 진단과 대응방안 연구』, 서울 : 국회예산정책처.
(マカンレ, 2016, 『少子化問題と教育実態 : 診断と対応方案研究』, ソウル : 国会予算政策처.)

(キーワード : 少子化、教育、韓国)

赤ちゃんはどこへ行ってしまったのか

～ シンガポールにおける少子化問題と『トーナメント競争マインドセット～』との関係 ～

シム チュン・キャット（昭和女子大学）

本発表では、シンガポールで実施した個別面接聴取調査の結果をもとに、小学校から始まる学歴競争がいかに強固な「トーナメント競争マインドセット」を国民の間に浸透させ、そのことが晩婚化、未婚化、そして少子化といった社会問題につながる可能性を示していく。

1. トーナメント移動型教育の問題

天然資源に乏しいシンガポールにおいて、国の経済を発展させるためには人的資源を最大限に引き出すことが重要である。それゆえに、学校教育の面では初等教育段階から児童生徒を学力別にふるい分ける分岐型制度が長年実施されてきた。シンガポールにおけるこのような「トーナメント移動型」教育競争のもとでは、勝ち続けなければ、いずれは淘汰されて競争の土俵から降りるか、あるいは敗者復活戦にまわってこれまで以上に努力をしてカムバックを果たすしかない。学歴格差が賃金格差に直結するシンガポールにおいて、自らの学歴を少しでも高めるべく多くの人が後者の道を進むことは十分に想像できる。そうであるからこそ、教育期間が長引いたりするばかりでなく、学歴をめぐるトーナメント競争が卒業後にも続いていくのである。こういった「トーナメント競争マインドセット」がシンガポールの少子化問題に大いに影響を与えているのではないかと考えられよう。

2. 学歴競争ゆえの未婚晩婚問題

シンガポールの全国青年評議会の調査によれば、結婚をライフゴールの一つとして考える若者が少なく、またキャリアアップのために「トーナメント競争マインドセット」が30代を過ぎても衰えないことが明らかになった。加えて、本研究がシンガポールで行った聴取調査で得られた結果からも、未婚者が結婚しない理由として最も多く挙げたのが「仕事・教育活動に没頭」しているからだ、ということが浮き彫りになった。年齢や学歴を問わず、先述した「トーナメント競争マインドセット」が学校教育期間を終えた段階でも人々の意識に深く潜んでいることが垣間見えたのである。

3. 子どもを産まない夫婦の増加問題

公的統計によれば、シンガポールではたとえ結婚しても子どもを産まない「無子夫婦」も増加傾向にある。本研究の調査結果によると、多くの親は子どもの大学進学を期待しており、また子どもが大学を卒業した後でもキャリアを確立するまでサポートしたいと考えている。「トーナメント競争マインドセット」が浸透する社会では、わが子に最良の教育機会を提供し、キャリアも後押ししたいという親心は理解できよう。このことの裏付けとして、「子育てするうえでの経済的負担」という調査の質問事項に対して、「育児費」と「医療費」よりも「大学を含む学校教育費」および「学習塾費」との回答が目立った。

さらに「トーナメント競争マインドセット」の影響によって、自らの経済力以上に多くの子どもを設けることに躊躇してしまう夫婦が増えるのも無理はない。ましてや自分のキャリアアップやワークライフバランスを図るために、時間的、経済的、精神的な負担から子どもを持つことを断念する無子夫婦がいてもおかしくなろう。

4. 終わりに

シンガポールにおいて、学校教育によって育まれる「トーナメント競争マインドセット」はいわば諸刃の剣であり、国の経済発展に資する一方で、ストレスの元にもなってしまう。そして言うまでもなく、ストレスのない良い環境が整っていなければ、いくらお金による支援があってもコウノトリが飛んでくるはずもない。国の経済成長と少子化抑制の間はどうバランスを見出すか、ここにシンガポールが抱えるジレンマがある。問題解決の出発点として、持続可能な経済発展を維持しながら、学校教育から始まるトーナメント競争を鈍化させれば、少子化改善への扉が開くかもしれない。

（キーワード：少子化問題、学歴競争、トーナメント競争マインドセット）

本研究はJSPS 科研費 JP 18H00936 の研究成果の一部である。

香港における少子化と教育問題 - 教育制度の変化とスタートラインで勝つ心理の形成 -

梁 凌詩ナンシー（東洋大学アジア文化研究所）

1. 香港の少子化

香港は1981年から合計特殊出生率（以下は出生率とする）が人口置換水準より下回った。さらに、2003年には出生率が0.90まで下がった。香港の出生率低下について、1997年7月以前のイギリス香港政庁や、中国へ返還後に成立した香港特別行政区政府（以下は香港政府とする）は、2003年まで問題視していなかった。出生率低下を問題視していなかった理由は、香港が移民を受け入れる社会であり、出生率が低くても、移民が人口減少をカバーできるという考えがあった。2003年以降、香港政府は家族政策を少し導入したが、2018年出生率は1.07にとどまっている。

2. 香港の教育制度の概要

香港の教育制度は主に、就学前教育（Kindergarten Education）、小中学校教育（Primary and Secondary School Education）、特殊教育（Special Education）、高等教育（Post-secondary Education）及びその他（職業教育（Vocational Education）、「毅進」ディプロマ教育（Diploma Yi Jin Programme）、夜間の成人教育（Evening Adult Education Courses））がある。2005-2006年度まで香港の小中学校教育は返還前のイギリス式で小学校6年間、中学校7年間であった。香港の中学校は日本の中高一貫校のようなものである。中学校の7年間において、1-3年は文理を分けず、全般的に中等教育を学ぶ。4-5年、及び6-7年で文理を分け、進学するための統一試験に向けて専門科目を学ぶ。日本と異なり、香港の大学は独自の入学試験を設けないため、統一試験の成績が大学の入学基準となり、学科の入学に影響する。2006-2007年度において、香港政府は教育制度の改革を行い、中学校を7年間から6年間とし、2回あった統一試験を中学校教育修了後の1回のみとした。中学校教育の改革と共に、大学の修了年数を3年間から4年間に変更した。このように、2006年から就学前教育を除き、小学校から大学までの教育制度は日本と同じようになった。2008年の教育制度の改革とともに、中学校3年までであった義務教育を中学校6年まで延長した。義務教育とはいえ、中学校4-6年に進学しない選択の自由がある。

教育制度の改革の中で、授業に使用する言語にも変更があった。イギリス植民地時代では、広東語で授業する小学校がほとんどであったが、中学校になると、一部の中文中学校以外、中国語と中国の歴史を除いて、全ての授業を英語で行った。しかし、実際には多くの中学校では英語のテキストを用いながら、広東語で説明していることが明らかとなり、そのことを批判した初代行政長官は、学習能力の向上のため、母国語教（広東語）の促進の必要性を主張した。1998年から母国語教育を中学校教育に導入し、香港政府が認めた英語で授業を行う中学校は100校まで減少した。一方、大学では返還後も英語で授業を行っている。

3. 教育制度の変化とスタートラインで勝つ心理の形成

香港の大学は主に英語で授業を行うため、英語力が決め手となる。また、大学数が少ないため、海外の大学に進学する学生が多数である。結果として、英語力は学生にとって進学に関わる大きなカギとなる。そのため、多くの親は英語を用いて授業を行う有名進学校に中学段階で子どもを入学させたいと考えるのである。このようにして、香港社会ではスタートラインが大事であるという考えが形成され、教育コストが急増した。

（キーワード：少子化、教育改革、教育コスト）

台湾における少子化と教育問題

劉 語霏（台湾・中国文化大学）

本発表は、台湾における少子化の進行状況とその背景要因を分析し、少子化の進行が教育に与える影響と政府の対策を明らかにすることを目的とする。発表の概要は以下の通りである。

1.台湾における少子化の進行状況

戦後、台湾の合計特殊出生率（以下、「出生率」）が、1951年の7.04より30年間をかけて、1984年に2.06までに徐々に低下した。1985年に2を割って以降、1997年までは1.68～1.88に安定していたものの、1998年に1.5未満の「低出生力（very low fertility）」の水準となった。その後も出生率が下がり続け、2003年に1.3未満の「極低出生力（lowest-low fertility）」の水準となり、さらに、2010年には過去最低の0.895にもなった。2010年の低出生率は寅年の出産を回避する傾向があると推測されるため、翌年以降、直ちに1を上回り、2018年（1.06）までは、1.06～1.27に安定しているが、長期の「極低出生力」の低迷状態のままにある。

そこで、台湾では、21世紀に入ってから、少子化問題へ世論の関心はますます高まっている。とりわけ、国際連合（UN）「世界人口予測2017年改定版」（World Population Prospects [2017 Revision]）に基づいた2019年の「世界人口レビュー」（World Population Review）において、台湾の出生率（1.218）は、200の国の中の最下位になったことが大きく報道されてから、2019年3月より、少子化問題は再び関心の的となった。台湾政府は、韓国政府の公開統計資料の出生率0.98を例として提起し、当報告書には台湾での実際の統計結果（2018年の1.06）とのずれもあると主張しながら、少子化対策の関連政策をアピールしていたにもかかわらず、台湾の超低出生率の問題の深刻さは依然として世論批判の焦点となっている。（当報告書では、日本1.478[179位]、香港1.326[193位]、韓国1.323[194位]、シンガポール1.26[197位]となっている）

2.台湾における少子化の背景要因

長年の少子化問題への高い関心や懸念の下で、先行研究では、台湾における少子化の背景要因についての議論はすでに盛んに行われてきた。その中で、労働状況の悪化や高学歴化などにより、晩婚化や未婚化の傾向が生じただけでなく、結婚していても、育児と仕事などの両立困難、子供の教育費負担などの理由により、第二子以降の追加出産どころか、出産そのものまで諦めることもあると提起されている。本発表では、とりわけ、東アジアの国の中で、台湾の女性の高学歴化と比較的に高い女性の社会進出率という要因に注目し、それらが少子化との関連性を解明する。

3.台湾における少子化の教育への影響

少子化の教育への影響は、学校側面における生徒数の減少による統廃合問題に止まらず、生徒側面における教育機会の供給の維持問題にも繋がっている。とりわけ、深刻な過疎化を抱えている地域においては、義務教育段階での小学区の廃止による都心部への学校選択傾向、後期中等教育段階での安定的に多様な教育機会の提供基盤の動揺、高等教育段階での募集や経営困難などの懸念が挙げられている。本発表では、とりわけ、少子化の後期中等教育段階と高等教育段階への影響に着目し、それぞれの教育問題の深刻さを分析する。

4.台湾における少子化対策と課題

台湾政府の少子化対策は、主に出産・育児手当金やベビーシッター利用補助金などの就学前教育段階に重点を置いている。2010年と2013年の政府の世論調査報告書の結果に基づき、確かに、結婚・同棲している女性にとって、出産（追加出産を含む）の意欲を高める要因の中で、「出産（育児）手当金や子供の教育手当金の提供」（2010年は第二位；2013年は第一位）が高く占めている。しかし、実際には出産手当金などの少子化対策そのものには地域格差の問題があるのみならず、非継続的、または所得制限のある経済援助の政策効果も限られている。一方、ほぼ同じぐらいの比率を占めている「6歳以下の子供を対象とするベビーシッター利用補助金」（2010年は第一位；2013年は第二位）と「出産・育児を支援する職場環境の整備」（第三位）は台湾の高い女性の社会進出率に関連していると考えられるため、本発表では、女性の社会進出を支援する関連政策・取り組みと課題を検討する。

（キーワード：台湾、少子化、教育問題）

第2日目 2019年9月15日(日)

午後の部 14:00~16:30

公開シンポジウム(日本語・英語)

高齢社会における生/死と家族

Life/Death and Family in Aged Societies

企画担当: 山根 真理(愛知教育大学)
佐々木 尚之(大阪商業大学)

【企画趣旨】

第9期理事会最終年のシンポジウムは、人生の後半に焦点をあてた国際シンポジウムである。20世紀後半に世界の多くの地域で大衆長寿社会が実現し、成人期の親子関係、医療高度化、長期にわたる介護、相続と継承、葬送と墓など、多くの事柄において、先行世代が経験したことの無い経験をもたらしている。シンポジウムでは、東アジアと欧米に視野を広げ、国際比較視点をもって「高齢社会における生/死と家族」のテーマを考える。

近代化と家族変動を捉える比較変動論を論じた落合(落合、2014)によると、ヨーロッパ地域では第1次人口転換の時期に「主婦化」が生じ、第2次人口転換の時期に個人化、家族多様化と並行して「脱主婦化」が生じ、並行して高齢社会に対応した社会システム構築の試みがなされてきた。しかしながら、短期間で近代化の道をたどった(圧縮近代、Chang, 2010)アジア諸社会では高齢社会に対応した社会システム構築は不徹底で、「家族主義的個人化」とみなしうる現象が生起している。東アジアに位置し、本シンポジウムで議論の焦点となる二地域、日本と韓国では近代化以前の基層として直系制家族があり、近代化のなかで夫婦制家族への移行と家族の個人化を経験した。このような家族変動過程は、高齢期にある人の人生を中心に見たとき、どのような現れ方をしているだろうか。高齢者を中心に見た人生の出来事と家族関係は、それまでの人生経歴を反映して多様であり、関わる人も多く複雑である。人生の出来事に関する価値の、関与者間の葛藤—たとえば世代間、ジェンダー間、個人・家族・専門家間の葛藤—はどのように現れ、どのような意思決定がなされているだろうか。それらのあり方に世界諸地域で、どのようなバリエーションが見られるだろうか。またそこに、社会階層による偏差がどのように現れるだろうか。さらに、人生の出来事に関するシステム構築にどのような選択肢があるだろうか。

シンポジウムでは三人のパネリストに、それぞれ異なる側面から「高齢社会の生/死」について論じていただく。一人目のパネリストは韓国の高齢者論の専門家(社会学・人口学)、朴京淑氏である。朴報告は「ケア」に焦点をあて、東アジアの家族変動の文脈で家族ケアの持続可能性について論じられる。二人目のパネリストはヨーロッパの福祉事情に通じ広い視野で介護・福祉システムへの提言を続けておられる医療・福祉ジャーナリストの浅川澄一氏である。浅川報告は、欧米の終末期医療とケアを焦点とし、当事者を第一にすえた「死の質」について論じられる。学会員パネリストとしては、「墓と葬送」に関するテーマの専門家であり米国の家族事情にも明るい安藤喜代美氏に登壇いただく。安藤報告の焦点は、日本の家族変動のなかの「新しい墓制・葬送」である。三報告を受けて、討論者の西下彰俊氏に、高齢者、介護のテーマに北欧、アジア諸国との比較視点をもって取り組まれてきた家族社会学者の立場から議論を深めていただく。

シンポジウムの議論を通して、人口転換の帰結として世界諸地域で生じている、切実で新しい経験について認識を共有し、家族社会学の観点から洞察を得、発信することを目指す。

Chang, Kyung-Sup, 2010, *South Korea under Compressed Modernity*, Routledge.

落合恵美子, 2014, 「近代世界の転換と家族変動の論理 —アジアとヨーロッパ」『社会学評論』Vo.64, No.4 : 533-552.

Is Family Care in the Community Sustainable?

Park, Keong-Suk (Department of Sociology, Seoul National University)

One main dimension for the great fear of old age in Korea is that of the situation that one can only depend on caring. The perceptions and interests of family, government, the market, and the community, as caring providers, are in severe conflicts in South Korea. Generation, gender, and class contradictions embedded in the modern family of Korean Society have made family care for the elderly weakened and in severe conflicts. The current family caring seems to be the situation that the confusion and conflict between normative belief, responsibility, and perception of burden are deepening in both provider and beneficiary of family care, while the myth of family caring as the core foundation of the home care system remains in public. This study aims to interpret the tension and conflict in family care for the elderly in South Korea. The contents of the study are as follows. First, generations, gender, class contradictions of modern Korean family life and their impacts on family care for the elderly are discussed. Second, the characteristics of family care in the changed long-term care system since the 2000s are summarized. third, the study interprets the attitudes of the elderly to family care and social care through questionnaires and interviews. fourth, the experience of family care is interpreted through the interview with the elderly and family. Finally, it discusses the implication of the sustainability of family care in the context of East Asian family changes.

Key words: family care, modern family, generation-gender-class contradiction,

欧米の終末期医療とケア
— 自己決定、安楽死、尊厳死、自然死、ACP —

浅川 澄一（ジャーナリスト）

死の在り方を考える時に、「どこで死んでいるか」が格好の指標である。

日本では75%が病院死だが、欧米では病院死比率は50%前後。オランダでは30%を下回っている。自宅や引っ越し先のケア付き集合住宅で亡くなる高齢者が多い。在宅医療と在宅介護が普及しているので、わざわざ入院しなくていいからだ。

日本の死亡者の90%は高齢者であり、各国とも高齢化の進展で同様の比率に近づく。死亡場所は高齢者が最後に過ごす場所でもある。

病院死は典型的な孤独死だろう。白い床、白い天井、白い壁に囲まれ、来訪者は白い服の医師や看護師。生活感がない。あまりにも普通の暮らしとは隔絶された環境だ。

高齢者ケアの3原則がある。1982年にデンマークで提唱され、各国で受け入れられている考え方だ。①自己決定権の尊重、②残存能力の活用 ③生活の継続性——である。入院すれば、③の生活の継続性は絶たれてしまう。医療機関は治療の場であり、もともと感染症の避難所だった。

だが、人間の死は暮らしの延長線上にあり、自然の摂理である。心身の細胞が機能を弱め、老衰過程に入って死を迎える。老衰は治らないから、治療の対象ではない。つまり、人生の幕引きには医療機関は原則、不要である。必要とされるのはガン末期の痛みを除去する緩和ケアぐらいだろう。

こうした考え方は、欧米諸国では浸透している。緩和ケアの場であるホスピスも普通の集合住宅が多い。病院ホスピスの日本とは大違いだ。

したがって、終末期に入っても延命治療に向かわない。水分や栄養を次第に摂取しなくなるのは、死への過程として自然に受け入れる。日本でも昭和の中頃までは「自然死」が当然だった。「大往生」という素晴らしい日本語で称えた。

経管栄養や人工呼吸などの過剰な治療を施せば、痰や嘔吐、むくみが生じ本人に苦痛を強いるだけだ。尊厳を損ない、虐待に通じると断言する国もある。

常に、本人の意思が何より重視される。3原則の①である。家族が本人と同等に、あるいはそれ以上に介入する日本とはその基本が大きく異なる。

介護や医療が必要になっても、守るべきは本人のQOL（生活の質）であり、その延長としてのQOD(死の質)である。老衰の現れである認知症についても同様だ。英国発で欧州に広まった認知症ケアの「パーソン・センタード・ケア」は、その名称で明らかのように本人第一主義である。

安楽死や自殺ほう助の制度があり、公然と「楽な死に方」が議論されるのは、個人主義を確立してきた歴史的蓄積が何より大きいと思われる。それは宗教との戦いでもあったが、日本では残念ながら戦後、新しい宗教を作り出してしまった。「医療」である。

(キーワード：病院死は孤独死、死は自然摂理、QOL(生活の質)からQOD(死の質)へ)

多様化する家族と新しい墓制・葬送のカタチ

安藤 喜代美 (名城大学 人間学部)

1. 背景と目的

祖先崇拝の宗教観をもつ日本では、お墓は家族のものであり、拝む対象でもある。この意識が1980年代以降、「個人化」「多様化」という現象の中で変化している。家族における個人化は、家族形成において個人の選択が可能となり(目黒1989)、家族成員は個人として家族の選択が可能となる(山田 2014)。いつ、だれと(同性同士も含む)家族を形成するか、法的な婚姻か、子どもの数は、はたまた、家族を解消する離婚、再形成する再婚も個人の選択となる。どのような選択を重ねたとしても、個人としての終焉は死であり、墓制のカタチが家族の在り方を示す一つであり、この点においては、人種・民族を問わず同様であろう。本研究は、日本人の家族観を墓制の選択から捉えるものであり、をジェンダー、少子化、離婚・再婚の増加、同性婚など多面的な視点で、死去する側と残る側の意識から、今後の墓制・葬送のカタチを検討する。

2. 研究方法

近年に登場した新しい墓制と現代家族の変動との関係について井上(2003)は、森岡(1993)が提起した3期区分における家族の変動に墓制の変化を平衡させているが、そこに両者のタイムラグを想定している。第I期の集団的家族(1945～50年代)から第II期の夫婦家族制(1960～70年代)への移行の結果、1980年代後半の「両家墓」の登場であり、「脱家現象」である。1990年代以降、第II期から第III期(1980～90年代)は個人化への移行であり、墓制における第二の変化が生じ、「墓の脱継承」が特徴となる。永代供養、樹木葬、散骨などがその例である。本研究では特に、こうした動向が顕著となる2000年以降に注目し、新聞記事から潮流を把握する。次に、名古屋市や横浜市が実施した墓地に関するアンケート調査の結果と過去に自身が実施した複数の墓地関連の調査結果を参考とし、葬送・墓制のあたらしいカタチは誰のための選択肢で、また、そのカタチが残る者にとっての負担軽減となるのか、その負担とは何なのかを考察する。

3. 葬送・墓制の選択

去る側、残る側に重視されている墓制選択は、残る側の負担とならないことである。去る者は残る者に負担とならないようにという理由で永代供養を選択するが、「永代供養」は寺院による永遠の供養でもなく、寺院との関係性が無でもない。残る側に「負担にならない」とするならば、カタチを残さない散骨、樹木葬がベストであろう。共同墓・合葬墓も納骨堂も永代供養とするのが一般的で、一定の契約期間においては、所定の場所に遺骨が納められるカタチで、直接的なお墓等の管理は無いが、仏事等に関する諸事は想定される。それを負担とみるかどうか。また、お墓等を購入・維持費は安価ではないため、経済的負担ともなる。近年、墓碑に「〇〇家之墓」「〇〇家先祖累代之墓」などと刻まず、故人の想いを刻むケースも増えている。承継への義務感の軽減なのだろうか。そうであれば、残る側に承継という負担が湧らぐであろう。また、宗派を問わず永代供養のカタチで個人や夫婦単位で利用できる納骨堂が多く建設されている。こうした傾向は、横村(2005)が指摘する「共同化」「無形化」「有期限化」から検証できる。「共同化」は、血縁関係によらない人々のお墓を一つにする合葬方式であり、個人単位による継承が必要ない。「無形化」は、遺骨を海洋に撒く散骨や山林に遺骨を骨壺に入れずに埋葬して樹木や草花を植える樹木葬などの自然葬であり、カタチを残さない。合葬墓・合同墓では樹木を植えるなどし、土中に骨壺を合葬する、自然葬と墓地を融合させたカタチで樹木型墓地と呼んでいる。共同化で管理義務はなく無縁化はおこらない。「有期限化」は永代供養のことであり、納骨堂方式が多く、一定期間の後は合葬する。合葬墓・合同墓も永代供養の形式が多く、有期限となる。これらの3つの条件下で葬送・墓制の新しいカタチを選んだとしても、残る家族はお墓参りをするであろうが、それを負担とを感じるだろうか。負担とした場合、公共交通機関の便宜性が悪いという理由によることが多い。この点において負担とは、お墓等が近隣にないことである。つまり、お墓参りが前提となっている。墓じまい、改葬もお墓参りの時間軽減策のようである。残る側の負担が少ないとされるカタチが普及しているように見えるが、アンケート調査の結果では従来の角柱型墓石を望む人が多い。こうした伝統型思考は男性の方が強い。名古屋市や横浜市の大都市圏でも、葬送・墓制の選択は伝統的なようで、マスコミ等の報道と実態に開きを感じる。しかし、今後、団塊の世代が去り、少子化、非婚化、離婚の増加という社会環境では、葬送・墓制は個々のライフコースに融合するカタチが選択されるのではないだろうか。そこには、残る側への可能性もある。

(キーワード：葬送・墓制、永代供養、多様化)

第 29 回日本家族社会学会大会報告要旨

2019 年 9 月 4 日発行

第 29 回日本家族社会学会大会実行委員会

神戸学院大学ポートアイランドキャンパス

現代社会学部 現代社会学科内